平成 21 年度

包括外部監査の結果報告書

平成 22 年 3 月

宮崎県包括外部監査人

安　樂　健　一

目　　次

Ⅰ　外部監査の概要
1　外部監査の種類…… 1
2　選定した特定の事件…… 1
3　事件を選定した理由…… 1
4　外部監査の方法…… 1
5　外部監査の実施期間…… 3
6　外部監査の補助者…… 3
7　利害関係…… 3
Ⅱ　公の施設と指定管理者制度の導入
1　宮崎県の財政改革推進計画…… 4
2　指定管理者制度導入検討の対象…… 4
3　直営施設の管理運営方針の検討…… 11
4　指定管理者制度導入に係わるフロー図…… 14
5　指定管理者制度導入施設一覧…… 15
Ⅲ　監査結果総論
1　はじめに…… 18
2　監査結果及び監査意見全般…… 18
Ⅳ　監査結果各論
1　宮崎県男女共同参画センター…… 23
2　県立芸術劇場…… 40
3　宮崎県東京学生寮…… 65
4　宮崎県福祉総合センター…… 72
5　県立母子福祉センター…… 72
6　県立視覚障害者センター…… 89
7　県立聴覚障害者センター…… 105
8　宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家）…… 121
9　宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家）…… 121
10　宮崎県御池青少年自然の（宮崎県御池少年自然の家）…… 121
11　宮崎県林業技術センター
（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）…… 143
12　宮崎県ひなもり台県民ふりあいの森…… 149
13　宮崎県諸県県有林共に学ぶ森…… 158
14　宮崎県機械技術センター…… 163
15　県営国民宿舎えびの高原荘…… 168
16　県営えびの高原スポーツレクリエーション施設…… 168

17　県営国民宿舎高千穂荘…… 176
18　宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場
（有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ）… 182
19　宮崎県サンビーチ一ツ葉…… 186
20　宮崎港マリーナ施設…… 186
21　県立青島亜熱帯植物園…… 194
22　宮崎県総合運動公園…… 194
23　県立平和台公園…… 203
24　宮崎県総合文化公園…… 203
25　県立阿波岐原森林公園…… 211
26　特別史跡公園西都原古墳群…… 218
27　一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設…… 226
28　宮崎県体育館…… 234
29　宮崎県ライフル射撃競技場…… 234
30　宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）…… 250
31　宮崎県川南遊学の森…… 264
資料　管理運営等調査…… 266

Ⅰ　外部監査の概要

1　外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2　選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

指定管理者制度の運用状況について

(2) 監査対象機関

県の関係機関及び指定管理者

(3) 監査対象期間

平成20年度（必要と認めた場合過年度分を含む。）

3　事件を選定した理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において、従来、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体もしくは公共的団体に限って委託することができるとされていた公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。宮崎県においても、「宮崎県行財政改革大綱2007」の中で協働改革の取組（民間活力の活用）の一つとして「指定管理者制度の活用」を位置付け、また、宮崎県アウトソーシング推進指針（平成20年3月改訂）に基づき、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的として民間など外部の有するノウハウや人材等を県の行政運営に活用することを検討しているため、指定管理者制度の運用状況の現状を認識するため監査することは有意義と考え、上記を特定の事件とした。

4　外部監査の方法

(1) 検討した監査要点

住民サービスの向上及び民間の能力の活用並びに経費の節減のための指定管理者の選定手続は適正か、公募は適正か、募集期間及び指定期間は妥当か、協定書の内容は妥当か、直営方式継続施設は指定管理者制度へ移行しない検討理由は適正か、各施設は設置管理条例に基づき適切に管理運営がされているか、各施設の利用状況はどうか、指定管理者による管理運営状況に係る所管課のモニタリング事務は適切かの検討を監査要点とする。

(2) 実施した主な監査手続

県営住宅を除く指定管理者制度適用施設の所管課に対しヒアリングを行った。

県営住宅を除く全ての指定管理者及びその所管課に対しアンケート調査及び管理運営状況等調査を行った。

上記アンケート調査に係る以下の関係書類を吟味した。

引継書、施設設置の条例、組織図、管理規則及び管理運営業務仕様書、基本協定書、年度協定書、業務報告書（毎月報告）、事業報告書（年度報告）、決算書等報告書、実地調査の調書、利用者満足度調査、苦情・要望対応の記録・報告、第三者評価委員会の有無

以上から任意に抽出した指定管理者制度適用施設の現地調査を行った。

(3) 監査対象とした指定管理者制度適用施設

番号	施　設　名	所管課	現地調査
1	宮崎県男女共同参画センター	県民政策部生活・協働・男女参画課	10月9日
2	県立芸術劇場	県民政策部文化文教・国際課	10月6日
3	宮崎県東京学生寮	総務部総務課	―
4	宮崎県福祉総合センター	福祉保健部福祉保健課	―
5	県立母子福祉センター		
6	県立視覚障害者センター	福祉保健部障害福祉課	―
7	県立聴覚障害者センター		―
8	宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)	福祉保健部こども家庭課	10月13日
9	宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家)		―
10	宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)		―
11	宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	環境森林部環境森林課	―
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	環境森林部森林整備課	10月7日
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森		―
14	宮崎県機械技術センター	商工観光労働部工業支援課	―

番号	施　設　名	所管課	現地調査
15	県営国民宿舎えびの高原荘	商工観光労働部観光推進課	10月9日
16	県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		
17	県営国民宿舎高千穂荘	商工観光労働部観光推進課	―
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場(有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ)	農政水産部農政企画課	―
19	宮崎県サンビーチ一ツ葉	県土整備部港湾課	10月7日
20	宮崎港マリーナ施設		
21	県立青島亜熱帯植物園	県土整備部公園下水道課	10月9日
22	宮崎県総合運動公園		
23	県立平和台公園		―
24	宮崎県総合文化公園		―
25	県立阿波岐原森林公園		―
26	特別史跡公園西都原古墳群		―
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	企業局総務課	10月1日
28	宮崎県体育館	教育庁スポーツ振興課	10月6日
29	宮崎県ライフル射撃競技場		10月5日
30	宮崎県総合運動公園(有料公園施設のみ)		10月1日
31	宮崎県川南遊学の森	環境森林部自然環境課	―

5　外部監査の実施期間

平成21 年7月7日から平成22 年2月26日まで

6　外部監査の補助者

公認会計士　肥田木良博
公認会計士　川島秀文
公認会計士　工藤経芳

7　利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252 条の29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ　公の施設と指定管理者制度の導入

1　宮崎県の財政改革推進計画

宮崎県の財政改革推進計画（第２期）では以下のようになっている。

	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中期見通し① 平成18年度	歳入	5,801	5,562	5,559	5,586	5,549
	歳出	5,801	5,799	5,823	5,864	5,855
	収支不足	−222	−238	−264	−278	−306
	基金残高	608	455	276	83	−138
財政改革推進計画② 平成18年度策定	収支不足	−222	−102	−117	−96	−95
	基金残高	608	506	389	293	198
実際の予算額等③	歳入	5,801	5,648	5,591		
	歳出	5,801	5,648	5,591		
	収支不足	−222	−256	−286		
	基金残高	608	497	293		

実際の予算額等③の平成20年度基金残高は平成20年４月１日現在。

財政計画と実際の差 ③−②	収支不足	−222	−102	−117
	基金残高	608	506	389

上記のような財政状況において、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る目的で宮崎県の公の施設に指定管理者制度が導入されている。

2　指定管理者制度導入検討の対象

指定管理者制度は、議会の議決を経た上で期間を定めて法人その他の団体を指定して公の施設の管理運営を行わせる制度で、平成18年４月から宮崎県の公の施設に指定管理者制度が導入されている。宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針（平成17年３月）では、国の行政改革会議、総合規制改革会議等における「民間にできることは民間に」という方針を受けて、常に県民の視点を基本に、先例や従来の管理運営の形態にとらわれることなく、公の施設が最小のコストで最大の効用を発揮することができるよう、各公の施設の所管部局等において施設のあり方を含めた検討を行うとしている。この指針は、法令で管理主体が限定されている施設を除く全ての公の施設を対象とし、具体的には、以下の条例により現に設置している公の施設及び今後新たに設置する同様の公の施設について検討を行うこととしている。また、個別の法令で管理主体が限定されている施設についても、国の制度改正等の動向を踏まえ、検討が必要となったときは、この指針の対象に加えるものとしている。

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）、宮崎県立病院事業の設置等

に関する条例（昭和41年条例第44号）、宮崎県漁港管理条例（昭和38年条例第19号）、宮崎県港湾管理条例（昭和38年条例第18号）、都市公園条例（昭和39年条例第24号）、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第25号）、宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成２年条例第35号）、公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年条例第36号）、県立図書館条例（昭和25年条例第49号）、宮崎県総合博物館条例（昭和45年条例第41号）、県立西都原考古博物館条例（平成15年条例第42号）、県立美術館条例（平成７年条例第10号）

公の施設は以下のとおりである。

公の施設一覧（21．４．１現在　学校を除く。）

公の施設名称		所管部課	根拠条例
1	宮崎県青島青少年自然の家	福祉保健部こども家庭課	公の施設に関する条例
2	宮崎県むかばき青少年自然の家		
3	宮崎県御池青少年自然の家		
4	宮崎県男女共同参画センター	県民政策部生活・協働・男女参画課	
5	宮崎県消費生活センター		
6	宮崎県都城地方消費生活センター		
7	宮崎県延岡地方消費生活センター		
8	宮崎県中央福祉こどもセンター	福祉保健部福祉保健課	
9	宮崎県南部福祉こどもセンター		
10	宮崎県北部福祉こどもセンター		
11	県立視覚障害者センター	福祉保健部障害福祉課	
12	県立聴覚障害者センター		
13	宮崎県身体障害者相談センター		
14	宮崎県女性相談所	福祉保健部こども家庭課	
15	県立きりしま寮		
16	県立みやざき学園		
17	宮崎県福祉総合センター	福祉保健部福祉保健課	
18	県立こども療育センター	福祉保健部障害福祉課	
19	県立母子福祉センター	福祉保健部こども家庭課	
20	県立産業技術専門校	商工観光労働部労働政策課	
21	県立産業技術専門校高鍋校		
22	宮崎県中央保健所	福祉保健部福祉保健課	
23	宮崎県都城保健所		
24	宮崎県延岡保健所		
25	宮崎県日南保健所		

公の施設名称		所管部課	根拠条例
26	宮崎県小林保健所	福祉保健部福祉保健課	公の施設に関する条例
27	宮崎県高鍋保健所		
28	宮崎県日向保健所		
29	宮崎県高千穂保健所		
30	県立宮崎産院	福祉保健部こども家庭課	
31	県立延岡産院		
32	県立日南産院		
33	宮崎県立看護大学	福祉保健部福祉保健課	
34	宮崎県精神保健福祉センター	福祉保健部障害福祉課	
35	宮崎県農業科学公園	農政水産部地域農業推進課	
36	県立農業大学校		
37	宮崎県宮崎家畜保健衛生所	農政水産部畜産課	
38	宮崎県都城家畜保健衛生所		
39	宮崎県延岡家畜保健衛生所		
40	宮崎県工業技術センター	商工観光労働部工業支援課	
41	宮崎県食品開発センター		
42	宮崎県機械技術センター		
43	宮崎県総合農業試験場	農政水産部農政企画課	
44	宮崎県総合農業試験場畑作園芸支場		
45	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場		
46	宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター		
47	宮崎県中部農業改良普及センター	農政水産部営農支援課	
48	宮崎県南那珂農業改良普及センター		
49	宮崎県北諸県農業改良普及センター		
50	宮崎県西諸県農業改良普及センター		
51	宮崎県児湯農業改良普及センター		
52	宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター		
53	宮崎県東臼杵北部農業改良普及センター		
54	宮崎県西臼杵農業改良普及センター		
55	宮崎県水産試験場	農政水産部水産政策課	
56	県立高等水産研修所		
57	宮崎県林業技術センター	環境森林部環境森林課	
58	宮崎県川南遊学の森	環境森林部自然環境課	
59	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	環境森林部森林整備課	
60	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森		
61	宮崎県木材利用技術センター	環境森林部山村・木材振興課	
62	県営国民宿舎えびの高原荘	商工観光労働部観光推進課	
63	県営国民宿舎高千穂荘		
64	県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		
65	県立青島亜熱帯植物園	県土整備部公園下水道課	
66	宮崎県建設技術センター	県土整備部管理課	

公の施設名称		所管部課	根拠条例
67	宮崎県サンビーチ一ツ葉	県土整備部港湾課	公の施設に関する条例
68	宮崎県東京学生寮	総務部総務課	
69	県立芸術劇場	県民政策部文化文教・国際課	
70	県立宮崎病院	病院局経営管理課	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例
71	県立延岡病院		
72	県立日南病院		
73	北浦漁港	農政水産部漁港漁場整備課	宮崎県漁港管理条例
74	島野浦漁港		
75	南浦漁港		
76	土々呂漁港		
77	門川漁港		
78	都農漁港		
79	川南漁港		
80	富田漁港		
81	青島漁港		
82	野島漁港		
83	鶯巣漁港		
84	冨土漁港		
85	宮浦漁港		
86	鵜戸漁港		
87	油津漁港		
88	大堂津漁港		
89	目井津漁港		
90	夫婦浦漁港		
91	市木漁港		
92	宮之浦漁港		
93	都井漁港		
94	本城漁港		
95	福島高松漁港		
96	細島港	県土整備部港湾課	宮崎県港湾管理条例
97	宮崎港		
98	油津港		
99	古江港		
100	熊野江港		
101	延岡港		
102	延岡新港		
103	平岩港		
104	美々津港		
105	内海港		
106	外浦港		
107	大島港		
108	黒井港		
109	福島港		
110	大納港		
111	宮崎港マリーナ施設		
112	県立平和台公園	県土整備部公園下水道課	都市公園条例
113	特別史跡公園西都原古墳群		
114	宮崎県総合運動公園		

公の施設名称		所管部課	根拠条例
115	県立阿波岐原森林公園	県土整備部公園下水道課	都市公園条例
116	宮崎県総合文化公園		
117	県営小戸団地	県土整備部建築住宅課	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
118	県営鶴ノ島団地		
119	県営青葉団地		
120	県営東町団地		
121	県営出来島団地		
122	県営大塚A団地		
123	県営大塚B団地		
124	県営大塚C団地		
125	県営生目団地		
126	県営花ヶ島団地		
127	県営平和ヶ丘団地		
128	県営大塚台団地		
129	県営大塚台西団地		
130	県営源藤団地		
131	県営神宮駅東団地		
132	県営池内団地		
133	県営花ヶ島東団地		
134	県営江南団地		
135	県営住吉北団地		
136	県営生目台東団地		
137	県営生目台西団地		
138	県営学園木花台団地		
139	県営本郷南団地		
140	県営生目台北団地		
141	県営横小路団地		
142	県営新川団地		
143	県営光町団地		
144	県営上田島団地		
145	県営松小路A団地		
146	県営松小路B団地		
147	県営松小路C団地		
148	県営広瀬台団地		
149	県営ひかりヶ丘C団地		
150	県営平部ヶ下団地		
151	県営寺田団地		
152	県営見法寺団地		
153	県営益安団地		
154	県営馬越団地		
155	県営瀬貝団地		
156	県営栄松団地		
157	県営目井津ヶ丘団地		
158	県営新開団地		
159	県営西小路団地		
160	県営上浜田団地		
161	県営みどりヶ丘団地		
162	県営ひばりヶ丘団地		
163	県営千町団地		
164	県営年見団地		
165	県営南畑団地		
166	県営一万城南団地		
167	県営早水団地		

公の施設名称		所管部課	根拠条例
168	県営加治屋団地	県土整備部建築住宅課	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
169	県営一万城B団地		
170	県営都北団地		
171	県営北原団地		
172	県営川東団地		
173	県営都原団地		
174	県営一万城北団地		
175	県営榎堀団地		
176	県営沖水原A団地		
177	県営沖水原B団地		
178	県営花木団地		
179	県営松川団地		
180	県営堅田原団地		
181	県営海蔵団地		
182	県営上原団地		
183	県営南小林原団地		
184	県営城山団地		
185	県営三松団地		
186	県営堤団地		
187	県営京町団地		
188	県営柳水流団地		
189	県営永山団地		
190	県営原の坊団地		
191	県営犬熊団地		
192	県営向陽団地		
193	県営石貫団地		
194	県営久保鶴団地		
195	県営東平原団地		
196	県営平原団地		
197	県営下屋敷団地		
198	県営畑田団地		
199	県営持田団地		
200	県営三納代団地		
201	県営天井丸団地		
202	県営新田麓団地		
203	県営番野地団地		
204	県営都農団地		
205	県営都農新町団地		
206	県営沖の下B団地		
207	県営三ツ枝B団地		
208	県営古城ヶ鼻団地		
209	県営塩見川西団地		
210	県営日知屋東団地		
211	県営川路団地		
212	県営土橋団地		
213	県営下水流団地		
214	県営本村団地		
215	県営平城団地		
216	県営加草団地		
217	県営宮ヶ原団地		
218	県営三ツ瀬団地		
219	県営野田団地		
220	県営塩浜団地		

公の施設名称		所管部課	根拠条例
221	県営野田第二団地	県土整備部建築住宅課	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
222	県営一ヶ岡団地		
223	県営共栄団地		
224	県営昭和団地		
225	県営浜町団地		
226	県営大貫東団地		
227	県営土々呂団地		
228	県営希望ヶ丘団地		
229	県営塩浜南団地		
230	県営塩浜西団地		
231	県営田口野団地		
232	県営西町団地		
1と重複	宮崎県青島少年自然の家	教育庁生涯学習課	教育関係の公の施設に関する条例
2と重複	宮崎県むかばき少年自然の家		
3と重複	宮崎県御池少年自然の家		
233	宮崎県体育館	教育庁スポーツ振興課	
234	宮崎県ライフル射撃競技場		
235	宮崎県埋蔵文化財センター	教育庁文化財課	
236	宮崎県埋蔵文化財センター分館		
237	県立図書館	教育庁生涯学習課	県立図書館条例
238	宮崎県総合博物館	教育庁文化財課	宮崎県総合博物館条例
239	県立西都原考古博物館		県立西都原考古博物館条例
240	県立美術館	教育庁生涯学習課	県立美術館条例
241	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	企業局総務課	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例
242	宮崎県工業用水道施設		公営企業の設置等に関する条例

3　直営施設の管理運営方針の検討

県が設置する公の施設の管理運営に当たっては、当該施設の設置目的、規模、サービスの内容、業務の態様等を考慮し、県が直接管理運営を行う（直営）か、指定管理者による管理運営を行うかを含め、最も効率的、効果的な管理運営形態を選択するため、直営施設の管理運営方針の検討を下記のとおり検討している。

直営施設の管理運営方針の検討結果（平成19年度）

No.	施設名称	管理運営方針	
		検討結果	内　容
1	宮崎県消費生活センター	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
2	宮崎県都城地方消費生活センター		
3	宮崎県延岡地方消費生活センター		
4	宮崎県身体障害者相談センター	県直営（現状のまま）	法令等（身体障害者福祉法）による制約
5～7	宮崎県知的障害者更生相談所及び2支所（※21～23の児童相談所と重複）	県直営（現状のまま）	法令等（知的障害者福祉法）による制約
8	県立こども療育センター	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
9	宮崎県精神保健福祉センター	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
10	宮崎県女性相談所	県直営（現状のまま）	法令等（売春防止法、婦人相談所に関する政令）による制約
11	県立きりしま寮	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
12～19	宮崎県中央保健所等　8保健所	県直営（現状のまま）	法令等（地域保健法施行令）による制約
20	宮崎県立看護大学	県直営（現状のまま）	法令等（学校教育法）による制約
21～23	宮崎県中央児童相談所等　3児童相談所（※5～7の知的障害者更生相談所と重複）	県直営（現状のまま）	法令等（児童福祉法）による制約
24	県立みやざき学園	県直営（現状のまま）	法令等（児童福祉法施行令）による制約
25～27	県立宮崎産院等　3産院	引き続き検討	県立宮崎病院に同じ

No.	施設名称	管理運営方針	
		検討結果	内　容
28～31	県立宮崎病院等　4県病院	引き続き検討	平成20年度まで経営改革を実施し、平成21～22年度に経営あり方見直し検討予定
32	宮崎県木材利用技術センター	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
33	宮崎県川南遊学の森	指定管理者制度導入	サービス向上等の効果が期待できる
34	県立産業技術専門校	県直営（現状のまま）	法令等による制約
35	県立産業技術専門校高鍋校		
36	宮崎県工業技術センター	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
37	宮崎県食品開発センター	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
38	宮崎県農業科学公園	引き続き検討	平成19年度まで管理運営方法等の検討
39	県立農業大学校	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
40～42	宮崎県宮崎家畜保健衛生所等3家畜保健衛生所	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
43	宮崎県総合農業試験場	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
44	宮崎県総合農業試験場畑作園芸支場	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
45	宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
46～53	宮崎県中部農業改良普及センター等8普及センター	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
54	宮崎県水産試験場	県直営（現状のまま）	調査研究・技術開発機能が中心
55	県立高等水産研修所	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性
56～78	都農漁港等　23漁港	引き続き検討	市町村への管理者変更の検討
79	宮崎県建設技術センター	県直営（一部業務のアウトソーシング）	業務内容に高い公共性・専門性（産業開発青年隊教育は外部委託）
80～94	油津港等　15港	県直営（現状のまま）	制度導入効果が限定的
95～178	県営南平団地等　84団地	国富・延岡地区に21年度から指定管理者制度導入、その他地区は引き続き検討	その他地区は市町村への管理代行制度も含め検討

No.	施設名称	管理運営方針	
		検討結果	内　容
179	宮崎県総合博物館	県直営 （一部業務のアウトソーシング）	アウトソーシング可能な業務以外は、高い政策性・専門性を要する
180	県立西都原考古博物館	県直営 （一部業務のアウトソーシング）	アウトソーシング可能な業務以外は、高い政策性・専門性を要する
181	宮崎県埋蔵文化財センター	県直営（現状のまま）	調査研究機能が中心
182	宮崎県埋蔵文化財センター分館	県直営（現状のまま）	調査遺物・記録類の整理保管が中心
183～225	県立宮崎大宮高等学校等、43県立学校（五ヶ瀬中等教育学校含む）	県直営（現状のまま）	法令等による制約
226～239	県立盲学校等14校	県直営（現状のまま）	法令等による制約
240	県立図書館	県直営 （一部業務のアウトソーシング）	アウトソーシング可能な業務以外は、高い政策性・専門性を要する ※今後も、アウトソーシング実績、全国状況を踏まえ、指定管理者制度導入の可能性を検討
241	県立美術館	県直営 （一部業務のアウトソーシング）	アウトソーシング可能な業務以外は、高い政策性・専門性を要する ※今後も、アウトソーシング実績、全国状況を踏まえ、指定管理者制度導入の可能性を検討
242	宮崎県工業用水道施設	県直営（現状のまま）	業務内容に高い公共性・専門性

4　指定管理者制度導入に係わるフロー図

宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針における公の施設の管理運営方針の決定、指定管理者の選定に関する手続、議会の決議及び指定管理者の指定、指定管理者による管理への移行をフロー図にすると以下のとおりである。

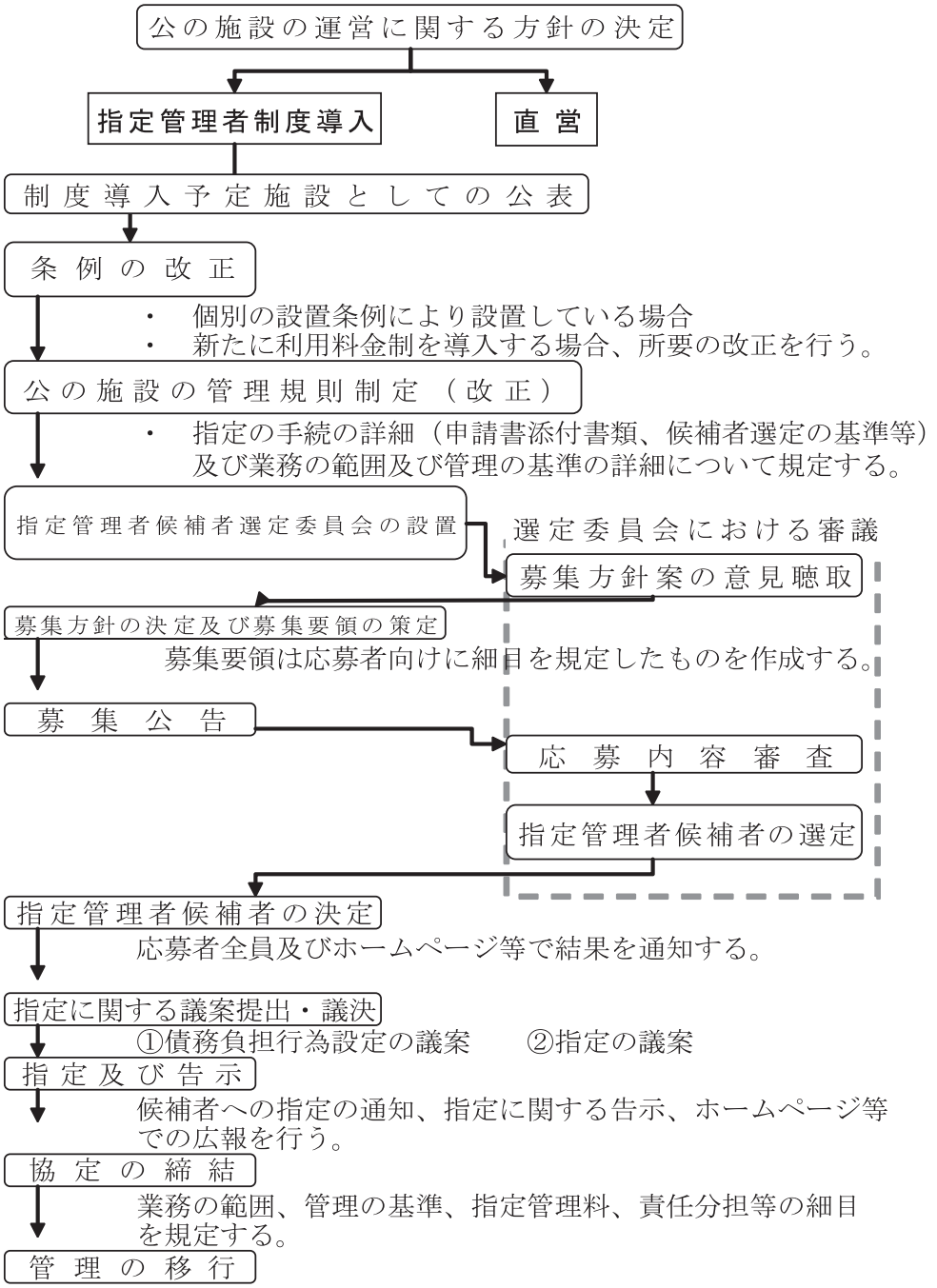

指定管理者制度による公の施設の適正な管理については、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領（平成18年12月20日行政経営課定め）に基づき、公の施設の適正な管理に努めるとともに、常に見直しを行い、指定期間満了後の公の施設の運営方針についても検討を行っている。

５　指定管理者制度導入施設一覧

指定管理者制度導入施設は下記のとおりである。各論番号はⅣの監査結果各論での施設番号である。

指定管理者制度導入施設一覧

○平成18年度から制度導入している施設

番号	各論番号	施設名	管理委託制度(～H17)	指定管理者制度(H18～)				所管課
				第一期指定(H18～20)		第二期指定(H21～)		
			管理受託者	指定管理者	指定期間	指定管理者	指定期間	
1	1	宮崎県男女共同参画センター	(NPO)みやざき男女共同参画推進機構	(NPO)みやざき男女共同参画推進機構	3年	(NPO)みやざき男女共同参画推進機構	3年	県民政策部生活・協働・男女参画課
2	2	県立芸術劇場	(財)宮崎県立芸術劇場	(財)宮崎県立芸術劇場	5年			県民政策部文化文教・国際課
3	3	宮崎県東京学生寮	(財)宮崎県公園協会	ジャパンプロテクション(株)	3年	ジャパンプロテクション(株)	3年	総務部総務課
4	4	宮崎県福祉総合センター	(社福)宮崎県社会福祉協議会	(株)文化コーポレーション	3年	(株)文化コーポレーション	3年	福祉保健部福祉保健課こども家庭課
5	5	県立母子福祉センター						
6	6	県立視覚障害者センター	(財)宮崎県視覚障害者福祉協会	(財)宮崎県視覚障害者福祉協会	3年	(財)宮崎県視覚障害者福祉協会	3年	福祉保健部障害福祉課
7	7	県立聴覚障害者センター	(社福)宮崎県聴覚障害者協会	(社福)宮崎県聴覚障害者協会	3年	(社福)宮崎県聴覚障害者協会	3年	
8	8	宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)	(財)宮崎県青少年研修協会	学校法人　宮崎総合学院	3年	学校法人　宮崎総合学院	5年	福祉保健部こども家庭課
9	9	宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家)	[直営]					

番号	各論番号	施設名	管理委託制度(～H17)	指定管理者制度(H18～)				所管課
				第一期指定(H18～20)		第二期指定(H21～)		
			管理受託者	指定管理者	指定期間	指定管理者	指定期間	
10	10	宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)	[直営]	学校法人 宮崎総合学院	3年	学校法人 宮崎総合学院	5年	福祉保健部こども家庭課
11	11	宮崎県林業技術センター	(社)宮崎県林業協会	(社)宮崎県林業協会	3年	(社)宮崎県林業協会	3年	環境森林部環境森林課
12	12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	(社)宮崎県林業協会	(社)宮崎県林業協会	3年	(社)宮崎県林業協会	3年	環境森林部森林整備課
13	13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	(社)宮崎県林業協会	(社)宮崎県林業協会	3年			
14	14	宮崎県機械技術センター	(財)宮崎県機械技術振興協会	(財)宮崎県機械技術振興協会	3年	(財)宮崎県機械技術振興協会	5年	商工観光労働部工業支援課
15	15	県営国民宿舎えびの高原荘	(財)宮崎県公園協会	ハイランドリゾートグループ	5年			商工観光労働部観光推進課
16	16	県営えびの高原スポーツレクリエーション施設						
17	17	県営国民宿舎高千穂荘	(財)宮崎県公園協会	神楽酒造㈱	5年			商工観光労働部観光推進課
18	18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場(有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ)	南郷町	「道の駅」なんごう管理運営協議会	5年			農政水産部農政企画課
19	19	宮崎県サンビーチ一ツ葉	(財)宮崎県公園協会	サンマリーングループ	3年	サンマリーングループ	3年	県土整備部港湾課
20	20	宮崎港マリーナ施設						
21	21	県立青島亜熱帯植物園	(財)宮崎県公園協会	(財)宮崎県公園協会	3年	(財)宮崎県公園協会	3年	県土整備部公園下水道課
22	22	宮崎県総合運動公園						

番号	各論番号	施設名	管理委託制度(～H17)	指定管理者制度(H18～)				所管課
			管理受託者	第一期指定(H18～20)		第二期指定(H21～)		
				指定管理者	指定期間	指定管理者	指定期間	
23	23	県立平和台公園	(財)宮崎県公園協会	パークマネージメント宮崎	3年	(株)馬原造園建設	3年	県土整備部公園下水道課
24	24	宮崎県総合文化公園						
25	25	県立阿波岐原森林公園	(財)宮崎県公園協会	(株)園田グリーンセンター	3年	MParks＋PHOENIX阿波岐原	3年	
26	26	特別史跡公園西都原古墳群	(財)宮崎県公園協会	(財)宮崎県公園協会	3年	(財)宮崎県公園協会	3年	
27～59		県営住宅(宮崎土木事務所管内　県営小戸団地等33団地)	(財)宮崎県建築住宅センター	宅建協会指定管理グループ	3年	(社)宮崎県宅地建物取引業協会ほか7社グループ	3年	県土整備部建築住宅課
60	27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	(財)一ツ瀬川県民スポーツセンター	(財)一ツ瀬川県民スポーツセンター	3年	(財)一ツ瀬川県民スポーツセンター	5年	企業局総務課
61	28	宮崎県体育館	(財)宮崎県スポーツ施設協会	(財)宮崎県スポーツ施設協会	3年	(財)宮崎県スポーツ施設協会	3年	教育庁スポーツ振興課
62	29	宮崎県ライフル射撃競技場						
	30	宮崎県総合運動公園(有料公園施設のみ)	(財)宮崎県スポーツ施設協会	(財)宮崎県スポーツ施設協会	3年	(財)宮崎県スポーツ施設協会	3年	
		計　62施設						

○平成21年度から新たに制度導入している施設

番号	各論番号	施設名	管理委託制度(～H17)	指定管理者制度(H18～)				所管課
			管理受託者	第一期指定(H18～20)		第二期指定(H21～)		
				指定管理者	指定期間	指定管理者	指定期間	
63	31	宮崎県川南遊学の森		[直営]	－	(社)宮崎県緑化推進機構	3年	環境森林部自然環境課
64～66		県営住宅(高岡土木事務所管内県営原の坊団地等3団地)	[直営]	[直営]	－	27～59に同じ	3年	県土整備部建築住宅課
		計　4施設						

Ⅲ　監査結果総論

1　はじめに

指定管理者制度の運用状況について、監査結果及び監査意見全般を総論として述べ、施設毎の監査結果及び改善、検討すべき事項は監査意見として、Ⅳの監査結果各論で述べる。

宮崎県では、指定管理者制度を導入した全ての施設において公募を行い、外部委員を含む選定委員会で指定管理者候補者を決定しており、公平性、透明性の高い募集及び選定が行われている。

また、指定管理者制度を導入した結果、巻末資料の「管理運営等調査」に示すとおり、各施設において管理運営費の縮減が図られている。

一方で、一部の施設においては、利用者数の減少や、管理運営費のうち人件費の増加が見受けられた。

なお、募集及び選定並びに管理運営状況については、県のホームページで公表されている。

2　監査結果及び監査意見全般

(1) 監査結果

Ⅳの監査結果各論で記載した指摘事項が１件あるものの特記すべき事項はなく、概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 監査意見

主な監査意見の内容は、以下のとおりである。

ア　募集手続について

（ア）募集期間について

指定管理者の募集期間は、概ね２ヶ月程度確保されているが、施設の特性、規模によっては、応募のための準備期間としては十分ではないと思われるものもあるため、このような施設については、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

（イ）応募者説明会について

応募者説明会が現地で行われていない施設があったが、少なくとも、特異な植物を管理するような施設については、現地で説明を行う必要がある。

（ウ）応募状況について

指定管理者制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿って全ての施設

で公募が行われており、募集及び選定の公平性、透明性が確保されているが、応募者が少ない施設もあることから、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

イ　指定管理者の選定について

（ア）指定管理者候補者選定委員会の委員構成について

５名以上の委員で組織する選定委員会を設置し、様々な意見を集約するという観点から半数以上は外部委員としているが、現員５名のうち県職員２名、利用者代表等３名となっている選定委員会については、県職員を１名とし、利用者代表等の１名増員を検討するのが望ましい。

（イ）指定管理者候補者選定委員会の現地調査について

相当に大規模、複雑な施設において、選定委員の現地調査が行われていないものがあった。このような施設では備品等の種類や数も膨大であり、現地調査なくして適切なヒアリングや選定作業は困難と思われるので、選定委員会においては現地調査を行うべきである。

（ウ）審査項目について

審査項目の一つである指定管理料の基準価格の設定に当たって、特定の施設については、より公平性を高める観点から、次期指定においては基準価格の見直しを検討する余地があると考える。

ウ　備品の管理について

（ア）備品の現物確認について

指定管理者による定期的な備品の現物確認が行われていない施設があった。指定管理者は、基本協定書に基づき備品の現物確認を定期的に行うとともに、 所管課としても、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

（イ）利用状態の確認について

一部の施設において、利用されていない備品があった。所管課は、備品の利用状態の確認に努め、利用されていない備品があれば所管換えを含む有効利用策を検討するとともに、今後とも利用の見込みのないものについては、処分を検討する必要がある。

（ウ）業務仕様書について

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任を併せて負うことになるため、善管注意義務をもって管理を行う必要があるが、善管注

意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱いに注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

エ　領収書について

利用料金徴収に係る領収書が発行されていない施設があった。これは、指定管理者が作成している現金取扱事務要領に従った取扱いとなっていない。領収書及び領収書控え綴りを作成し使用するよう、所管課は指定管理者を指導すべきである。

オ　リスク管理、責任分担について

大規模な災害復旧及び建物の補修に関するリスク分担について、募集要領及び基本協定書の中で明確にされていない施設があった。募集段階から負担関係を明確にしておく必要がある。

カ　管理運営費について

光熱水費について、指定管理者ではなく県の負担となっている施設があった。管理運営費を正確に把握するため、適切な積算に基づき算定した額を指定管理料に上乗せするとともに、指定管理者の負担とするよう改めるべきである。

キ　収支差額について

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている施設があった。収入、支出を実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。したがって、収支が均衡する理由が不明瞭な場合は、共通費用の按分が合理的であるか等を作成基礎資料などで確認することも必要と思われる。

ク　収支決算書の分析について

３事業年度の収支決算書をみると自主事業を除いても３事業年度とも支出超過となっている施設があったが、所管課では、原因の把握、分析を行っていなかった。指定管理者の評価や、次期指定管理者の選定にも関わってくるものであるため、原因の把握、分析が必要である。

ケ　決算書等報告について

決算書等報告は、法人が指定管理者として事業計画に沿った管理を安定的、継続的に行う上で必要な経理的基礎を有しているかどうかを審査するために行わせるものである。

一方で、指定管理者が複数の公の施設の指定管理者として指定されている場合、指定管理者の経営状態をチェックするため、決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の法人全体の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握すれば、より効果的な分析が可能になると思われる。特に損益計算書は収益だけではなく費用も業務別に分けた部門別損益計算書の作成を求めることが望ましい。部門別損益計算書の提出が得られれば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を関係所管課の担当者が合同で行うことも可能となり、経営状態等に関して県として統一的な評価を共有できると思われる。

コ　実地調査について

所管課が施設を実地調査する際の審査チェックリスト、審査調書が作成されていない事例が見受けられた。所管課は、審査調書を作成し、保管するとともに、調査の結果、改善指示が必要な場合は、指定管理者に対して改善指示を口頭ではなく文書で指導するべきである。

サ　業務報告書の審査について

所管課は、業務報告書の書面審査を行い業務報告書に書き込みをしているが、審査調書が作成されていない事例が見受けられた。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

シ　事業報告書の審査について

事業報告書の審査チェックリストが作成されていない事例が見受けられた。事業報告書の審査チェックリストを作成し、審査の結果及び指摘事項の有無などを審査調書として作成の上、保管する必要がある。また、審査結果を所管課として評価し、指定管理者への評価結果の通知は、口頭ではなく文書で指導するべきである。

ス　決算書等報告の審査について

決算書等報告の審査チェックリストが作成されていない事例が見受けられた。他県において、指定管理者が経営破綻し、指定期間途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している中で、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するための審査チェックリストを作成することが必要であると思われる。

セ　引継書について

前任の指定管理者と後任の指定管理者が異なる場合、責任の所在、問題点の把握等において後任の指定管理者に業務遂行上のリスクが多いと考えられる。最終的に利用する県民がリスクを負担させられることのないよう、両者間で引継書を作成する際には、どこまでが前任者の責任でどこからが後任者の責任かを明確にし、組織としての引継ぎが行われなければならない。

ソ　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課によっては、定例会等で指定管理者から苦情の報告を受けているが、苦情処理簿には目を通していない事例が見受けられた。苦情については、指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課としても直接苦情処理簿に目を通したり、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

タ　その他のモニタリングについて

地方自治法、協定書及び「利用者の声」に基づくモニタリングのほか、施設利用者や県民の声を施設運営やサービスの向上により反映させるために、モニタリング実施要領に示された外部の第三者評価委員会の設置を積極的に検討する必要がある。

Ⅳ　監査結果各論

1　宮崎県男女共同参画センター

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

男女共同参画社会づくりの推進拠点として、男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として設置。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

なお、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第９条において、地方公共団体の責務として、国に準じた施策を実施する責務が明記されているとともに、宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年条例第９号）第４条及び第17条に県の責務と推進体制の整備を明記している。

ウ　所管課

県民政策部生活・協働・男女参画課

エ　施設の概要

所在地	宮崎県宮崎市宮田町３番46　宮崎県庁９号館
施設概要	県庁９号館の１階及び３階延べ床面積 343.7 ㎡(1 階 161.4 ㎡、3 階 182.3 ㎡)
施設内容	1 階:事務室、図書室、交流スペース、相談室 3 階:研修室、交流室、相談室
他の入居施設	消費者金融相談所、(財)宮崎観光コンベンション協会、スポーツランドみやざき推進協議会
建築費	55,339 千円(県庁９号館全体)
利用料金制	なし

オ　沿革

年月日	施設名	運営方法、管理運営委託先
平成３年６月１日	みやざき女性交流活動センター	任意団体「みやざき女性交流活動センター」に運営委託。
平成13年９月４日	名称を宮崎県男女共同参画センターとし、公の施設として設置	管理委託方式。委託先、みやざき男女共同参画推進機構(任意団体)
平成14年４月１日		「特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構」に管理運営委託
平成18年４月１日		指定管理者制度を導入 「特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構」を指定管理者に指定
平成21年４月１日～		第二期指定 「特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構」を指定管理者に指定

カ　九州、沖縄における男女共同参画センターの状況

九州、沖縄における平成20年度の男女共同参画関係の予算（施設整備費を除く）を示せば下記のとおりである。（出典：内閣府男女共同参画局。平成20年度男女共同参画・女性関係予算）

県名	予算額（千円）	一般会計予算総額に占める割合（%）	県名	予算額（千円）	一般会計予算総額に占める割合（%）
宮崎県	35,392	0.0063	熊本県	61,931	0.0100
福岡県	357,378	0.0233	大分県	78,946	0.0220
佐賀県	197,951	0.0504	鹿児島県	14,710	0.0019
長崎県	23,890	0.0033	沖縄県	149,411	0.0253

上記のとおり、宮崎県は長崎県、鹿児島県とともに男女共同参画、女性関係予算は低い。これにはいろいろな要因があるが、宮崎県においてはフィットネス設備やレストラン等の施設のハードの部分に頼らず管理運営の充実というソフト面に少ない予算を集中的に配分しており、これが低い予算額となって表れている側面があり、施設の目的から考えれば評価できると考える。

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者

平成21年10月９日現在においては第二期指定の指定管理者であるが、第一期指定においても下記団体が指定管理者として選定されている。）

名称	特定非営利活動法人　みやざき男女共同参画推進機構
代表者	理事長　戸島　信一
所在地	宮崎市宮田町3-46県庁9号館
法人成立年月日	平成14年1月23日
設立目的	宮崎県男女共同参画センターの管理運営、男女共同参画に関する情報の収集及び提供、啓発、相談、各種関係団体の交流・支援活動を行うことによって、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。
主な事業	①宮崎県男女共同参画センターの管理運営 ②男女共同参画に関する情報の収集及び提供事業 ③男女共同参画に関する啓発事業 ④男女共同参画に関する相談事業 ⑤男女共同参画に関する団体の交流・活動事業の支援
組織	役員:10名(常勤1名、非常勤9名) 職員:11名(うち宮崎県職員OB0名)
財務状況 (平成20年度)	当期収入　29,124千円 当期支出　28,740千円 収支差額　　384千円 総 資 産　1,316千円 総 負 債　　932千円 純 資 産　　384千円
指定管理者の行う業務	男女共同参画センターの管理運営(施設管理を除く)

イ　指定管理者の指定

宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。

年月日	主要な手続等
昭和39年 4月 1日	公の施設に関する条例公布
平成13年 7月 9日	男女共同参画センター設置附則（条例第33号）
平成13年 9月 3日	宮崎県男女共同参画センター管理規則公布
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に宮崎県男女共同参画センター管理規則を改正
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針(制度導入に係る事務処理の取扱い等)」が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年 3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 8月 8日	宮崎県男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月18日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 8月29日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項：募集方針、募集要領、審査方法案の意見聴取、現地視察
平成17年9月22日から11月22日まで	募集周知期間。告知方法：県公報、県HP
平成17年10月 6日	現地説明会
平成17年10月 7日から10月14日まで	質問受付
平成17年 9月22日から11月22日まで	申請書受付
平成17年12月6日	第１次審査（応募資格審査）
平成17年12月16日	第２次審査（ヒアリング、プレゼンテーション） 第２回指定管理者候補者選定委員会開催。討議、採点 指定管理者候補者の選定
平成17年12月20日	指定管理者候補者決定
平成17年12月21日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査

年月日	主要な手続等
平成18年 3月10日	指定管理者の指定についての議会の議決及び平成17年度一般会計歳入歳出予算の補正 債務負担行為の設定
平成18年 3月13日	指定管理者との基本協定書の締結についての決裁 指定管理者の告示についての決裁 指定管理者の指定についての決裁
平成18年 4月1日	指定管理者への通知 指定管理者との基本協定書の締結 指定管理者の指定について宮崎県公報により告示（当該日が休日のため4月3日の広報により告示）
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及び主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加え、監査結果と監査意見を記すこととする。なお、監査実施時点においてすでに第二期指定に移っているので、必要に応じて第二期指定についても検討を加えている。

ア　指定管理者制度の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における指定管理者制度管理状況の把握等、司令塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ　設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成15年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例及び宮崎県男女共同参画センター管理規則に所要の整備を加え改正している。

公の施設に関する条例及び宮崎県男女共同参画センター管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ　宮崎県男女共同参画センター（以下この各論で「センター」という。）への指定管理者制度（以下この各論で「制度」という。）導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年４月１日からの制度導入に当たり、行政経営課の主導の下、設置目的、管理運営の現状、県内における類似施設の状況、他の自治体における管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、これらの検討過程を吟味したが妥当な検討過程及び結論であると認められた。

エ　指定管理者候補者選定委員会について

委員構成は後記のとおりであり、構成メンバーとしては適切と考える。

なお、第二期指定においても構成メンバーに問題点は認められなかった。

オ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て公表された募集要領の主要部分に沿いつつ検討を加える。紙面の都合上募集要領の詳細については割愛するが、記載されるべき項目、内容について問題は認められなかった。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補者選定委員会において審議された募集方針、募集要領に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、完全な公募となっている。

なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっておらず、実質公募と認められる。なお、第二期指定についても実質公募と認められる。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページにより行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで２ヶ月間となっている。募集期間全体としては２ヶ月間であるが、募集開始から質問の締め切りまでは23日間であり、応募者は、その間に施設の過去の管理運営の実績や現状把握、施設の特性や将来の展望等を基に仮の事業計画を策定してみなければ的確な質問を行うことができないと考えられる。施設の特性によっては23日間という日数は応募制限にも等しい場合もあるが、センターの場合、あまり一般的な分野ではな

いものの業務内容から考えて特に問題はないと思われる。

なお、第二期指定における募集期間についても第一期指定と同じく２ヶ月間であるが、第一期指定時においては、制度導入初年度のため募集開始が遅れ、指定管理者の選定から指定管理者による管理への移行までの期間が約３ヶ月間しかなかったが、第二期指定においてはその期間が約５ヶ月間確保され改善されている。

（ウ）指定期間について

指定期間については、所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上３年間としている。特に指定管理者制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったことは想像に難くなく、３年間という指定期間については妥当と考える。

なお、第二期指定においても指定期間は３年間となっており、これは、第一期指定の経験、実績を踏まえ指定管理者に緊張感をもって管理運営を行ってもらうには適切な指定期間と判断したことによるもので、妥当と考える。

（エ）指定管理料の上限額について

17年度実績を基に人件費と管理費に分け次のように積算している。

参考までに指定管理者の初年度の実績も示した。　　（単位：千円）

	17年度実績	積算額（指定管理料の上限額）	差引	18年度指定管理者決算額
人件費	18,824	9,518	△9,306	12,207
管理費	18,511	16,521	△1,990	13,862
合計	37,335	26,039	△11,296	26,069

積算において、大きな削減効果を見込んでいる。指定管理者の18年度の決算によれば、管理費総額ではほぼ積算どおりの数字を出している。ただし、制度導入後人員を増加したため人件費実績は積算を上回り、人件費以外の管理費の削減で対応していることが分かる。管理運営費については、制度導入の効果が大きかったことを見て取れる。

なお、第二期指定においては次のように積算している。（単位：千円）

	18年度積算額	積算額（指定管理料の上限額）	差引
人件費	9,518	9,558	40
管理費	16,521	16,678	157
合計	26,039	26,236	197

第二期指定においては、人件費については共済費の増加分を、管理費に

ついては報償費や旅費の増加を織り込んでいる。人件費及び管理費については後記のとおり実績が出ており、その実績が積算に反映されていない点（人件費とその他の管理費との積算額と実績額との差）が疑問点として残る。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要領では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

① 審査方法について

(a) 第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

(b) 第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

② 指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。第２期から、候補者を選定する第２回以降のみ非公開とするよう見直ししている（以下、全施設とも同じ）。

委員長	○○○○（宮崎県地域生活部次長）
委　員	○○○○（延岡男女共同参画会議21代表）
	○○○○（宮崎県青少年男女参画課長）
	○○○○（公認会計士）
	○○○○（宮崎公立大学准教授）

（監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている。）

なお、第二期指定においても同様に氏名と資格・所属が記載されている。

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

③ 審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
①住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に基づく運営が行われること	・事業内容に偏りがなく、住民の平等な利用が確保されるものであるか。	20
	・管理運営の基本方針等が、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨に沿っているか。	
	・男女共同参画社会づくりの現状と男女共同参画センターとしての課題を十分認識しているか。	
②センターの効用を最大限に発揮するものであること	・男女共同参画社会づくりに関する各種事業の内容が優れているか。	30
	・男女共同参画社会づくりに向けた独自性のある優れた事業の提案が行われているか。	
	・開館日、開館時間について利用者の利便性に配慮しているか。	
	・利用者増への取組に関する提案内容は適切か。	
③管理運営に係る経費の縮減を図るものであること	・利用者サービス向上への取組に関する提案は適切か。	30
	・委託料の提案額。	
④事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有するものであること	・管理業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。	20
	・管理運営に必要な体制が確保されているか。	
	・継続的に安定した運営が可能な財政的基盤はあるか。	
	・類似事業等において優れた実績を有しているか。	
	・個人情報の保護などリスク管理の具体的な対応策は適切か。	
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目・配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２についての配点も記載されており、それによれば類似事業等における管理運営の実績の配点は低く、参入障壁といえるものではない。選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については妥当と考える。

第二期指定においては、第一期指定における経験、実績を踏まえ審査項目及び配点に次のように変更が加えられた。

選定基準④に「 環境保全や地域経済の活性化など地域への貢献に配慮した取組が行われているか」という項目が加わったほか、「③管理経費の縮減」の項目において配点が30点から10点に減じられている。これは、第一期指定時においては指定管理者制度導入の目的の一つである経費の節減を重点項目と捉えており、後述のとおり経費の節減には一定の成果を挙げ、そして第一期指定の実績の分析によりこれ以上の経費節減を求めることは却ってサービスの質を落とす虞があるとの配慮によるもので、削減された20点は「①住民の平等な利用の確保及びセンターの設置目的に適った運営」と「④事業実施に必要な財政的基盤と管理能力」にそれぞれ10点ずつ上乗せされており、審査項目として妥当な配点の変更と考える。また、第一期指定においては最低点の定めはなくあまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであったが、第二期指定においては最低合格点を60点と定めた上で上述のような運用を行っている。

選定基準の概要は上記のとおりであり、選定基準、選定手続の公平性、透明性は確保されているものと考える。

カ　選定の結果について

結果的に１団体のみの応募となり「特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構」が選定された。採点結果は500点満点中315点であった。

選定理由の詳細は割愛するが、500点満点中315点という点数は、委託料の提案額への配点が大きいところ、提案額が募集要領における上限額であったため得点が０点になったことによるが、その他の審査項目については選定委員間の得点のばらつきも少なく、特に問題点は認められなかった。

なお、第二期指定においては、現地説明会参加団体はＮＰＯを含めて２団体で、最終的な応募者は第一期指定管理者であるＮＰＯ１団体で、そのＮＰＯが第二期指定においても指定管理者として選定されている。採点結果は500点満点中399点であり、選定理由は、第一期の実績が評価されている以外は第一期指定時とほぼ同様である。なお、第一期に引き続き同一団体が審査されたのに得点が大きく上がっているのは、前述のとおり審査項目及び配点が見直されたこと、特に委託料の提案額への配点が大きく下がったことによるものであり、特に指摘すべき問題点は認められなかった。

キ　指定管理料について

第一期及び第二期の募集要項にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。

（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
第一期　年額	26,039	26,039	0
指定期間総額	78,117	78,117	0
第二期　年額	26,236	26,200	△36
指定期間総額	78,708	78,600	△108

ク　指定管理者との基本協定の締結について

（ア）基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者は宮崎県男女共同参画センター管理規則第 10 条の規定に基づき基本協定を締結し、また、業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。なお、施設の特性から利用料金制度は採用していない。基本協定書の詳細な内容は割愛するが、必要不可欠な条項は網羅されており、また、このような施設において特に高度の水準が要求される個人情報保護については特記事項として別記により詳細な指示があり、その運用に関し現地調査に際し視察とヒアリングを行ったが特に問題点は認められなかった。ただし、備品管理については、善管注意義務を課すのみで、現物調査について触れられていない。また、リスク分担のうち主要な項目を抜粋すれば次のとおりであるが第三者の行為、経年劣化による損傷等については、規模の大小による区分のみで、金額的基準が示されていない。これは所管課の説明によれば、施設管理は、日常の清掃等を除き指定管理者の業務ではなく、したがって、施設の修繕を指定管理者の負担で行うことは、指定管理者の責に帰すべき事由の場合以外あり得ないこと、現実には備品の修繕も全部県が行っているとのことであった。

項　目	内 容 等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの	○	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
6 事業終了時の対応（撤収・ 施設等の原状回復・引継ぎ）			○

（監査意見）

基本協定書により指定管理者は備品の現物確認を適宜行い、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。また、リスク分担表における第三者の行為、経年劣化による損傷等については、金額基準を明記すべきものと考える。監査人の帳簿検査によれば、管理運営に関する経費は必要最低限のものと認められ、また、備品の殆どのものは耐用年数を経過した古いものであって、恐らく所管課はその辺りの事情を考慮の上現実的処理として金額にかかわらず県が面倒を見ているものと思われる。しかし、それでは現実の管理運営費が把握できない。また、指定管理者が緊張感をもって備品管理を行うためにも、適切な修繕費を積算し指定管理料に含め、リスク分担表において金額基準を明記すべきと考える。センターは利用料金制をとっておらず、そこにインセンティブが働く余地はない。指定管理者の運営努力により利用者が増えれば増えるほど、運営経費がかかってしまうというジレンマがある。指定管理者が適切な管理運営により経費削減をなし、収支差額余剰が生じる可能性を残すことも、指定管理者制度運営上考慮されてもいい問題の一つと考える。

また、単なる施設管理ではないこのようなセンターにおいては、その果たすべき役割は刻々と変化していくものであるが、基本協定書は指針を基にやや画一的に作成されているきらいがある。基本協定の締結に当たっては、指定管理者の意見を十分に汲み上げ、その公の施設の実情に合った基本協定を締結すべきと考える。現場のことを一番熟知しているのは、数年で

異動する所管の担当者でも行政経営課でもなく、指定管理者自身だからである。

（イ）業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示があり、指示事項について現地調査の際視察及びヒアリングを行ったが、問題点はなかった。

（ウ）年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払いに関し必要な事項を定めたもので特に問題点は認められなかった。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定書、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリング、現地視察を基に検討を加える。

（ア）管理運営状況について

①　収支の状況について　　（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
収入の部	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
	管理受託料	37,335	―	―	―
	指定管理料収入	―	26,039	26,039	26,039
支出の部	人件費	21,934	12,207	11,831	11,631
	その他の管理経費	15,401	13,855	14,238	14,050
	支出合計	37,335	26,062	26,069	25,681
	収支差額	0	△23	△30	358
職員数	職員数	7	11	11	11
	(うち、県派遣、県OB)	(派遣)2	(OB)1	(OB)1	(OB)1

(a) 管理運営費について

管理運営費については、管理委託制度時代と指定管理者制度時代とでは、その行う業務の内容に若干の差があり、しかも、一つ一つの業務のための経費支出の区分分けがなされていないため単純比較はできないが、制度導入により大幅に削減されており、その削減は人件費の削減によりなされていることが分かる。人員は制度導入により

総体では４人増加したが、単価の高い県派遣が２人減少し、単価の低い県ＯＢが１人増加したことが人件費の減少に大きく寄与している。その他３人の増加も１年契約の嘱託職員の活用により単価を引き下げたことによって人件費全体を押し上げることのないように運用されている。個々の支出項目について帳簿を閲覧したが、ぎりぎりの予算のなかでよく工夫されているという印象であり、特に指摘すべき事項は存せず、管理運営費については指定管理者制度の目的の一つである経費の削減効果は発現されていると考える。なお、基本協定書において県の承認が必要とされている再委託契約は存しない。

管理運営費については、月次で予算実績比較し差異分析が行われており評価できる。アンケート回答によれば、施設運営費用の削減の余地はないということであったが、帳簿検査、ヒアリングの結果においても首肯できる回答であった。

（監査意見）

センターの光熱水費については、センターではなく県の負担となっている。これでは真のセンターの管理運営費を把握することはできず、また、光熱水費の削減努力によるセンターの収支差額の改善というインセンティブをセンターに与えることもできない。入居しているビル全体でメーターが一つという制約はあるが、光熱水費については、適切な積算に基づき指定管理料に上乗せするとともにセンターの負担とするよう改めるべきである。

(b) 収支差額について

収支差額は、管理委託時代がゼロであるのに対し、制度導入後はわずかなマイナスが続き、平成 20 年度に至り需用費等の削減により初めてプラスを計上している。このマイナスは、指定管理者より補填されている。収支差額については特に指摘すべき事項はない。付記すれば、センターとしては 20 年度に生じた収支差額により、これまでできなかった事業を行うことができるとして計画を組んでおり、その姿勢はセンターのあるべき姿と考える。

(c) 決算報告書について

基本協定書に従い、指定管理業務を含む指定管理者全体の業務に係る決算報告書が毎年遅滞なく提出されている。指定管理業務以外に県からの受託事業があり、なぜ指定管理業務に含めないのか疑問をもったが、国からの補助事業であり、事業の継続性に不透明な部分があるため指定管理業務とは別個の委託事業としたもので、妥当である。

② 施設管理について

(a) 備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、全て県の所有であり指定管理者の所有する備品はない。備品の実査は毎年行われているが、実施時期を定めていない。また、備品実査に係る手引や実施要領はない。

(監査意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

(b) 現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

③ 運営について

(a) 利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って①センター来館者、②相談室利用者、③図書・ビデオ貸出状況、④研修室・交流室利用状況、⑤印刷機利用状況、⑥ホームページアクセス件数、⑦各種講座等実施状況、⑧講師派遣事業、⑨職員派遣事業等業務の種類ごとに時間帯別、月別、累計、前年度対比という形で詳細な記録が取られており、紙面の都合上その詳細が記載できないのが残念なほどに充実している。ここでは、単純に施設の利用人数の推移を記載しておく。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用人数(人)	8,128	11,928	12,870	11,648

指定管理者制度になってからの開館日数の増加、開館時間の延長、センターの周知広報活動等の運営努力により、量的にも質的にも増大していることが認められ、管理委託制度時代と同一の団体が指定管理者となっているにも拘わらず、制度の目的の一つである民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るという効果が発現されている。

(イ) モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためにモニタリングこそが、必要不可欠な手続であり、管理委託制度の問題点を指定管理者制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの３種類があり、それぞれについて考察する。

① 地方自治法及び協定書によるモニタリングについて

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められている。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後の管理運営の効率化に資することができることになる。

(a) 業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては「センターの利用状況」「実施した事業の内容及び実績」「その他県が必要と認める事項」が詳細な資料とともに報告されている。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

(b) 事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書においては「管理業務の実施状況」「センターの利用状況」「管理運営の実施に係る収支決算」「その他県が必要と認める事項」が詳細な資料とともに報告されている。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。なお、収支報告書は文字どおり収支報告のみで、貸借対照表や財産目録は添付されていない。

(c) 決算報告書によるモニタリングについて

指定管理業務を含む指定管理者の決算が報告され、所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。

(d) 実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせて、備品の実査にも立ち会っている。

概略上記のとおりであるが、事業報告書については、行政経営課作成のモニタリング実施要領に基づき審査表を作成し保管している。しかし、業務報告書、決算報告書、実地調査については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。決算報告書については、若干の数字の齟齬が見受けられた。

(監査意見)

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれ

ば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とするので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、結果として必ず収支差額は発生するものであり、その結果指定管理者の財政状態がどのように変化したかということを分析するためには最低限、貸借対照表や財産目録の添付が必要と考える。

② 利用者の声に基づくモニタリングについて

所管課によっては基本協定書や業務報告書に「事業評価」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに、結果を県に報告するものとするとの規定があるが、そのような規定は存しない。規定はないが、実施した事業毎にアンケートをとり、分類集計の上管理運営に資するよう活用していることが認められ、所管課も実地調査時に確認している。また、業務仕様書どおり、第三者（センター利用者）による運営評価委員会を設置し年に一度開催している。議事録を閲覧したが形骸化した評価委員会ではなく、利用者の生の声が反映される場となっていることが窺われるものであった。

なお、第二期指定においては、基本協定書に「利用者満足度調査」の条項を設けており改善されている。

(4) センターと制度についての考察

元々収支の規模が小さいセンターであるが、その中において管理運営費の削減、施設の効用の増大という両面において、制度の効果が発現していると認められる。所管課の的確なモニタリングの下、引き続き制度が効果的に運用されていくことを期待したい。

2　県立芸術劇場

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

宮崎県民の文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的に設置。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

ウ　所管課

県民政策部文化文教・国際課

エ　施設の概要

名称	宮崎県立芸術劇場 （愛称:メディキット県民文化センター）
所在地	宮崎市船塚 3-210
開所年月	平成５年 11 月
建物規模	鉄筋・鉄骨コンクリート造り 地下1階　地上４階　塔屋１階
敷地面積	総合文化公園敷地 165,000 ㎡のうち約 20,000 ㎡
建築面積	10,330 ㎡　延床面積 21,999 ㎡
総事業費	139 億円
主な施設	①コンサートホール（クラシック音楽を主とした音楽専用ホール）客席 1,818 席　４階３層　楽屋８室 ②演劇ホール（各種舞台芸術を主とした演劇専用ホール） 客席 1,112 席　４階２層　楽屋８室 ③イベントホール（音楽、演劇、パーティ、講演会等イベント会場）　客席　一部可変 300 席　楽屋３室 ④練習室（音楽、演劇、バレー等のリハーサル及び練習室） 大練習室　２室、中練習室　４室、小練習室　４室 ⑤資料閲覧室（音楽、演劇関係資料） ⑥その他施設 和室、会議室、特別室、レストラン（61 席）
利用料金制	あり

オ　施設の概要

昭和 60 年 4 月	宮崎県総合文化公園基本計画策定
平成 元 年 3 月	県立ホール（仮称）建設基本計画書作成（教育委員会）
平成 5 年11月	開館 財団法人宮崎県立芸術劇場に管理運営を委託
平成 6 年 9 月	芸術劇場友の会組織「くれっしえんど倶楽部」設立
平成 7 年11月	天皇、皇后両陛下ご来館
平成 8 年 3 月	第 1 回宮崎国際音楽祭開催
平成 12 年11月	利用者 200 万人達成
平成 18 年 4 月	指定管理者制度導入 財団法人宮崎県立芸術劇場を指定管理者に指定
平成 20 年10 月	利用者 400 万人達成

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者（平成21年４月１日現在）

名称	財団法人　宮崎県立芸術劇場
代表者	理事長　青木　賢児
所在地	宮崎市船塚3-210
法人成立年月日	平成5年4月1日
設立時資産	基本財産（県拠出）　30,000千円 運用財産（県拠出）　2,000,000千円
設立目的	県立芸術劇場を拠点として芸術文化等多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと、心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的とする
主な事業	この法人は設立目的を達成するために、次の事業を行う ①文化事業の企画及び実施 ②宮崎県が行う各種事業の受託及び協力 ③宮崎県の委託を受けて行う宮崎県立芸術劇場の管理 ④その他目的を達成するために必要な事業
組織	法人役員：12名（常勤1名、非常勤11名） 職員：総数33名（理事兼務1名を含む） （内訳：県派遣10名、県OB2名、嘱託13名、臨時8名）
財務状況 （平成20年度決算書より）	当期収入　882,173 千円 当期支出　867,504 千円 収支差額　14,669 千円 総資産　2,001,409 千円 総負債　193,903 千円 純資産　1,807,506 千円
指定管理者の行う業務の概要	施設管理を含む管理運営全般

イ　指定管理者の指定

宮崎県立芸術劇場（以下この各論において「芸術劇場」という。）の指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。

年月日	主要な手続等
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に県立劇場管理規則を改正
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針(制度導入に係る事務処理の取扱い等)」が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年 3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 8月 5日	県立芸術劇場指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月 8日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 8月26日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項:募集方針、募集要項、審査方法案の意見聴取
平成17年 9月12日から	募集周知期間。告知方法:県公報、県HP,記者クラブへの投げ込み
平成17年 9月26日	現地説明会
平成17年 9月12日から10月31日まで	質問受付
平成17年11月8日から11月15日まで	申請書受付
平成17年11月29日	第1次審査(応募資格審査)
平成17年12月20日	第2次審査。第2回指定管理者候補者選定委員会開催。(ヒアリング、プレゼンテーション)
平成17年12月21日	第3回指定管理者候補者選定委員会開催。第2次審査、討議、採点 指定管理者候補者の決定
平成17年12月22日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査
平成18年 3月10日	指定管理者の指定についての議会の議決及び平成17年度一般会計歳入歳出予算の補正 負担行為の設定 指定管理者の告示についての決裁伺書

年月日	主要な手続き等
平成18年 4月 1日	指定管理者の指定(決裁伺書) 指定管理者への通知 指定管理者との基本協定書の締結 指定管理者の指定について宮崎県公報によりにより告示 (当該日が休日のため4月3日の広報により告示)
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及び主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加える。

ア 指定管理者制度の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における指定管理者制度管理状況の把握等、司令塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ 設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成16年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例及び芸術劇場管理規則に所要の整備を加え改正している。

条例及び芸術劇場管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ 芸術劇場への指定管理者制度(以下この各論において「制度」という。)導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年4月1日からの制度導入に当たり、行政経営課の主導の下、設置目的、管理運営の現状、県内における類似施設の状況、他の自治体における管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、形式的には妥当な検討過程及び結論であると認められた。ただし、後記(4)「芸術劇場と制度についての考察」参照。

エ 指定管理者候補者選定委員会について

芸術劇場選定委員会設置要綱においては、第３条に「委員会は委員長及び５名の委員をもって組織する」「委員長は地域生活部次長の職にある者をもって充てる」とあり、委員長以外の委員の資格要件については定めていないが、後記のように指針に定めるとおり半数以上に外部の者を選任しており妥当である。ただし、選定委員会のプログラムには現地視察が含まれていなかった。

（監査意見）

施設は相当に大規模、複雑であり、また、楽器や音響、照明機材等の種類や数も膨大であり現地視察なくして適切なヒアリングや選定作業は困難と思われるので、選定委員会においては現地視察をプログラムに含めるべきである。

オ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審を経て公表された募集要項の主要部分に沿いつつ検討を加える。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補者選定委員会において審議された募集方針、募集要項に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、完全な公募となっている。なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっていないものの、しかしながら、芸術劇場の主要事業に後に述べる「宮崎国際音楽祭（以下この各論において「音楽祭」という。）」の企画運営があり、それへの配点が高く、実質的に実績を重視している感じは否めず、この点においては応募の公平性に若干の疑問は残る。

さらに、後記の実質収支差額の実績を見ると、指定管理者である財団法人（以下この各論において「財団」という。）は大きな支出超過になっており、財団設立時の県からの財団への出捐金である基金の取崩し等によって収支余剰を確保しているように見える。 この点について所管課の説明によれば、『指定管理者の業務は、①「劇場の利用に関する業務、劇場の維持保全に関する業務、音楽祭に関する業務」と②「自主文化事業に関する業務」に大別され、前者は一般会計、後者は特別会計において処理している。指定管理料は上記①の業務に対して支払われるもので大きな

収支差額は発生していない。基金を取崩しているのは上記②の自主文化事業についてであり、この事業を行うために計画的に基金を取り崩すことは、財団の設立趣旨、基金の設置目的からも問題なく、収支余剰を確保するための取崩ではない』というものであった。つまり、上記②の自主文化事業については、指定管理者に選ばれた財団が、たまたま自主文化事業を行うための基金を有していたので、基金の設置目的に沿って取崩しているという説明であった。しかし、管理委託時代の平成17年度においても65百万円もの基金を取崩して自主文化事業を行っており、その自主文化事業が実績として評価されるのであるから、公募とはいえ財団はスタートラインで一歩先んじているという印象は否めない。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページ、記者クラブへの投げ込みにより行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで約２ヶ月間となっている。応募者は、その間に施設の過去の管理運営の実績や現状把握、施設の特性や将来の展望等を基に仮の事業計画を策定し不明点を質問し、それを基に再度事業計画を組みなおさなければならない。この施設における指定管理者の行う業務の多種多様性、施設自体の規模の大きさや複雑性、機器備品類の数の多さや多様性等を考慮すると２ヶ月間という期間は応募制限にも等しいと考えられる。選考委員会の議事録においても、この点を指摘する声があった。

（監査意見）

募集期間は２ヶ月間確保されているが、施設の特性、規模に鑑み、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

（ウ）指定期間について

指定期間については、他の公の施設においては制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったと思われ殆どが指定期間を３年間としているが、芸術劇場においては指定期間を５年間としている。所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上５年間としたものと思われるが、芸術劇場において指定管理者が行う業務は単なる施設管理ではなく、芸術劇場における主要で特徴的な業務の「音楽祭」（この音楽祭は、「文化・芸術の後進県であった宮崎の水準を高め県民文化の向上を図りながら県民の誇りと感性豊かな心をはぐくみ、また、アジアを代表する音楽祭として宮崎県

のイメージアップを図る」という趣旨で、国内外の一流アーティストを招聘し、約２週間にわたって開催される大規模な音楽祭である。）があり、また、それ以外に招聘公演事業、自主企画制作公演事業、教育普及事業等、関係業界とのコネクションやノウハウ取得に時間のかかる業務が多く、その点を考慮して５年間という指定期間にしたものと解され、妥当である。

（エ）指定管理料の上限額について

指定管理料の上限額は、平成17年度実績を基に次のように積算している。（単位：千円）

	17年度実績	積算額	差引
宮崎国際音楽祭事業費	143,320	130,981	△12,339
劇場管理運営費	479,085	426,749	△52,336
人件費	166,425	165,096	△1,329
管理運営費	312,660	261,653	△51,007
利用料金	△59,254	△59,254	0
合　計	563,151	498,476	△64,675

財団は、県派遣職員、県職員ＯＢを多く抱えており、この点についての見直しは少なく、主として音楽祭の見直しによる音楽祭事業費、再委託の見直しによる再委託料、収益事業の縮小、大規模修繕の県負担による修繕費等について17年度実績に基づき見直しをしている。なお、18年度の指定管理者の決算実績を掲げれば、積算の妥当性がより明瞭になるが、積算の前提となっている支出項目と 18 年度決算の支出項目があまりに違いすぎて比較できないため掲げていない（後記「収支の状況について。管理運営費の実態」参照）。一体この積算の意味は何であったのか疑問に思わざるを得ない。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要項では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

①　審査方法について

ａ　第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

ｂ　第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

② 指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。

委員長	○○○○(宮崎県地域生活部次長)
委　員	○○○○(宮崎大学教育文化学部教授)
	○○○○(清武町文化会館館長)
	○○○○(公認会計士)
	○○○○(宮崎県オペラ協会会長NPO法人音楽に親しむ会理事長)
	○○○○(宮崎県地域生活部参事兼生活・文化課長)

(監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている)

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

③ 審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
住民の平等な利用の確保	県民利用についての基本方針	10
施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者のサービス向上に関する提案	15
	利用者増への取組に関する提案	
	指定管理者の業務全般に対する理解と意欲	
	その他の提案	
経費の縮減	県が支払う委託料の提案額	15
	管理業務の効率化と経費の縮減についての考え方	
宮崎国際音楽祭の実施能力	宮崎国際音楽祭の趣旨に対する理解	20
	宮崎国際音楽祭の企画力と意欲	
	宮崎国際音楽祭を実施する能力や体制	
自主文化事業の実施能力	自主文化事業の趣旨に対する理解	15
	自主文化事業の企画力と意欲	
	自主文化事業を実施する能力や体制	

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保	25
	継続的に安定した管理運営が可能となる財政的基礎	
	収支計画の実現性	
	責任ある管理体制	
	事業の実績	
	個人情報の保護措置	
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目・配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２についての配点も記載されており、また、選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については他の公の施設の場合に比べて経費の縮減の項目への配点が低い点が目につく。また、音楽祭についての配点が高いことは、ある種参入障壁と言えなくもないが、この音楽祭は芸術劇場のいわば目玉商品であり、芸術劇場の運営目標が変わらない限り現状ではやむを得ない採点項目、配点と考える。

また、最低点の定めはなくあまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであった。

（監査意見）

選定基準、選定手続の透明性は確保されているものの、指定管理料の基準価格の設定に当たっては、公平性を高める観点から、第二期指定においては再考するだけの価値があると考える。既述のとおり財団は大きな支出超過の状態にあるが、収支差額の不足を埋めるだけの県からの出捐金を有しており、すでにスタートラインで差がついてしまっているからである。所管課によれば『「公募に際し、応募者の資産状況等による条件づけは適当でなく、制度の趣旨を活かし、どれだけ充実した自主文化事業を実施できるかで判断しており、財団が基金を保有していることは絶対的な参入障壁にはならない」「各種助成金の活用や費用の見直しにより事業費をねん出してもらいたい」』との説明を受けた。確かに、文化事業に意欲を持つ、経験、実績、財務的基礎を有する団体は存在しており、そのような団体の応募の可能性

もあり、その意味では絶対的な参入障壁ということはできないが、基金を活用した財団の実績に匹敵する自主文化事業の事業計画を収支が賄われるように策定することは非常に困難なことと思われる。また、「各種助成金の活用や費用の見直しにより事業費をねん出してもらいたい」という言葉は、「財団なら助成金や費用を見直さなくてもやっていける」と言っているように受け取れる。さらに、選定委員会議事録の閲覧によれば、応募者の資産状況には厳しい目が向けられている。所管課が考える自主文化事業の水準を維持し、かつ、応募の公平性を確保する手段としては、県からの出捐金を一旦県に返還し（ただし、財団理事会の承認を要する。）、自主文化事業を含む適正な管理運営費を積算した上で指定管理料に上乗せする方法が考えられるが、第二期指定時の対応を注視する必要がある。

カ　選定の結果について

現地説明会参加者８団体、最終的に１団体の応募となり、財団が選定された。採点結果は600点満点中１位480点、２位357点であった。

選定理由の詳細は割愛するが、選定委員会議事録を閲覧したところ、財団の実績、財政的基盤、変革より伝統重視（芸術劇場の目指すべき方向性）、財団以外の応募者がＪＶであることの不安等が選定要素になっている。議論は真摯に行われているが、先に述べた財団の財政的優位性については触れられていないのは残念であり、また、「この種の施設は収支が合わなくても仕方がない」という意見があったが、芸術劇場の目指すべき方向性についてと同様に価値観の分かれるところであり、ここでは触れないこととする。

キ　指定管理料について

第一期の募集要項にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。　（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
年額	498,476	487,893	△10,583
指定期間総額	2,492,380	2,439,465	△52,915

上記のとおり、上限額の97.８％の提案額で指定管理者に選定されている。しかし、この「指定管理料の上限額」と「指定管理料の提案額」は意味を有さないものであり、そのことについては後記「収支の状況について」の項を参照。

ク　　指定管理者との基本協定の締結について

（ア）基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者は芸術劇場管理規則第23条の規定に基づき基本協定を締結し、また、業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。基本協定書の詳細な内容は割愛し特に説明が必要と思われる条項についてのみ規定の概略を示し検証を加える。

（利用料金）

第８条　劇場の施設の利用に係る利用料金については、指定管理者の収入とする。

この条項は利用料金の帰属について定めたものであるが、当然、利用料金については条例に上限の定めがあるため、指定管理者はあらかじめ県の承認を受けなければならないが、上限どおりの金額で承認を得ている。

（納付金）

第９条　指定管理者は、各年度の利用料金の収入総額が59,254千円を超えた場合には、利用料金の収入総額から59,254千円を差し引いた額に２分の１を乗じた額を県に納付するものとする。

この条項は、指定管理者にインセンティブを与えるものであるとともに県の収入を少しでも確保しようという趣旨である。59,254千円という金額は、過去の実績から算出されたもので利用者増の取組によりこの金額を上回る利用料金収入を得ることを指定管理者に促しているものと見ることができ、妥当な条項と思われる。

なお、利用料金については関係書類により一部計算の妥当性を確認したが、適正と認められた。その推移については後記の「(4) 指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて」参照。

（リスク分担）

第10条　管理業務に関するリスク分担については、別記２リスク分担表による。

この規定で、経年劣化等による施設等の損傷については、１件当たり10万円未満の修繕を指定管理者の負担としている。

（備品の管理等）

第14条　指定管理者は、管理業務の実施に当たり、県が別に示す芸術劇場の備品台帳の備品を使用することができる。

２　前項の場合において、指定管理者は善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

３　第１項の備品以外で管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については指定管理者が行うものとする。この場合において、当該費

用は指定管理者の負担とする。

この規定で、備品の管理は指定管理者の善管注意義務に委ねている。

（第三者への再委託の禁止）

第16条　指定管理者は、管理業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者はあらかじめ県の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

この規定で第三者への再委託の禁止を規定しており、妥当と思われる。

その他、詳細は省くが「指定管理の業務」「管理業務の実施方法」「管理物件」「指定期間」「指定管理料」「指定管理料の額の変更」「事業計画書の提出」「決算書の提出」「業務報告書の提出」「事業報告書の提出」「実地調査等」「指定の取消し（その場合の指定管理料や損害金の取扱い）」「業務の廃止等（県の都合による場合の取扱い）」「管理業務が継続困難となった場合の措置等（指定管理者の都合による場合の損失補償や経費の取扱い）」「保険契約」「管理業務の引継」「損害賠償」「秘密の保持」「個人情報の保護」「情報公開」等必要な条項が漏れなく規定されその詳細は業務仕様書に委ねており、妥当と認められた。

（イ）業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示がある。目玉事業である音楽祭についての詳細な指示があるのが特徴的である。指示事項について現地調査の際視察及びヒアリングを行ったが、問題点はなかった。ただし、備品管理については、現物調査について触れられていない。なお、備品の概略は次のとおりである。

備品点数	取得価額（千円）
3,885	585,310

（監査意見）

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任を併せて負うことになるため、善管注意義務を持って管理を行う必要があるが、善管注意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱いに注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

（ウ）年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払いに関し必要な事項を定めたものであり、特に問題点は見受けられなかった。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリング、現地視察を基に検討を加える。

（ア）指定管理者による管理運営の状況について

①　収支の状況について

財団の決算書によれば次のとおりである

（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
収入の部	管理受託料	615,357	―	―	―
	指定管理料収入	―	487,893	487,893	487,893
	利用料収入	59,142	57,827	55,359	51,180
	大規模改修委託料収入	―	12,709	61,735	59,563
	その他収入	224,743	193,335	215,499	283,537
	収入合計	899,242	751,764	820,486	882,173
管理運営費	人件費	166,425	153,225	148,794	138,522
	その他の管理経費		600,004	652,734	729,383
	(うち再委託費)	(161,502)	(145,980)	(136,770)	(139,483)
	(うち修繕費)	(53,786)	(46,532)	(73,341)	(69,708)
	(うち県への寄付金)		―	(35,604)	(60,469)
	管理運営費合計	897,757	753,229	801,528	867,905
	収支差額	1,485	△1,465	18,958	14,268

（注）県への寄付金は、大規模改修費のうちの財団負担部分である。その他収入は、チケット販売収入、音楽祭に係る入場料収入、協賛金収入及び基金の取崩し収入であり、後記「コ　収入について」の項参照。

② 人件費、人員推移について （単位：千円、人）

	17年度		18年度		19年度	20年度
人件費	職員（嘱託、臨時を含み、所定福利費を含む）	45,293	常勤職員（臨時を含み、所定福利費を含む）	52,898	52,892	57,751
	県派遣、県OB	121,132	常勤職員（県派遣、県OB、所定福利費を含む）	100,327	95,902	80,771
	人件費合計	166,425	人件費合計	153,225	148,794	138,522
職員数	職員	19	正職員、嘱託職員、臨時職員	20	20	21
	県派遣、県OB	16	県派遣、県OB	13	13	12
	職員合計	35	職員合計	33	33	33
	1人当り人件費 職員 県派遣、県OB	2,384 7,571	1人当り人件費 常勤職員 常勤職員（県派遣、県OB）	2,645 7,717	2,645 7,377	2,750 6,731

③ 利用者推移について （単位：人）

施設名		17年度	18年度	19年度	20年度
コンサートホール	利用日数	137	132	150	128
	稼働率（%）	48.1	50.4	53.2	57.1
	利用者数（人）	66,235	53,971	58,727	38.041
演劇ホール	利用日数	175	180	189	195
	稼働率（%）	62.7	68.2	70.0	71.2
	利用者数（人）	75,782	86,403	79,865	70,404
イベントホール	利用日数	226	234	233	245
	稼働率（%）	79.6	80.1	81.5	85.7
	利用者数（人）	32,085	32,030	28,648	29,256
練習室	稼働率（%）	82.8	88.3	90.3	90.9
	利用者数（人）	79,829	80,310	78,671	77,378
合計	総利用者数（人）	253,931	252,714	245,911	215,079

（注）稼働率は、各施設の利用可能日数に対する利用日数の割合である。
また、練習室については、数が多いため利用日数は省いてある。

コ　収入について

その他の収入は制度導入による事業見直しにより収益事業が縮小され減少したが、それにもかかわらず20年度において大きく伸びているのは下記の表のとおり基金取崩収入が増加したからである。なお、収益事業は証紙販売が主であり収支差額に与える影響は小さい。

このように、収入について注意すべきは、基金（県の出捐金）の取崩収入及び他会計からの繰入収入が含まれていることである。それらを除いた実質の収入を示せば次のとおりである。　（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
決算書収入合計	899,242	751,764	820,486	882,173
基金取崩収入	65,446	58,216	90,743	130,564
他会計からの繰入収入	18,713	0	9,115	5,000
差引実質収入	815,083	693,548	720,628	746,609

実質収入の推移は上記のとおりであり、次に述べる管理運営費が大きく上回っており、財団は慢性的な赤字体質（支出超過）にあることが分かる。なお、所管課の説明によれば既述のとおり「自主文化事業を行うための計画的な基金取崩しは、財団の設立趣旨、基金の設置目的からも問題なく、大規模改修に係る基金取崩は、県の文化振興や県民サービスの向上という観点から、県から財団に協力を依頼したものであり、赤字補てんのための取崩しではない」というものであった。しかし、結果的には収支は償われておらず、また、当初から収支相償わないことが分かった上での事業計画であったことは事実である。

サ　管理運営費について

（ア）管理運営費の実態について

管理運営費総額については、決算書によれば制度導入後一旦減少し、その後増加に転じている。しかし、収入同様管理運営費にも基金への繰入額や他会計への繰入額が含まれており、それらを除いた実質の管理運営費の推移を示せば次のとおりである。

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
決算書管理運営費	897,757	753,229	801,029	867,905
基金への繰入額	5,106	9,593	10,078	14,859
他会計への繰入額	18,713	7,400	9,115	5,000
差引実質管理運営費	873,938	736,236	781,836	848,046
上記のうち人件費	166,425	153,225	148,794	138,522
上記のうち人件費以外	707,513	583,011	633,042	709,524

（イ）人件費について

人件費については、ＯＢを除く県派遣職員の数は17年度16人、20年度は10 人であり、県派遣職員を減らして嘱託職員等を増やすなど県関与の縮減の工夫がなされており、制度導入前に比べて約2,800万円縮減されている。しかしながら、他の指定管理業務を行う法人等と比較して派遣職員の数が多い状況は変わらない。所管課及び指定管理者の説明によれば、業務の特殊性、特に、自主事業の多様性並びに音楽祭のコンセプト維持のためということであったが、多種多様な自主事業を行っている公の施設はここだけではなく、他と比べて際立って派遣職員の数が多い説明としては理解できるものではなかった。なお、派遣職員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）」の規定に基づき、協定書を締結の上知事の承認を得て派遣している。

（監査意見）

所管課及び指定管理者の説明では、財団法人宮崎県立芸術劇場が、なぜ多数の県派遣職員を抱える必要があるのかということについては示し得ていない。所管課は、「宮崎県公社等改革指針」の趣旨を踏まえて派遣のあり方について見直しを進めているが、県の公社改革制度導入の目的の一つである管理運営の効率性、すなわちコストパフォーマンスを高めるためには、さらに人員政策を見直すべきである。

（ウ）人件費以外の管理運営費について

これらについては、制度導入後一旦減少しているように見えるが、これは収益事業を縮小したことと音楽祭事業費が縮小したことが大きく影響している。細かく見ていけば多くの支出項目において経費削減の跡は見てとれる。再委託費については特に削減の跡がみられる項目であり、協定書に従い県の承認のもと、県の財務規則に準じて適正に執行されていた。しかし、修繕費及び県への寄付金の増加にそれらの削減の効果は打ち消されてい

る。県への寄付金は、大規模改修工事につき、財団の負担額と県の直接の執行額の合計額の２分の１を財団が負担する取り決めによるとのことであるが、基本協定書にも、リスク分担表にもそのことは明記されていない。県の中期修繕計画によれば、21年から27年までの７年間の修繕必要額は792百万円と見積もられている。年平均113百万円であり、財団の負担は年平均56百万円にのぼる。

この県への寄付金については所管課の説明によれば、「大規模改修は平成19年度から開始したが、自主文化事業の実施に支障のない程度において県から財団に協力を依頼し、財団理事会の承認を得た上で寄付をいただいたもので、指定管理者選定と改修に伴う県への寄付は全く無関係である」とのことであった。では、もし財団以外の団体が指定管理者に選定されていたら、このような協力依頼はなかったのであろうかということに疑問が残る。第二期指定管理者募集時において、この寄付金の実績を財団以外の応募者が見た場合、どのように考えるであろうか。第二期指定管理者募集時の募集要項や審査項目、配点等を注視する必要がある。

シ　収支差額について

収支差額は、上記（ア）収支の状況に掲げているとおりで制度導入後19年度、20年度においてはプラスの収支差額を計上している。しかし、このプラスの余剰は決算書を分析しないと実態を見誤ることになる。すなわち、収入には県からの出捐金である基金の取崩収入や預金の取崩収入と他会計からの繰入収入が含まれており、一方、支出には基金への繰入支出と他会計への繰入支出が含まれているからである。他会計からの繰入収入と他会計への繰入支出は同額になるので考慮外に置き、基金の取崩収入と基金への繰入支出を考慮した実質の収支差額の推移を示せば次のとおりである。

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
決算書計上事業収支差額	1,486	△1,465	18,958	14,268
基金取崩収益	△65,446	△58,216	△90,743	△130,564
基金繰入支出	5,106	9,564	9,978	14,859
差引実質収支差額	△58,854	△50,117	△61,807	△101,437

なお、所管課は、自主文化事業以外の指定管理業務（一般会計）と、自主文化事業に関する指定管理業務（特別会計）との違いを強調し、特別会計における基金取崩し（マイナスの収支差額）は当初より計画されたものである

こと、そして、自主文化事業以外の指定管理業務はほぼ指定管理料で賄えると説明しているので、一般会計と特別会計の実質収支差額を次に掲げる。次の表は、所管課において作成したものである。

実質収支推移表・・・A　　（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計実質収支差額	△17,836	△4,854	23,647	10,663
特別会計実質収支差額	△41,018	△45,263	△49,850	△51,631
実質収支差額合計	△58,854	△50,117	△26,203	△40,968

上記の表によれば、確かにマイナスの収支余剰を生じているのは特別会計においてであり、18年度こそマイナスの収支差額となっているが、19年度、20年度とプラスの収支差額を生じている。ただし、上記の表には大規模改修に伴う県への寄付金が含まれていない。それを考慮すると上記の表は次のようになる。

実質収支推移表・・・B　　（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計実質収支差額	△17,836	△4,854	△11,957	△11,043
特別会計実質収支差額	△41,018	△45,263	△49,850	△90,394
実質収支差額合計	△58,854	△50,117	△61,807	△101,437

この二つの表の意味するところについては後記「３芸術劇場と制度についての考察」において述べることとする。

上記のとおり管理委託時代の 17 年度も含めて決算書の収支差額は実質の収支差額と大きな差異がある。財団は公益法人会計基準に従い会計処理を行っており、このような会計処理も認められてはいるが、現実には財団の収支の実態を分かりにくいものとしている。県出資の公社や制度導入施設の管理運営の実績は、県のホームページにより情報公開されているが、すべて、基金取崩や繰入を加味した後の数字が示されている。この数字だけ見た県民は、「制度が導入されてからずいぶんと黒字を出すようになった」と誤った認識をもつことは間違いない。20 年度で言えば、実質マイナス 101,437 千円の収支差額であり、マイナス分を 115,705 千円の基金を取り崩してプラスの収支差額にもっていっている。そして、この基金はもとはと言えば県民の税金である。なお、基金には県出捐金によるものと運用財産

基金とがあるが、基金のほとんどは県からの出捐金である。基金の処分には知事の承認が必要であり、基金取崩は必要な手続は経ている。

基金の推移を示せば次のとおりである　　（単位：千円）。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
基本財産(県出捐金)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
文化事業基金(県出捐金)	1,934,934	1,873,645	1,819,727	1,762,083	1,644,240
文化振興基金(県出捐金)	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800
舞台芸術振興基金(県出捐金)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
運用財産基金	53,949	54,893	60,159	62,993	47,875
基金計	2,046,683	1,986,338	1,937,686	1,882,876	1,749,915

財団のホームページによる情報公開においては、基金の取崩しや繰入れについて記載のある決算書が示されているが、県の公表資料（これは、全庁的な様式に沿って記載されている。）で公表を行っているのは、指定管理業務に係る収支についてのみである。

ス　収支報告書及び決算報告書について

収支報告書及び決算報告書については、後記タの「モニタリング」の項参照。

セ　施設管理について

（ア）備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、大部分が県の所有であり指定管理者の所有する備品は少数である。備品の実査は毎年行われておらず、最近では平成19年２月に行われたのみである。備品実査に係る手引や実施要領はない。

平成19年２月時点の実査の記録は次のとおりである。

項目		備品数	金額(千円)
備品総数		3,885	585,310
総数の内訳① (整理票の数)	整理票のあるもの	649	157,796
	整理票のないもの	3,236	427,514
総数の内訳② (現物確認数)	現物確認できたもの	2,477	428,885
	現物確認できなかったもの	1,408	156,425

まず、現物確認が毎年行われていないことに驚くが、整理票のない備品が多いことにも驚かされる。現物確認ができていない備品は、数で36％、金額で27％にのぼる。これは、監査人の実地調査の際に確認したが、まず、数量が膨大であること、そして梯子を数本つないでも届かないホールの高い天井に埋め込まれた照明器具や音響設備、複雑に組み合わされた音響機器等が多数あり、物理的に現物確認が不可能なものや困難なものが多数あるからである。

(監査意見)

県の「物品管理事務の手引」にいう「常に帳簿と現品が一致しているように突合を適時行い・・・」という言葉を待つまでもなく、県民の財産の保全を図ることは所管課の、そして、善管注意義務を課された指定管理者の責務である。数が膨大で、しかも物理的に現物確認が困難な状況にあることは分かるが、であるからこそ手引きを作り、３年で一巡するようにし、特に重要な備品については毎年定時に行うといった工夫を加えるべきと考える。

（イ）現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

（ウ）利用料金の収受について

適正に行われている。年度区分も適正である。

ソ　運営について

（ア）利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って施設別及び全体の実績について毎月の業務報告書において、①施設別の利用状況、②利用料金の状況、③現金、預金の状況、④実施した事業の内容及び実績につき詳細な内容が記載されており、記載されている項目に限って言えば所管課が管理運営の状況を把握するには十分な内容と思われる。なお、後記タの「モニタリング」の項参照。

利用者数の推移については、ケ（ア）指定管理者による管理運営の状況

③）において示したところであり、これ以上の詳細な利用状況の推移は割愛するが、制度導入後稼働率は上昇の傾向にあり制度導入の効果が見られるものの、利用者数でみると漸減傾向にあり、特に20年度は大きく利用者数が減少している。ただし、20年度において利用者数が大きく減少しているのはコンサートホールを改修工事のため３カ月間閉鎖していた要因が大きいが、その特殊事情を抜きにしても利用者数は減少傾向にあり、質の問題は別として量の面から見れば、制度導入の効果を明確に見て取ることはできない。

（イ）友の会運営状況について

友の会は、年会費３千円でチケット料金割引、チケットの優先販売、機関誌の送付、ポイントの付与等の得点が付与されている。

友の会の会員推移は下記のとおり横這い状況であり、また、各地の同種の施設の傾向と同じく、会員構成が50歳代以上に偏っている。友の会は安定収入源であることはもちろん、来場者獲得の核になってくれる存在であり、なお一層の会員普及獲得活動が望まれる。

友の会会員推移（各年度４月１日現在。単位：人）

	17年度	18年度	19年度	20年度
会員数	1,283	1,172	1,348	1,259

友の会会員年齢分布

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
比　率（%）	0.2	2.0	11.5	17.0	23.7	23.9	21.7	100.0

タ　モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためにモニタリングこそが、必要不可欠な手続であり、管理委託制度や直営の問題点を指定管理制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの３種類があり、それぞれについて考察する。

（ア）地方自治法及び協定書によるモニタリングについて

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められている。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後

の管理運営の効率化に資することができることになる。

a　業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては①施設別の利用状況、②利用料金の状況、③現金、預金の状況、④実施した事業の内容及び実績が報告されている。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

b　事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書においては、(1) として「事業報告書」を (2) として「収支報告書」を掲げる構成となっており (1) では、①運営協議会（監査人注第三者評価委員会）開催実績、②再委託実績、③劇場の利用状況、④利用料金収入実績、⑤パイプオルガン事業実績、⑥友の会運営状況、⑦劇場の視察状況、⑧音楽祭開催実績、⑨自主文化事業開催実績が掲げられている。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。収支報告書は詳細なもので、貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書も添付されている。ただし、相当複雑な内容になっており、かなりの専門的知識がなければ内容把握は困難と思われる。

一部、作成の基となった帳簿と照合したが適正に作成されている。

c　決算報告書によるモニタリングについて

指定管理者は指定管理業務以外の業務を行っていないため、事業報告書に掲げられている収支報告書と同一の内容になっている。所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。

d　実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせての備品の実査立会は行っていない。

概略上記のとおりであるが、実地調査、業務報告書、事業報告書、決算報告書については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。

（監査意見）

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせ

て適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とする上、指定管理者は公益法人会計基準に従って決算書を作成しておりその知識も必要となるので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、業務報告書については、記載されている事項に限って言えば問題ないと思われるが、所管課がタイムリーに現場の状況を把握し的確なモニタリングを行うためには次のような項目も業務仕様書において指示されるべきと考える。

①設備の大規模で複雑なことに鑑み、設備の保守、維持管理の状況
②利用実績については単なる入場者数だけではなく定員に対する入場者数
③アンケートの状況
④友の会の状況

また、事業報告書においても前記①②③は必要と考える。なお、運営協議会開催実績は、いつ、だれが参加して開催したとの記載だけで議事録の添付がないので、添付すべく改めるべきである。

（イ）利用者の声に基づくモニタリングについて

所管課によっては、基本協定書や業務報告書に「事業評価」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに結果を県に報告するものとするとの規定があるが、県立芸術劇場の管理運営に関する基本協定書においては、そのような規定は存しない。規定はないが、劇場全体に関することや実施した事業ごとに指定管理者がそれぞれアンケートをとり、分類集計、分析の上管理運営に資するよう活用していることが認められ、所管課も実地調査時に確認している。また、業務仕様書どおり、第三者（センター利用者からの公募）による運営評価委員会を設置し年に１度開催している。議事録の添付がなかったので、議事内容は不明である。

（監査意見）

利用者の声に基づくモニタリングを明文規定で行うため業務仕様書だけではなく基本協定書に上記のような「事業評価」の条項を設けるべきと考える。

(4) 芸術劇場と制度についての考察

これまで述べてきたとおり、芸術劇場においては制度導入の効果は、管理運営費においては修繕費と寄付金という特殊要素はあるがほとんど見るべきものがなく、民間の能力を活用した住民サービスの向上という点も、稼働率の向上や、一部「お役所的な〝使わせてやる〟という姿勢が変わった」という評価はあるものの、利用者数でみると制度導入の効果は明確には見てとれない。

その一方で、既述した大きなマイナスの収支差額の存在がある。

所管課の作成した実質収支推移表Ａによれば、確かにマイナスの収支差額は平成18年度を除き自主文化事業に関する指定管理業務（特別会計）から生じており、19年度、20年度においては自主文化事業以外の指定管理業務（一般会計）についてはかなりの額のプラスの収支余剰を計上しているが、それにしても特別会計のマイナスの収支差額が大きく、所管課の説明どおり、その収支余剰と指定管理者の運営努力により指定管理料で所管課が期待する自主文化事業の水準を維持しつつ自主文化事業以外の指定管理業務を賄うことができるか疑問が残る。

なお、既述のとおり、その収支差額には大規模改修に係る県への寄付金が含まれていない。大規模改修に係る県への寄付金を加味した実質収支推移表Ｂによれば一般会計の収支差額は 19 年度も 20 年度もマイナスの収支差額になってしまう。尤も、「財団に寄付金の協力依頼ができない場合は、県のほうで全額執行したまでです」と言われれば、実質収支差額推移表Ｂを作成した意味はなくなるが、寄付金も含めた実態をみるという意味で掲記した。また、所管課の説明によれば、寄付金は財団に余裕のある範囲内で協力をお願いし「大規模改修工事については財源の一部が寄付金であることを明記した上で歳入として当初予算に計上し、議会の議決を経て執行している」とのことである。寄付金を伴わない大規模改修工事の場合の歳出予算を議会に通す場合に比べれば、寄付金の原資となる基金を持った財団は貴重な存在と思える。

そして、募集要項や基本協定書に定めのない県への寄付金の納付、逼迫する県の財政の中、今後ますます増大する莫大な修繕費、多数の県派遣職員の存在、所管課と劇場の緊密な関係（所管課の劇場への頻繁な訪問）、ＮＨＫ交響楽団の理事長という経歴をもつ財団の理事長の存在意義の大きさ等を考え合わせると、県は指定管理者候補者として財団以外は考えていなかったように思われる。先に、「芸術劇場への制度導入の検討過程について」の項において、形式的には妥当な検討過程及び結論であると認められると記したのは、この意味においてである。この点についての所管課の説明は「県の指針により、制度導入時に管理委託を行っている公の施設については原則として制度を導入

することとされ、劇場においてはすでに管理委託により適切、円滑な運営がなされていたこと、文化振興に意欲のある新たな民間企業の参入を排除する理由がないこと、また、全国の公立文化施設の制度導入状況なども勘案し、委託する業務内容を検討した上で制度を導入し、公平、公正な選定を経て指定したものである」というものであった。

また、所管課と指定管理者の緊密な関係について所管課は、「指定管理業務を効果的に実施し、また、利用者が安心して施設を利用するための改修、改善等を確実に行う必要があることから、施設に出向いて適宜指定管理者と協議しているものであり、仮に他の団体が指定管理者であっても、こうした緊密な連携は不可欠である」と説明している。制度導入後、管理運営費の削減効果については、人件費や再委託費についてある程度認められるが、日報等により正確な時間を把握しているわけではないものの、ヒアリングによれば劇場のモニタリングに要する時間は他の公の施設の所管課に比べて群を抜いている印象であり、所管課も、劇場との必要な連絡調整、指導は制度導入前後において変わりはないと説明しており、それに要する人件費を考慮すると先に述べた人件費の削減の効果はかなり減じられるのではないかと思われる。

文化的公共施設への制度の導入については様々な議論がある。利用者数についても、単に利用者を増やすだけなら集客力のある人気タレントを呼んで貸し館業に徹する運営をすれば可能かもしれない。しかし、それでは公民館と変わるところはない単なる娯楽施設となってしまい、地域文化の振興という役割は果たせない。ということは、施設の設置目的からすれば制度はそのような施設にはなじまないという主張になってくる。

そもそも指定管理者制度が導入になった背景には、①住民のニーズが多様化したことによりそれに効果的、効率的に対応するためには民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効である、②公的主体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力が認められるものが増加していること（2003年５月衆議院総務委員会会議録）がある。

県においては十分なサービス提供能力と財務的基盤を有すると認められる民間の事業者が存在しないと判断したのかどうかは不明であるが、先に述べた所管課と指定管理者の緊密な関係とを考え併せると、公募によらずに制度を導入することもあり得るのではないだろうか。それならそうで堂々と主張し、財団に対する指定を継続し、その代わり制度の理念を生かすべく財団の組織と経営を徹底的に改革することに力を注ぐべきではないかと考える。

3　宮崎県東京学生寮

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ることを目的として設立された。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

総務部総務課

エ　施設概要

所在地：東京都千代田区九段南

設置年月：昭和47年４月

延床面積：1,876.08㎡

主な施設：寮室50室（１部屋２名）、共同風呂、共同トイレ、学習室

(2)　指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）根拠法令等

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「公の施設に関する条例」

「宮崎県東京学生寮管理規則」

「宮崎県東京学生寮の管理運営に関する基本協定書」

「宮崎県東京学生寮の管理運営に関する年度協定書」

「宮崎県東京学生寮管理運営業務仕様書」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①学生寮の入退寮手続に関する業務、②学生寮における寮監業務、③学生寮の維持及び保全に関する業務等となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②

事業計画書の内容が、学生寮の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること、④入退寮手続及び寮監業務を適切に行える能力を有すると認められること、⑤災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること、⑥設置者との連携が十分に図られる者であることとなっている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。なお、学生寮の施設の利用に係る利用料金については、指定管理者の収入とする。また、指定管理者は、各年度の利用料金の収入総額が18,789千円を超えた場合には、利用料金収入の総額から18,789千円を差し引いた額に２分の１を乗じた額を県に納付金として納付することとなっている。

平成20年度の指定管理料は9,267千円、利用料金収入は16,224千円である。

（ウ） 指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度から平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア） 募集の概要

募集期間	平成17年9月12日～平成17年11月7日
指定管理者が行う業務の概要	・学生寮の入退寮手続に関する業務 ・学生寮における寮監業務 ・学生寮の維持及び保全に関する業務等
施設の管理運営の基本方針	入寮者にとって快適な施設の環境をつくるとともに、入寮者の安全の確保に努め、学生寮の設置目的に沿った効率的で効果的な管理運営を行う。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること。 ・事業計画書の内容が、学生寮の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
	・入退寮手続及び寮監業務を適切に行える能力を有すると認められること。
	・災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。 ・設置者との連携が十分に図れるものであること。

指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	年間10，831千円（3年間で32，493千円） （消費税及び地方消費税を含む。）

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては５団体に現地説明を行い、６団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、４団体に現地説明を行い、２団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期及び第２期指定管理者の選定において、選定委員はいずれも県職員２名、有識者３名、計５名で行われており、半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の得点は、ジャパンプロテクション株式会社371点、Ｂ社369点、Ｃ社356点、Ｄ社318点、Ｅ社253点、Ｆ社205点（500点満点）となっており、第２期指定管理者の最終選定の得点は、ジャパンプロテクション株式会社358.3点、Ｂ社331.6点となっている。いずれも最高点であるジャパンプロテクション株式会社が選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、選定過程、選定手続、選定内容等について「公平性」「透明性」を確保することに努めている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、施設の維持、管理、運営が適正に行われているかどうかに特に留意している。具体的には、①施設自体が老朽化（昭和47年建設「築後37年経過」）しているが、適正な維持管理業務（日常巡視、早めの修繕、適正な時期の定期点検等）により、施設自体を適正に維持できているかどうか、②入寮施設であるので、入寮学生への生活指導、災害時等の緊急時における対応など、施設の管理運営が適正に行われているかどうか、③関係法令等を遵守するとともに、県民の平等な利用を確保し、サービスの向上に努めているか、④広く県民に利用される施設とするため、入寮募集事務等を適正に行い、利用の促進に努めているか、⑤適正な管理運営の水準を維持した上で、コスト削減にも努めているかということである。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、県の業務と指定管理者の業務での疑義が生じないよう、指定管理者が行う業務を可能な限り協定書に規定するよう努めている。特に県と指定管理者との「リスク分担」については、可能な限り具体的に規定するようにしている。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：ジャパンプロテクション株式会社

当施設は、昭和47年度から平成17年度まで管理受託者として財団法人宮崎県公園協会が行っていた。そして、第１期指定管理者及び第２期指定管理者としてジャパンプロテクション株式会社が継続して行っている。

（指定管理者の組織図）

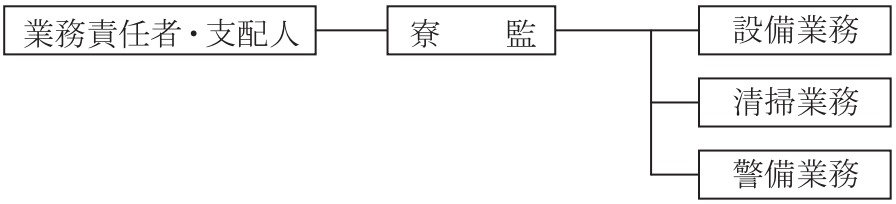

役 職 名	業務責任者・支配人	寮監	設備業務	清掃業務	警備業務
人員数（人）	1	1	3	1	4

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
31, 140	25, 270

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
30, 654	26, 558	18, 411	16, 224

※平成19年度の利用料金収入は16, 440千円となっており、入寮者数の減少による利用料金の収入減少の傾向が窺える。

（ウ）管理運営費に占める人件費割合　　（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	31, 140	26, 380	24, 840	25, 270
人件費	7, 292	10, 836	11, 331	11, 342

※17年度実績については、決算自体を東京ビル全体（「学生寮」及び「職員宿舎」）で行っているため、学生寮部分の金額を算定することは不可。なお予算ベースで学生寮部分の経費を積算した資料が残存するため、当該数値を記入。

※指定管理者導入に伴い管理運営費は削減されているといえる。

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
1	8	0	0

※17年度の「清掃・警備・設備管理等」の業務は、受託者から第三者へ委託を行っている。

（オ）管理委託料等の実績計画比較　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
31, 140	10, 139	9, 713	9, 267	9, 200

※県財政支出は削減されているといえる。

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
220

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
26, 558	68

※「利用者数」は入寮生の「在寮延日数」を計上

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

備品については、台帳により適切に管理しており、年度当初に東京事務所職員と指定管理者が立会により確認実施している。

（監査意見）

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

イ　業務報告書の提出・訂正・審査について

業務報告書は、期限内に提出されている。

（監査意見）

業務報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、業務報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。

ウ　利用状況について

利用状況について、所管課では、月々の業務報告書による入退者等の把握のほか、年度での（利用者別）収入実績と入退出記録簿との照合を行っている。

エ　事業報告書の提出・訂正・審査について

（監査意見）

事業報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、事業報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

（監査意見）

所管課は、収支決算書、支出内訳書のチェックを行っているが、実際の指定管理者の会計帳簿との突き合わせも必要と思われる。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算書等報告書の審査表は作成されていない。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。

キ　実地調査について

東京ビル及び東京学生寮については、契約事務は所管課で行っており、四半期毎に現況調査を行っているが、通常の管理事務は東京事務所が行っている。平成20年度の実地調査の内容は、復命書に記載されている。証憑類の整備の不備等を指摘しており、適切な指導が行われていると認められる。また、東京事務所との打ち合わせも適切に行われている。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

平成 20 年度の寮生に対するアンケート調査は１回行われている。苦

情対応報告書にも目を通している。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

できるかぎり指定管理者制度の運営全般についての第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

4　宮崎県福祉総合センター

5　県立母子福祉センター

(1) 施設の概要

ア　設置名称及び目的

（ア）宮崎県福祉総合センター

福祉人材の育成や確保、高齢者介護の知識技術の普及及びボランティア活動の促進等、県民の福祉向上を図るため民間福祉活動の拠点となる施設として設置。

（イ）県立母子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活支援及び就業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設として設置。（ただし、現在行われている業務は就業の相談のみである。）

イ　設置根拠条例等

（ア）宮崎県福祉総合センター

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

（イ）県立母子福祉センター

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

ウ　所管課

福祉保健部福祉保健課こども家庭課

エ　施設の概要

所在地	宮崎県宮崎市原町 2 番 22
施設概要	敷地面積 18,270 ㎡ 本館（県立母子福祉センターを含む）建築面積 783 ㎡、延床面積 3,260 ㎡ 人材研修館　建築面積 854 ㎡、延床面積 3,238 ㎡ 児童交通遊園　9,534 ㎡
施設内容	本館（昭和 55 年竣工）：ワーキングルーム、ミーティングルーム、ボランティアセミナールーム 人材研修館（平成 9 年竣工）：一般介護実習室、入浴介護実習室、調理実習室、介護研修室、中研修室、会議室、大研修室、演習室 児童交通遊園：交通信号機や踏切等を含む交通教室施設
建設費	本館：690 百万円　人材研修館：1,180 百万円
利用料金制	なし

オ　沿革

年月日	宮崎県福祉総合センター	県立母子福祉センター
昭和 29 年 4 月	県立児童福祉園（児童福祉法に基づく保育所及び児童厚生施設）設置 県の直営	
昭和 37 年 7月		県立母子福祉センター（厚生省母子福祉センター設置要綱に基づく母子福祉センター）設置 財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会に管理運営を委託
昭和 46 年 8 月	県立児童福祉センター（保育所と児童福祉事業従事者の研修機関、及び児童交通遊園）設置 県の直営	
昭和 54 年 3 月	県立児童福祉センターの保育所廃止	
昭和 55 年 11 月	福祉総合センター（社会福祉従事者の研修施設及び社会福祉活動の研修拠点）設置 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会に管理運営を委託	

年月日	宮崎県福祉総合センター	県立母子福祉センター
平成 9 年 12 月	福祉総合センターに人材研修館設置 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会に管理運営を委託	
平成 10 年 5 月		現在地に移転
平成 18 年 4 月 1 日	指定管理者制度を導入 「株式会社文化コーポレーション」を指定管理者に指定	指定管理者制度を導入 「株式会社文化コーポレーション」を指定管理者に指定
平成 21 年 4 月 1 日～	第二期指定 「株式会社文化コーポレーション」を指定管理者に指定	第二期指定 「株式会社文化コーポレーション」を指定管理者に指定

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者

（平成21年10月9日現在においては第二期指定の指定管理者であるが、第一期指定においても下記団体が指定管理者として選定されている。）

名称	株式会社　文化コーポレーション
代表者	代表取締役　斎藤幹生
所在地	宮崎市生目台西三丁目4番地2
法人成立年月日	昭和43年4月30日
資本金	1000万円
設立目的(抜粋)	①一般労働者派遣業務 ②清掃管理業務 ③建築物設備管理業務 ④建築物環境衛生管理業務 ⑤施設警備業務 ⑥寮、マンションの管理業務 ⑦庭園管理業務
組織	役員:11名 指定管理業務に係る職員:4名(うち県派遣職員 0名県OB 0名)
指定管理業務に係る 財務状況 (平成20年度)	当期収入　47,878千円 当期支出　45,332千円 収支差額　2,546千円 総 資 産　不明(不明の理由については、後記「モニタリング」の項参照) 総 負 債　不明 純 資 産　不明

指定管理者の行う業務の概要	①施設の利用に関する業務（会議室の予約管理業務等） ②施設の維持及び保全に関する業務 ③児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等

イ　指定管理者の指定

宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センター（以下「両センター」という。）の指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。なお、両センターは同一建物内にあり、かつ、県立母子福祉センターについては施設の維持管理業務のみで運営業務は指定管理業務に含まれていないため両施設一括で募集している。

また、両センター及び県立聴覚障害者センター、県立視覚障害者センターは、所管課は異なるが所管部は同一であり、同じ福祉関係の施設ということで、同一の選考委員によって並行的に手続が進められているが、妥当と認められた。

年月日	主要な手続等
昭和39年 4月 1日	公の施設に関する条例公布
平成55年10月17日	宮崎県福祉総合センター設置附則（条例第30号）
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に両センターの管理規則を制定
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針（制度導入に係る事務処理の取扱い等）」が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 8月 5日	両センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月11日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 8月31日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項：募集方針、募集要項、審査方法案の意見聴取、現地視察
平成17年 9月29日から11月30日まで	募集周知期間。告知方法：県公報、県HP
平成17年10月20日	現地説明会
平成17年10月21日から11月9日まで	質問受付

年月日	主要な手続等
平成17年11月10日から11月30日まで	申請書受付
平成17年12月 9日	第1次審査(応募資格審査)
平成17年12月16日	第2次審査(ヒアリング、プレゼンテーション) 第2回指定管理者候補者選定委員会開催。討議、採点 指定管理者候補者の選定
平成17年12月27日	指定管理者候補者決定
平成17年12月28日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査
平成18年 3月10日	平成17年度一般会計補正予算(債務負担行為)及び公の施設の指定管理者の指定について議会の議決
平成18年 4月 1日	指定管理者へ指定の通知 指定管理者の指定について宮崎県公報により告示(当該日が休日のため4月3日の広報により告示) 指定管理者と基本協定の締結
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及び主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加え、監査結果と監査意見を記すこととする。なお、監査実施時点においてすでに第二期指定に移っているので、必要に応じて第二期指定についても検討を加えている。

ア　指定管理者制度（以下この各論において「制度」という。）の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

（ア）両センターへの制度の導入に関する特殊事情について

制度導入以前は、社会福祉協議会に研修事業や施設の管理等を委託していたが、制度導入により施設管理と児童交通遊園に関する業務のみを指定管理業務としたものである。両センターで行う施設管理以外の各種業務については、業務の内容（社会福祉従事者の養成確保、高齢者介護技術の普及啓発、母子福祉強化推進事業等）に応じてその方面の業務に実績のある団体に業務委託している。

（イ）導入過程、選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における制度管理状況の把握等、司令塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ　設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成15年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例及び両センター管理規則に所要の整備を加え改正している。

公の施設に関する条例及び両センター管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ　両センター制度導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年４月１日からの制度導入に当たり、行政経営課の主導の下、設置目的、管理運営の現状、県内における類似施設の状況、他の自治体における管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、これらの検討過程を吟味したが妥当な検討過程及び結論であると認められた。

エ　指定管理者候補者選定委員会について

両センターの選定委員会設置要綱においては、第３条に「委員会は５名の委員をもって組織する」と規定し、指針に従い後記のとおり委員を選定しており妥当である。

第二期指定においても同様である。

オ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て公表された募集要項の主要部分に沿いつつ検討を加える。紙面の都合上募集要項の詳細については割愛するが、記載されるべき項目、内容について問題は認められなかった。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補者選定委員会において審議された募集方針、募集

要項に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、表面上は完全な公募となっている。

なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっておらず、実質公募と認められる。なお、第二期指定についても実質公募と認められる。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページにより行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで２ヶ月間となっている。指定管理者の行う主要な業務が、比較的定型的な利用受付業務や施設の維持保全に関するものであることから特に問題はないと思われる。

なお、第二期指定における募集期間についても第一期指定と同じく２ヶ月間である。

（ウ）指定期間について

指定期間については、所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上３年間としている。特に指定管理者制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったことは想像に難くなく、また、指定管理者の行う業務の性質からも３年間という指定期間については妥当と考える。

なお、第二期指定においても指定期間は３年間となっており、これは、第一期指定の経験、実績を踏まえ指定管理者に緊張感をもって管理運営を行ってもらうには適切な指定期間と判断したことによるもので、妥当と考える。

（エ）指定管理料の上限額について

17 年度実績を基に一つ一つの支出項目ごとに数字を積み上げ次のように積算している。

参考までに指定管理者の初年度の実績も示した。　　（単位：千円）

	17年度実績	積算額 (指定管理料の上限額)	差引	18年度指定管理者決算額
人件費	19,721	19,206	△515	11,121
物件費	42,750	39,485	△3,265	35,084
合計	62,471	58,691	△3,780	46,205

指定管理者の初年度の実績をみると、積算額よりかなり低いことが分かる。これは、積算額が、17年度の管理委託料実績を基に算出されているためで、従前の管理受託者である社会福祉協議会も応募しやすい積算額となっている。しかし、結果的には公募の成果がはっきりと出る結果となっている。

なお、第二期指定における積算は、第一期指定時の積算額と指定管理者の実績を踏まえ次のように積算している。　　（単位：千円）

	18年度積算額	積算額（指定管理料の上限額）	差引	積算額の17年度実績との差額
人件費	19,206	17,207	△1,999	△2,514
物件費	39,485	37,033	△2,452	△5,717
合計	58,691	54,240	△4,451	△8,231

上記のとおり管理運営費については指定管理料の上限額でみて、制度導入の効果が見て取れる。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要項では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

a　審査方法について

(a) 第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

(b) 第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

b　指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。

委員長	○○○○（宮崎県福祉保健部医療担当次長）
委　員	○○○○（点訳・音訳友の会会長）
	○○○○（宮崎県手話サークル連絡協議会事務局長）
	○○○○（税理士）
	○○○○（宮崎県福祉保健部保健担当次長）

（監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている。）

なお、第二期指定においても同様に氏名と資格、所属が記載されている。

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

c　審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	管理運営に関する基本方針	10
	業務内容に対する理解及び対応	
	苦情や否定的な意見への対応	
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	25
	利用者増への取り組みに関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	児童交通遊園を利用する団体等の交通安全指導	
	施設の効用を最大限に発揮できる提案	
③施設の管理に係る経費の縮減	指定期間に県が支払う委託料の提案額	30
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	その他（経費節減に対する提案等）	
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人的体制の確保	25
	職員の能力育成（研修体制）	
	事業計画の実現可能性（継続性、安定性）	
	類似施設等の運営実績	
	申請者の安定性、信頼性	
⑤安全管理に対する対応や環境に配慮した団体	火災や地震発生の場合の対応、不審人物の対応、児童遊園の遊具事故の対応、レジオネラ属菌が検出された場合などの危機管理に対する対応	10
	環境に配慮した施設管理 省エネやリサイクルの推進など環境に配慮 ISOの取得状況	10
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目、配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２についての

配点も記載されており、それによれば類似事業等における管理運営の実績の配点は低く、参入障壁といえるものではない。選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については妥当と考える。

第二期指定においては、第一期指定における経験、実績を踏まえ審査項目及び配点に次のように変更が加えられた。

選定基準②に「利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映」が加わり配点が５点増え、④においては「個人情報の保護、情報公開への対応」と「継続的に安定した運営が可能な財政的基盤」が加わり配点が15点増えている。一方、⑤は「地域への貢献等」とタイトルが変更され「育児休暇や介護休暇等への配慮」「障害者の就労支援への対応」が加わっているが、配点は５点減じられており、③「経費の縮減」においても配点が15点減じられている。これは、第一期指定時においては指定管理者制度導入の目的の一つである経費の節減を重点項目と捉えており、後述のとおり経費の節減には一定の成果を挙げ、そして第一期指定の実績の分析によりこれ以上の経費節減を求めることは却ってサービスの質を落とす虞があるとの配慮によるもので、審査項目として妥当な配点の変更と考える。また、第一期指定においては最低点の定めはなく、あまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであったが、第二期指定においては最低合格点を60点と定めた上で上述のような運用を行っている。

選定基準の概要は上記のとおりであり、選定基準、選定手続の公平性、透明性は確保されているものと考える。

カ　選定の結果について

現地説明会参加者４団体、応募者４団体であり、従前の管理委託団体も応募していたが、「株式会社文化コーポレーション」が選定され、従前の管理委託団体は落選した。採点結果は１位が 500 点満点中 366 点であった。２位以下の点数の記述は差し控えるが、１位と２位とは近接した点数ではなかった。

選定理由の詳細は割愛するが、１位に選定された団体はビル管理会社と

しては知られた存在であり、施設管理が主要な業務であるこの施設においては妥当な選定結果と思われる。

なお、第二期指定においては、現地説明会参加団体は株式会社文化コーポレーションを含めて４団体で、最終的な応募者は第一期指定管理者である株式会社文化コーポレーション１団体で、その株式会社文化コーポレーションが第二期指定においても指定管理者として選定されている。採点結果は500点満点中435点であり、第一期の実績が大きく評価されていることが分かる。特に指摘すべき問題点は認められなかった。

キ　指定管理料について

第一期及び第二期の募集要項にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
第一期　年額	58,691	48,030	△10,661
指定期間総額	175,373	144,089	△31,284
第二期　年額	54,240	51,596	△2,644
指定期間総額	162,720	154,789	△7,931

上記のとおり、第一期指定期間の実績を踏まえ第二期の指定管理料上限額は減額されているが、一方、第二期の指定管理料の提案額は第一期より増額している。後記「指定管理者による管理運営の状況」に記載のとおり、指定管理者は第一期の指定管理期間中にプラスの収支差額を計上しておりインセンティブは働いているが、第二期における事業計画を見るところ、第二期において老朽化している施設管理の充実と更なる自主事業の充実を図るために指定管理料の提案額を増額したものと推測される。指定管理料の提案額については、第二期においては増額となったものの指定管理料の上限額からは大きく下回っており、指定管理料の上限額が適正に算定されているという前提に立てば、指定管理者による施設管理を含めた管理運営の充実という側面を重視していることが窺える。

ク　指定管理者との基本協定の締結について

ａ　基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者は両センター管理規則第 15 条の規定に基づき基本協定を締結し、また、業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。なお、施設の特性から利用料金制度は採用

していない。基本協定書の詳細な内容は割愛するが、必要不可欠な条項は網羅されており、また、このような施設において特に高度の水準が要求される個人情報保護については特記事項として別記により詳細な指示があり、その運用に関しヒアリングを行ったが特に問題点は認められなかった。なお、基本協定書では備品管理については、善管注意義務を課すのみで、現物調査について触れられていないが、後記の業務仕様書において、毎年１回の備品の点検義務を課している。また、リスク分担のうち主要な項目を抜粋すれば次のとおりであり、妥当と思われる。

項　目	内 容 等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1 件の修繕見積額が五万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1 件の修繕見積額が五万円以上）	○	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
6 事業終了時の対応（撤収・施設等の原状回復・引継ぎ）			○

b　業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示があり、指示事項についてヒアリングを行ったが、問題点はなかった。

c　年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払に関し必要な事項を定めたものである。なお、業務報告書における指示事項履行のために、指定管理初年度に一部の経費が集中するため、指定管理料の額は毎年均等にはなっておらず、債務負担行為設定額を上限とし、指定管理者の事業計画に従って年度協定書により定めている。しかし、管理運営費の実績をみると毎年ほぼ一定し

ており、毎年均等でも問題はないと思われる。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリング、現地視察を基に検討を加える。

（ア）管理運営状況について

a　収支の状況について　（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
収入の部	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
	管理受託料	62,471	―	―	―
	指定管理料収入	―	48,212	47,999	47,878
支出の部	人件費	19,721	11,122	11,423	11,179
	その他の管理経費	42,750	35,083	34,111	34,153
	支出合計	62,471	46,205	45,534	45,332
	収支差額	0	2,007	2,465	2,546
職員数	職員数	4	4	4	4
	(うち、県派遣、県OB)	0	0	0	0

(a) 管理運営費について

管理運営費については、管理委託制度時代と指定管理者制度時代とでは、その行う業務の内容に若干の差があり、しかも、一つ一つの業務のための経費支出の区分分けがなされていないため単純比較はできないが、制度導入により大幅に削減されており、その削減は人件費だけではなくその他の管理運営費についての削減によりなされていることが分かる。人件費は制度導入前後を通じて県派遣職員や県ＯＢがいないにもかかわらず大きく削減されている。指定管理者は宮崎県では知られた存在であり、その実力を窺い知ることができる。人件費以外の管理運営費については、主に水光熱費、委託費において削減がなされており、管理運営費については制度の目的の一つである経費の削減効果は発現されていると考える。なお、基本協定書において県の承認が必要とされている再委託契約は管理運営費総額の40％を占める重要な経費であるところ、指定管理者においては県の財務規則に準じて再委託契約を締結しているとのことであった

が、県への再委託業務の承認申請、県による承認という基本協定書に定める手続がなされていなかった。

管理運営費については、月次で予算実績比較し差異分析が行われており評価できる。アンケート回答によれば、施設運営費用の削減の余地はないということであったが、施設、特に児童交通遊園の設備が老朽化していること、管理運営費の実績、第二期指定において指定管理料の上限額が相当額減少したことを考慮すると首肯できる回答であった。

（監査意見）

再委託料の実績をみると、指定管理者の削減の努力の跡が見て取れるが、これを無制限に認めれば制度の意義は失われ、指定管理者は単なるブローカーということになってしまう。所管課は制度の意義を改めて認識するとともに、踏まれるべき手続の履行を確保すべきである。なお、第二期指定後からは、基本協定書に定める手続に従っているが、形式的な書類のやり取りに終わることなく再委託の必要性の確認等、後記の所管課のモニタリング機能を十分に発揮することを望むところである。

(b) 収支差額について

収支差額は、管理委託時代がゼロであるのに対し、制度導入後は毎年度プラスの収支差額を計上し、指定期間の３年間で約700万円のプラスの収支差額を計上している。これを、指定管理料が高すぎたと見るのか、指定管理者の運営努力の跡と見るのかの判断は困難であるが、第二期指定時の募集要項における指定管理料の上限額が相当額下げられたことから見ると、所管課は指定管理料が高すぎたと見ているのではないかと思われる。第二期指定後の収支報告がまだ出ていないのでその後の収支差額は不明であるが、指定管理者に対するインセンティブとの兼ね合いで悩ましい問題であり、ここでの論評は控えることとする。

(c) 決算報告書について

基本協定書に従い、指定管理業務を含む指定管理者全体の業務に係る決算報告書が毎年遅滞なく提出されている。ただし、決算報告書の一部（製造原価報告書）が欠落しており、所管課のチェック体制に疑問をもった。なお、欠落していた部分は後で監査人に提出された。決算書自体に特に問題点は認められなかった。

b　施設管理について

(a) 備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、全て県の所有

であり指定管理者の所有する備品はない。備品の実査は毎年行われているが、実施時期を定めていない。また、備品実査に係る手引や実施要領はない。

（監査意見）

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

(b) 現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

c　運営について

(a) 利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って施設別利用状況が詳細な資料とともに記載されている。紙面の都合上その詳細が記載できないが、ここでは単純施設の利用人数の推移について記載しておく。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用人数(人)	184,970	175,237	167,758	163,036

上記のとおり、制度導入後利用者数は減少している。これは、管理業務の対象施設が減少したこと、利用の件数は変わらないものの、一つ一つの研修の規模が小さくなったこと、児童交通遊園の老朽化した遊具撤去のため、その利用者が減少したことによるもので、利用者減少に関して特に指摘すべき問題点は認められなかった。

（イ）モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためには、モニタリングこそが必要不可欠な手続であり、管理委託制度の問題点を指定管理者制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの3種類があり、それぞれについて考察する。

a　地方自治法及び協定書によるモニタリング

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められている。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後の管理運営の効率化に資することができることになる。

(a) 業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては、①施設の利用状況、②主要行事、③施設管理

状況、④児童交通遊園ゴーカート利用状況、⑤県民の声への対応、⑥特記事項（指定管理者業務従事職員のその月の業務についての報告・感想・意見等）等が詳細な資料とともに記載されている。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

(b) 事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書においては、１．管理業務の実施状況、２．福祉総合センターの利用状況、３．管理業務の実施に係る収支報告書、４．その他県が必要と認める事項という構成になっておりそれぞれの項目につきさらに細かく分類し詳細な資料とともに報告されている。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。なお、事業報告書に添付される収支報告書は、基本協定書に従った文字どおりの収支報告のみで、貸借対照表や財産目録は添付されていない。

(c) 決算報告書によるモニタリングについて

指定管理業務を含む指定管理者の決算が報告され、所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。なお、すでに述べたとおり、決算書の一部が欠落していた。

(d) 実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせて、備品の実査にも立ち会っている。

概略上記のとおりであるが、事業報告書については、行政経営課作成のモニタリング実施要領に基づき審査表を作成し保管している。業務報告書、事業報告書、決算報告書、実地調査については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。

なお、実地調査については「実地調査書」なるものがあるが、これは指定管理者が作成した管理運営の概況、自己評価表、運営点検評価シート、施設利用状況、残高試算表、苦情処理、アンケート状況についての記載を「実地調査書」として利用しているもので、所管課自ら作成したものではない。

（監査意見）

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば

実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とするので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、結果として必ず収支差額は発生するものであり、その結果指定管理者の財政状態がどのように変化したかということを分析するためには最低限、貸借対照表や財産目録の添付が必要と考える。

b　利用者の声に基づくモニタリングについて

両センターについては、業務仕様書に「事業評価」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに結果を県に報告するものとするとの規定があり、その規定に従い施設全体や個別の施設、実施した事業毎にアンケートをとり、分類集計の上管理運営に資するよう活用していることが認められ、所管課も実地調査時に確認している。なお、第三者による運営評価委員会は設置されていないが、施設の特性上特に問題はないと考えられる。

(4) 両センターと制度についての考察

両センターのように、指定管理者が行う主要な業務が施設の維持・保全にある場合、指定管理者制度の効果がよく発現されていることが分かる。所管課の的確なモニタリングの下、引き続き制度が効果的に運用されていくことを期待したい。

６　県立視覚障害者センター

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

身体障害者福祉法第34条の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧事業を主たる業務として行い合わせて点訳・朗読奉仕員の育成指導、点字図書等の奨励及び視覚障害者等に対する相談事業を実施することにより、視覚障害者の福祉に資することを目的として設置。

イ　設置根拠条例等

身体障害者福祉法第34条（視覚障害者情報提供施設）

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

ウ　所管課

福祉保健部障害福祉課

エ　施設の概要

所在地	宮崎県宮崎市江平 2-1-20
施設概要	宮崎県生活情報センター1 階 敷地面積:2,296 ㎡(宮崎県生活情報センター敷地全体) 床 面 積:861.79 ㎡(県立視覚障害者センター分)
施設内容	エントランスホール、事務室、ボランティア室、閲覧室、録音室、調理実習室、談話室、研修室、三療研修室、OA 室、印刷室、書庫、湯沸し室、更衣室
他の入居施設	県立聴覚障害者センター及び消費生活センター
建築費	820,043 千円(宮崎県生活情報センター全体)
利用料金制	なし

オ　沿革

年月日	施設名	運営方法、管理運営委託先
昭和41年 9月	盲人福祉センター開所	県の直営
昭和45年4月	宮崎県盲人福祉館と改称	管理委託方式。委託先「宮崎県盲人福祉協会」
平成 7年4月1日	県立視覚障害者センター	管理委託方式。委託先、「財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会」
平成18年4月1日		指定管理者制度を導入「財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会」を指定管理者に指定
平成21年4月1日～		第二期指定「財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会」を指定管理者に指定

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者

（平成21年10月9日現在においては第二期指定の指定管理者であるが、第一期指定においても下記団体が指定管理者として選定されている。）

名称	財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
代表者	会長　馬渡幸三郎
所在地	宮崎市江平西2-1-20
法人成立年月日	昭和41年6月12日
設立目的等 (抜粋)	この法人は、視覚障害者相互の協力によりその更生を図るとともに親睦を深めもって視覚障害者の福祉を増進することを目的とする。この法人は、前条の目的達成のため次の各号に掲げる事業を行う。 (1)宮崎県点字図書館、宮崎県点字出版書、集会室、研修施設及び附属施設の受託経営 (2)視覚障害者更生相談視覚障害者相談事業 (3)視覚障害者補装具等あっせん事業 (4)視覚障害者の諸問題に関する調査研究 (5)視覚障害者福祉事業の啓発宣伝
組織	役員:14名(常勤0名、非常勤14名) 職員:6名(うち県OB1名)臨時職員1名
資産の総額	20,780,066円(平成21年3月31日現在)

指定管理業務に係る 財務状況 (平成20年度)	当期収入　25,824千円 当期支出　25,824千円 収支差額　　0千円 総資産　20,780千円 総負債　公開されていないので記載せず。ただし、監査人にて確認。 純資産　公開されていないので記載せず。ただし、監査人にて確認。
指定管理者の行う業務の概要	県立視覚障害者センターの施設管理を含む管理運営

イ　指定管理者の指定

県立視覚障害者センターの指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。なお、視覚障害者センター、聴覚障害者センター及び福祉総合センター・母子福祉センターは、同じ福祉関係の施設ということで、所管部も同一であり、同一の選考委員によって並行的に手続が進められているが、妥当と認められた。

年月日	主要な手続等
平成7年 3月13日	県立視覚障害者センター設置附則(条例第5号)
昭和39年 4月 1日	公の施設に関する条例公布
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に県立視覚障害者センター管理規則を公布
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」(制度導入に係る事務処理の取扱い等)が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 7月 6日	指定管理者候補者選定委員の候補者リストアップ
平成17年 8月29日	県立視覚障害者センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月30日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 8月31日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項:募集方針、募集要要領、審査方法案の意見聴取、現地視察
平成17年 9月29日から	募集周知期間。告知方法:県公報、県HP
平成17年10月20日	現地説明会

年月日	主要な手続等
平成17年10月21日から11月9日まで	質問受付
平成17年11月10日から11月30日まで	申請書受付
平成17年12月12日	第1次審査(応募資格審査)
平成17年12月16日	第2次審査(ヒアリング、プレゼンテーション) 第2回指定管理者候補者選定委員会開催。討議、採点 指定管理者候補者の選定
平成17年12月28日	指定管理者候補者決定
平成17年12月28日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査
平成18年 3月10日	指定管理者の指定についての議会の議決及び平成17年度一般会計歳入歳出予算の補正 債務負担行為の設定 指定管理者の告示についての決済伺書
平成18年 4月1日	指定管理者の指定(決裁伺書) 指定管理者への通知 指定管理者との基本協定書の締結 指定管理者の指定について宮崎県公報によりにより告示 (当該日が休日のため4月3日の広報により告示)
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書 平成18年度に係る指定管理料の確定

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及び主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加え、監査結果と監査意見を記すこととする。なお、監査実施時点においてすでに第二期指定に移っているので、必要に応じて第二期指定についても検討を加えている。

ア　指定管理者制度の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における指定管理者制度管理状況の把握等、司令

塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ　設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成15年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例に所要の整備を加え改正している。また、この改正を受けて、平成17年９月に県立視覚障害者センター管理規則を公布している。

公の施設に関する条例及び県立視覚障害者センター管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ　県立視覚障害者センター（以下この各論で「センター」という。）への指定管理者制度（以下この各論で「制度」という。）導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年４月１日からの制度導入に当たり、行政経営課の主導の下、設置目的、管理運営の現状、県内における類似施設の状況、他の自治体における管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、これらの検討過程を吟味したが妥当な検討過程及び結論であると認められた。ただし、後記「(4) センターへの制度の導入についての考察」参照。

エ　指定管理者候補者選定委員会について

委員構成は後記のとおりであり、構成メンバーとしては適切と考える。

なお、第二期指定においても構成メンバーに問題点は認められなかった。

オ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て公表された募集要領の主要部分に沿いつつ検討を加える。紙面の都合上募集要領の詳細については割愛するが、記載されるべき項目、内容について問題は認められなかった。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補選定委員会において審議された募集方針、募集要領に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、完全な公募となっている。一部、「この種の施設の実務経験を有する者を３人以上従事させることができること」という条件が付されているが、施設の特性

上問題ないと考えられる。

なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっておらず、実質公募と認められる。なお、第二期指定についても実質公募と認められる。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページにより行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで２ヶ月間となっている。募集期間全体としては２ヶ月間であるが、募集開始から質問の締め切りまでは42日間であり、施設の特性から考えて、募集期間、質問期間ともに特に問題はないと考えられる。

なお、第二期指定における募集期間についても第一期指定と同じく２ヶ月間である。第二期指定においては募集開始が第一期指定時より３ヶ月近く早まった分余裕をもった選定手続となっている。

（ウ）指定期間について

指定期間については、所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上３年間としている。特に制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったことは想像に難くなく、３年間という指定期間については妥当と考える。

なお、第二期指定においても指定期間は３年間となっており、これは、第一期指定の経験、実績を踏まえ指定管理者に緊張感をもって管理運営を行ってもらうには適切な指定期間と判断したことによるもので、妥当と考える。

（エ）指定管理料の上限額について

17年度実績を基に人件費と管理費に分け次のように積算している。

参考までに指定管理者の初年度の実績も示した。　　（単位：千円）

	17年度実績	積算額（指定管理料の上限額）	差引	18年度指定管理者決算額
人件費	21,594	21,594	0	20,578
管理費（情報化対応加算国庫補助含む）	4,978	4,618	△360	5,634
合計	26,572	26,212	△360	26,212

なお、視覚障害者情報提供施設には、管理運営費について国庫補助があり、国で定めた基準額が補助される。そのため、運営努力によって削減すれば国庫補助金を返納しなければならないということから人件費と情報化対応国庫補助分については国の基準単価どおりに設定しており、実績に対する積算額の削減額はゼロであり、比重の少ない管理費のみ20％削減している。管理運営費については、制度導入の効果はほとんど見られない。

なお、第二期指定においては次のように積算している

（単位：千円）

	18年度積算額	積算額（指定管理料の上限額）	差引
人件費	21,594	21,594	0
管理費（情報化対応加算国庫補助含む）	4,618	4,226	△392
合計	26,212	25,820	△392

第二期指定においては人件費の積算額は第一期と同額であり、管理費については指定管理者の実績を踏まえ削減しているが、ほぼ第一期と同額になっており、第一期同様管理運営費については、制度導入の効果はほとんど見られない。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要領では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

ａ　審査方法について

(a) 第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

(b) 第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

ｂ　指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。

委員長	○○○○(宮崎県福祉保健部次医療担当長)
委　員	○○○○(視覚障害者センター点訳・音訳友の会会長)
	○○○○(宮崎県手話サークル連絡協議会事務局長)
	○○○○(税理士)
	○○○○(宮崎県福祉保健部保健担当次長)

(監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている。)

なお、第二期指定においても同様に氏名と資格、所属が記載されている。

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

c　審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	管理運営に関する基本方針	10
	業務内容に対する理解及び対応	
	苦情や否定的な意見への対応	
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取り組みに関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理・安全管理の的確性	
	施設の効用を最大限に発揮できる提案	
③施設の管理に係る経費の縮減	指定期間に県が支払う委託料の提案額	20
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	その他(経費節減に対する提案等)	
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人的体制の確保	30
	職員の能力育成(研修体制)	
	事業計画の実現可能性(継続性、安定性)	
	類似施設等の運営実績	
	申請者の安定性、信頼性	
	情報管理能力	
⑤安全管理に対する対応や環境に配慮した団体	火災や地震発生の場合の対応、不審人物の対応等の危機管理に対する対応	10
	環境に配慮した施設管理	
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目、配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２についての配点も記載されており、それによれば類似事業等における管理運営の実績の配点は低く、参入障壁といえるものではない。選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については妥当と考える。

第二期指定においては、第一期指定における経験、実績を踏まえ審査項目及び配点に次のように変更が加えられた。

選定基準①は配点そのままに審査項目が「利用の申し込み方法の平等性」「県が示した管理基準に対する理解及び対応」となり「苦情や否定的意見への対応」は審査基準②に移された。③の「管理経費の縮減」の項目において配点が20点から15点に減じられ、④の「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」に安全管理、危機管理への対応が移され配点が10点増加し、⑤は地域への貢献等という評価項目になり５点の配点が付されている。審査項目、配点の変更は概ね妥当と思われる。なお、第一期指定においては最低点の定めはなくあまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであったが、第二期指定においては最低合格点を60点と定めた上で上述のような運用を行っている。

選定基準の概要は上記のとおりであり、選定基準、選定手続の公平性、透明性は確保されているものと考える。

カ　選定の結果について

現地説明会参加者は２団体であったが結果的に１団体のみの応募となり「財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会（以下この各論において「協会」という。）」が選定された。採点結果は500点満点中315点であった。

選定理由の詳細は割愛するが、500点満点中315点という点数は、委託料の提案額が上限額と同額だったためその審査項目の得点が低かったことが大きく影響している。

なお、第二期指定においては、現地説明会参加団体は協会を含めて２団体で、最終的な応募者は第一期指定管理者である協会１団体で、その協会が第

二期指定においても指定管理者として選定されている。採点結果は 500 点満点中400点と大きく上がっているが、これは、第一期の実績が大きく評価されていることと、前述のとおり審査項目及び配点が見直されたこと、特に委託料の提案額への配点が大きく下がったことによるものであり、特に指摘すべき問題点は認められなかった。

キ　指定管理料について

第一期及び第二期の募集要領にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。

（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
第一期　年額	26,212	26,212	0
指定期間総額	78,636	77,079	0
第二期　年額	25,820	25,820	0
指定期間総額	77,460	77,460	0

上記のとおり、指定管理料の上限額と、提案額は全く同額となっている。

なお、指定管理料の上限額に対して、後記の年度協定書により各年度の指定管理料の額及び支払に関し必要な事項を定めることになる。各年度の指定管理料の指定期間における合計額は、設定された債務負担行為総額に等しくなることが多い。センターにおいては第一期の指定期間の指定管理料総額は債務負担行為総額より 1,557 千円少ない 77,079 千円となっている。これは、18 年度の指定管理料にはリース料を含んでいたところ、当該リース料に係るリース物件を県が買いとったため、当該リース料分を指定管理料から減額したことによる。

ク　指定管理者との基本協定の締結について

a　基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者はセンター管理規則第 15 条の規定に基づき基本協定を締結し、また業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。なお、施設の特性から利用料金制度は採用していない。基本協定書の詳細な内容は割愛するが、必要不可欠な条項は網羅されており、また、このような施設において特に高度の水準が要求される個人情報保護については特記事項として別記により詳細な指示があり、その運用に関しヒアリングを行ったが特に問題点は認められ

なかった。なお、備品管理については、基本協定書においては善管注意義務を課すのみで、業務仕様書において「年１回は備品の点検を行うこと」と指示している。また、リスク分担のうち主要な項目を抜粋すれば次のとおりであり妥当と認められる。

項　目	内 容 等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1件の修理費が5万円未満)		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1件の修理費が5万円以上)	○	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
6 事業終了時の対応(撤収・施設等の原状回復・引継ぎ)			○

b　業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示があり、指示事項についてヒアリングを行ったが、問題点はなかった。

c　年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払に関し必要な事項を定めたものである。

指定管理料については国庫基準によっていることから「指定管理料の額については国庫基準額により変更する場合がある」という記載及び「年度協定により定められた額、分割支払い額は概算払いであり、県が事業報告書の内容を確認し指定管理料の額を確定し指定管理者に通知する」との記載があり、妥当である。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリングを基に検討を加える。

（ア）管理運営状況について

a　収支の状況について　（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
収入の部	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
	管理受託料	26,572	―	―	―
	指定管理料収入	―	26,212	25,048	25,819
支出の部	人件費	20,303	20,578	19,888	21,247
	その他の管理経費	6,269	5,634	5,160	4,572
	支出合計	26,572	26,212	25,048	25,819
	収支差額	0	0	0	0
職員数	職員数	7	7	7	7
	(うち、県派遣、県OB)	(OB)1	(OB)1	(OB)1	(OB)1

(a) 収入について

上記に掲げた収入以外に、社旗福祉事業会計において下記のような県からの受託金収入がある。（平成20年度）

受託事業名	受託金額(千円)
点訳・朗読奉仕員養成事業	1,026
点字情報ネットワーク事業	1,062
県点字・声の広報出版事業	1,210
合　　計	3,298

これらは、指定管理業務のような包括的な定型的業務と異なり、個別的で事業の長期的継続性が不確定なため、委託事業とされているもので、指定管理業務に含めるか否かは状況の変化に対応した県の中長期計画に従うことになると思われ、現時点では問題ないと思われる。

(b) 管理運営費について

管理運営費については、管理委託制度時代と指定管理者制度時代とではほとんど変化がない。その理由についてはすでに述べたとおりであり、この部分においては制度導入の効果は認められない。な

お、基本協定書において県の承認が必要とされている再委託契約は存しない。

(c) 収支差額について

収支差額は、管理委託時代に引き続き制度導入後もゼロである。しかし、協会の決算をよく見れば、18年度は僅かに収入超過であり、19年度は243千円収入超過があり、同額を備品の購入に充てており、20年度は僅かな支出超過で他会計からの繰入金で補っている。特段問題視するほどの収支差額ではない。

(d) 決算報告書について

基本協定書に従い、指定管理業務を含む協会全体の業務に係る決算報告書が毎年遅滞なく提出されている。丁寧に作成された決算報告書であり、協会の管理運営の実態をよく示すものとなっている。

b 施設管理について

(a) 備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、主要なものは県の所有であり指定管理者の所有する備品は僅かである。備品の実査は毎年行われているが、所定の時期ではなく、また、備品実査に係る手引きや実施要領はなく、所管課は実査の現場に立ち会っていない。

(監査意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

(b) 現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

c 運営について

(a) 利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って施設別、目的別等に分けて報告されている。利用人数については制度導入前の 17 年度が1,751人であるのに対し、制度導入３年目の20年度においては2,163人となっており、施設の特性から大幅な利用者の増加というものは見られないが、業務報告書で見れば広報活動も含めて地道な活動の跡が見て取れる。

(イ) モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためにモニタリングこそが、必要不可欠な手続であり、管理委託制度の問題点を指定管理制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの３種類があり、それぞれについて考察する。

ａ　地方自治法及び協定書によるモニタリングについて

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められている。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後の管理運営の効率化に資することができることになる。

(a) 業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては、①センターの利用に関する業務、②センターの維持･保全に関する業務、③点字図書及び録音図書の制作、刊行受入に関する業務、④視覚障害者に対する相談業務、⑤視覚障害者に対する啓発事業、⑥点字図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務、⑦視覚障害者に対する点字講習、技術訓練その他教養講習に関する業務、⑧その他につき詳細な資料とともに報告されている。聴覚障害者福祉センターで行っている高齢や一人暮らしの聴覚障害者への電話やファックス、訪問による安否確認の実施が希望される。なお、平成20年６月までは、業務報告書の様式が業務仕様書に沿っておらず、20年７月から所管課の指示で業務仕様書に沿った様式に変更されている。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

(b) 事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書においては、上記（a）の業務報告書に記載した項目について１年分を集計し記載するとともに、参考事項として、指定管理業務以外の受託事業についても記載している。月別推移や一部については年度対比も記載されているが、指定期間中の推移が記載されていれば、より管理運営の状況が把握しやすいものになると思われる。これらの記載に加えて収支決算書が添付されている。収支決算書は、文字どおりに収入支出についてのみの記載であり、貸借対照表や財産目録は添付されていないが、次の（ｃ）で触れる決算報告書と併せて見れば、財務状況の把握は可能である。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示しているとのことである。

(c) 決算報告書によるモニタリングについて

指定管理業務を含む指定管理者の決算が報告され、所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。決算報告書は、収支計算書、貸借対照表、財産目録が事業会計別に作成され、さらに詳細な資金収支内訳表、科目の内訳表等も添付されており、協会全体及び各事業会計の収支や財務状況の把握には有用性はあるが、９区分ある事業会計につき、支出については９区分間の配分基準が記載されておらず不明瞭であり、さらに、収支差額が出ているのは本部会計だけで残りの８事業会計は収支差額ゼロであるのは奇異に感じる。

(d) 実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせての備品の実査立会いは行っていない。

概略上記のとおりであるが、実地調査については「指定管理者施設管理運営点検評価シート」により、管理運営状況を把握しているが、このシートは事前に記入項目が記載されたものを指定管理者側が記入するもので、記入された項目についてモニタリングを行っている。しかし、業務報告書、事業報告書、決算報告書については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。ただし、それらの書類を閲覧したところ、所管課によるチェックの跡やコメントの書き込みは見受けられた。

(監査意見)

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質な、また、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とするので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。協会の場合は決算報告書が充実しており問題ないが、誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付け

るべきと考える。

b　利用者の声に基づくモニタリングについて

所管課によっては基本協定書や業務報告書に「 事業評価 」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに結果を県に報告するものとするとの規定があるが、そのような規定は存しないものの、業務仕様書において事業評価の項目を設けている。しかし、アンケート調査は僅か年１回、障害者向け福祉機器展示会の際に実施されているだけであり、利用者の声を拾い上げる努力の跡は見てとれない。協会によれば、視覚障害者の代表でもある役員評議員の意見を運営に活かしているとのことであったが、施設の特性上、利用者の生の声を管理運営に活かすには、第三者評価委員会の設置が望ましいと考えられる。

(4) センターへの制度の導入についての考察

これについては、国の補助事業であるであるということ、この事業を担うことのできる能力のある団体が限られていることという特殊事情のため、制度の目的の一つである管理運営費の削減は達成されていない。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために民間事業者のノウハウを活用するというもう一つの目的についても明確な成果を見て取ることはできず、「指定管理者施設管理運営点検評価シート」を見る限りにおいては、協会以外にできる者はいないのではないかという印象を受けた。強いて制度導入の効果を挙げるなら、所管課が改めて施設の存在意義を見直ししたこと、情報公開が進み、指定管理者が緊張感をもって管理運営に当たるような環境になったということのように思われる。

7　県立聴覚障害者センター

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

身体障害者福祉法第34条の規定に基づき設置されたもので、聴覚障害者用字幕(手話)入りビデオカセットテープの制作及び貸出事業を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を実施することにより、聴覚障害者の福祉に資することを目的として設置。

イ　設置根拠条例等

身体障害者福祉法第34条（視聴覚障害者情報提供施設）

公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

ウ　所管課

福祉保健部障害福祉課

エ　施設の概要

所在地	宮崎県宮崎市江平 2-1-20
施設概要	宮崎県生活情報センター2 階 敷地面積:2,296 ㎡(宮崎県生活情報センター敷地全体) 床 面 積:815 ㎡(県聴覚障害者センター分)
施設内容	談話コーナー、貸出利用室、事務室、相談室、研修室、書庫、試写室、発送室、スタジオ、調整室、更衣室、湯沸し室
他の入居施設	県立視覚障害者センター及び消費生活センター
建築費	820,043 千円(宮崎県生活情報センター全体)
利用料金制	なし

オ　沿革

年月日	施設名	運営方法、管理運営委託先
平成 7 年 4 月 1 日	県立聴覚障害者センター	管理委託方式。委託先、社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
平成 18 年 4 月 1 日		指定管理者制度を導入 「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会」を指定管理者に指定
平成 21 年 4 月 1 日 ～		第二期指定 「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会」を指定管理者に指定

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者

（平成 21 年 10 月 9 日現在においては第二期指定の指定管理者であるが、第一期指定においても下記団体が指定管理者として選定されている。）

名称	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
代表者	理事長　安藤豊喜
所在地	宮崎市江平西2-1-20
法人成立年月日	平成7年2月17日
設立目的等	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第二種社会福祉事業 (イ)聴覚障害者情報提供施設の受託経営 (ロ)聴覚障害者相談事業 (ハ)手話通訳事業 (ニ)前各号の事業に関する事業
組織	役員:11名(常勤1名、非常勤10名) 職員:7名(うち県派遣職員0名、県OB0名)
資産の総額	46,331,145円(平成21年3月31日現在社会福祉事業会計)

指定管理業務に係る 財務状況 (平成20年度)	当期収入　25,434千円 当期支出　25,542千円 収支差額　△108千円 総 資 産　46,331千円(社会福祉事業会計全体) 総 負 債　公開されていないので記載せず。ただし、監査人にて確認。 純 資 産　公開されていないので記載せず。ただし、監査人にて確認。
指定管理者の行う業務の概要	県立聴覚障害者センターの施設管理を含む管理運営

イ　指定管理者の指定

県立聴覚障害者センターの指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。聴覚障害者センター、視覚障害者センター及び福祉総合センター・母子福祉センターは、同じ福祉関係の施設ということで、所管部も同一であり、同一の選考委員によって並行的に手続が進められているが、妥当と認められた。

年月日	主要な手続等
昭和39年 4月 1日	公の施設に関する条例公布
平成 7年 3月13日	県立聴覚障害者センター設置附則(条例第5号)
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に県立聴覚障害者センター管理規則を公布。
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」(制度導入に係る事務処理の取扱い等)が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年 3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 7月 6日	指定管理者候補者選定委員の候補者リストアップ
平成17年 8月29日	県立聴覚障害者センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月30日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 8月31日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項:募集方針、募集要領、審査方法案の意見聴取、現地視察

年月日	主要な手続等
平成17年 9月29日から	募集周知期間。告知方法:県公報、県HP
平成17年10月20日	現地説明会
平成17年10月21日から11月9日まで	質問受付
平成17年11月10日から11月30日まで	申請書受付
平成17年12月12日	第1次審査(応募資格審査)
平成17年12月16日	第2次審査(ヒアリング、プレゼンテーション) 第2回指定管理者候補者選定委員会開催。討議、採点 指定管理者候補者の選定
平成17年12月28日	指定管理者候補者決定
平成17年12月28日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査
平成18年 3月10日	指定管理者の指定についての議会の議決及び平成17年度一般会計歳入歳出予算の補正 債務負担行為の設定 指定管理者の告示についての決済伺書
平成18年 4月 1日	指定管理者の指定(決裁伺書) 指定管理者への通知 指定管理者との基本協定書の締結 指定管理者の指定について宮崎県公報により告示(当該日が休日のため4月3日の広報により告示)
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書 平成18年度に係る指定管理料の確定

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及びに主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加え、監査結果と監査意見を記すこととする。なお、監査実施時点においてすでに第二期指定に移っているので、必要に応じて第二期指定についても検討を加えている。

ア　指定管理者制度の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続

をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における指定管理者制度管理状況の把握等、司令塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ　設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成15年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例に所要の整備を加え改正している。また、この改正を受けて、平成17年９月に県立聴覚障害者センター管理規則を公布している。

公の施設に関する条例、及び、県立聴覚障害者センター管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ　県立聴覚障害者センター（以下この各論において「センター」という。）への指定管理者制度（以下この各論において「制度」という。）導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年４月１日からの制度導入に当たり、行政経営課の主導の下る管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、これらの検討過程を吟味したが妥当な検討過程及び結論であると認められた。ただし、後記「(4) センターへの制度の導入についての考察」参照。

委員構成は後記のとおりであり、構成メンバーとしては適切と考える。

なお、第二期指定においても構成メンバーに問題点は認められなかった。

エ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て公表された募集要領の主要部分に沿いつつ検討を加える。紙面の都合上募集要項の詳細については割愛するが、記載されるべき項目、内容について問題は認められなかった。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補者選定委員会において審議された募集方針、募集要領に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、完全な公募となっている。一部、「この種の施設の実務経験を有する者を３人

以上従事させることができること」という条件が付されているが、施設の特性上問題ないと考えられる。

なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっておらず、実質公募と認められる。なお、第二期指定についても実質公募と認められる。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページにより行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで２カ月間となっている。募集期間全体としては２カ月間であるが、募集開始から質問の締め切りまでは42日間であり、施設の特性から考えて、募集期間、質問期間ともに特に問題はないと考えられる。

なお、第二期指定における募集期間についても第一期指定と同じく２カ月間である。第二期指定においては募集開始が第一期指定時より３カ月近く早まった分余裕をもった選定手続となっている。

（ウ）指定期間について

指定期間については、所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上３年間としている。特に制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったことは想像に難くなく、３年間という指定期間については妥当と考える。

なお、第二期指定においても指定期間は３年間となっており、これは、第一期指定の経験、実績を踏まえ指定管理者に緊張感をもって管理運営を行ってもらうには適切な指定期間と判断したことによるもので、妥当と考える。

（エ）指定管理料の上限額について

17年度実績を基に人件費と管理費に分け次のように積算している。

参考までに指定管理者の初年度の実績も示した。　　（単位：千円）

	17年度実績	積算額 （指定管理料の上限額）	差引	18年度指定管理者決算額
人件費	23,994	23,994	0	23,611
管理費	1,800	1,440	△360	1,823
合計	25,794	25,434	△360	25,434

なお、聴覚障害者情報提供施設には、管理運営費について国庫補助があり、国で定めた基準額が補助される。そのため、運営努力によって削減す

れば国庫補助金を返納しなければならないということから国の基準単価通り設定しており、実績に対する積算額の削減額はゼロであり、比重の少ない管理費のみ20％削減している。管理運営費については、制度導入の効果はほとんど見られない。

なお、第二期指定においては次のように積算している。（単位：千円）

	18年度積算額	積算額 （指定管理料の上限額）	差引
人件費	23,994	24,364	370
管理費	1,440	1,003	△437
合計	25,434	25,367	△67

第二期指定においては国の基準単価の改定に合わせて人件費の積算額を増やし、管理費については指定管理者の実績を踏まえ削減しているが、ほぼ第一期と同額になっており、第一期同様管理運営費については、制度導入の効果はほとんど見られない。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要領では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

a　審査方法について

(a) 第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

(b) 第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

b　指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。

委員長	○○○○（宮崎県福祉保健部医療担当次長）
委　員	○○○○（点訳・音訳友の会会長）
	○○○○（宮崎県手話サークル連絡協議会事務局長）
	○○○○（税理士）
	○○○○（宮崎県福祉保健部保健担当次長）

（監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている。）

なお、第二期指定においても同様に氏名と資格・所属が記載されている。

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

c　審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	管理運営に関する基本方針	10
	業務内容に対する理解及び対応	
	苦情や否定的な意見への対応	
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取り組みに関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理・安全管理の的確性	
	施設の効用を最大限に発揮できる提案	
③施設の管理に係る経費の縮減	指定期間に県が支払う委託料の提案額	20
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	その他（経費節減に対する提案等）	
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人的体制の確保	30
	職員の能力育成（研修体制）	
	事業計画の実現可能性（継続性、安定性）	
	類似施設等の運営実績	
	申請者の安定性、信頼性	
	情報管理能力	
⑤安全管理に対する対応や環境に配慮した団体	火災や地震発生の場合の対応、不審人物の対応等の危機管理に対する対応	10
	環境に配慮した施設管理	
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目、配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２につい

ての配点も記載されており、それによれば類似事業等における管理運営の実績の配点は低く、参入障壁といえるものではない。選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については妥当と考える。

第二期指定においては、第一期指定における経験、実績を踏まえ審査項目及び配点に次のように変更が加えられた。

選定基準①は配点そのままに審査項目が「利用の申し込み方法の平等性」「県が示した管理基準に対する理解及び対応」となり「苦情や否定的意見への対応」は審査基準②に移された。③の「管理経費の縮減」の項目において配点が20点から15点に減じられ、④の「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」に安全管理、危機管理への対応が移され配点が10点増加し、⑤は地域への貢献等という評価項目になり５点の配点が付されている。審査項目、配点の変更は概ね妥当と思われる。なお、第一期指定においては最低点の定めはなくあまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであったが、第二期指定においては最低合格点を60点と定めた上で上述のような運用を行っている。

選定基準の概要は上記のとおりであり、選定基準、選定手続の公平性、透明性は確保されているものと考える。

オ　選定の結果について

現地説明会参加者は２団体であったが結果的に１団体のみの応募となり「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会（以下この各論で「協会」という。）」が選定された。採点結果は500点満点中298点であった。

選定理由の詳細は割愛するが、500点満点中298点という点数は、委託料の提案額が上限額と同額だったためその審査項目の得点が低かったのは当然として、施設利用者の平等な利用の確保、安全管理や環境への配慮の得点が低いことが目についた。手話や要約筆記等特殊な技術を要する施設であるため、他に選択肢がなかったという事情が窺える。

なお、第二期指定においては、現地説明会参加団体は協会を含めて２団体で、最終的な応募者は第一期指定管理者である協会１団体で、その協会が第

二期指定においても指定管理者として選定されている。採点結果は 500 点満点中 416 点と大きく上がっているが、これは、第一期の実績が大きく評価されていることと、前述の通り審査項目及び配点が見直されたこと、特に指定管理料の提案額への配点が大きく下がったことによるものであり、特に指摘すべき問題点は認められなかった。

カ　指定管理料について

第一期及び第二期の募集要領にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。

（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
第一期　年額	25,434	25,434	0
指定期間総額	76,302	76,302	0
第二期　年額	25,367	25,367	0
指定期間総額	76,101	76,101	0

上記のとおり、指定管理料の上限額と、提案額は全く同額となっている。

キ　指定管理者との基本協定の締結について

a　基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者はセンター管理規則第 15 条の規定に基づき基本協定を締結し、また業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。なお、施設の特性から利用料金制度は採用していない。基本協定書の詳細な内容は割愛するが、必要不可欠な条項は網羅されており、また、このような施設において特に高度の水準が要求される個人情報保護については特記事項として別記により詳細な指示があり、その運用に関しヒアリングを行ったが特に問題点は認められなかった。なお、備品管理については、基本協定書においては善管注意義務を課すのみで、業務仕様書において「年１回は備品の点検を行うこと」と指示している。また、リスク分担のうち主要な項目を抜粋すれば次のとおりであり妥当と認められる。

項　目	内 容 等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件の修理費が5万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件の修理費が5万円以上）	○	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
6 事業終了時の対応（撤収・施設等の原状回復・引継ぎ）			○

b　業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示があり、指示事項についてヒアリングを行ったが、問題点はなかった。

c　年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払に関し必要な事項を定めたものである。

指定管理料については国庫基準によっていることから「指定管理料の額については国庫基準額により変更する場合がある」という記載及び「年度協定により定められた額、分割支払い額は概算払いであり、県が事業報告書の内容を確認し指定管理料の額を確定し、指定管理者に通知する」との記載があり、妥当である。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリングを基に検討を加える。

（ア）管理運営状況について

a　収支の状況について　（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
収入の部	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
	管理受託料	25,794	―	―	―
	指定管理料収入	―	25,434	25,434	25,434
支出の部	人件費	23,943	23,611	23,565	23,639
	その他の管理経費	1,851	1,823	1869	1,795
	支出合計	25,794	25,434	25,434	25,434
	収支差額	0	0	0	0
職員数	職員数	8	7	7	7
	(うち、県派遣、県OB)	(OB)1	0	0	0

(a) 収入について

上記に掲げた収入以外に、社旗福祉事業会計において下記のような県からの受託金収入がある。（平成20年度）

受託事業名	受託金額(千円)
手話通訳設置事業	3,329
手話奉仕員等養成事業	5,268
要約筆記奉仕員養成事業	1,059
合　　計	9,656

これらは、指定管理業務のような包括的な定型的業務と異なり、個別的で事業の長期的継続性が不確定なため、委託事業とされているもので、指定管理業務に含めるか否かは状況の変化に対応した県の中長期計画に従うことになると思われ、現時点では問題ないと思われる。

(b) 管理運営費について

管理運営費については、管理委託制度時代と指定管理者制度時代とではほとんど変化がない。その理由についてはすでに述べたとおりであり、この部分においては制度導入の効果は認められない。なお、基本協定書において県の承認が必要とされている再委託契約は存しない。

(c) 収支差額について

収支差額は、管理委託時代に引き続き制度導入後もゼロである。しかし、20年度の協会の決算をよく見れば、僅かに支出超過であり、他会計からの繰入金で補っている。それ以前の年度も同様である。特段問題視するほどの収支差額ではない。

(d) 決算報告書について

基本協定書に従い、指定管理業務を含む協会全体の業務に係る決算報告書が毎年遅滞なく提出されている。丁寧に作成された決算報告書であり、協会の管理運営の実態をよく示すものとなっている。

b　施設管理について

(a) 備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、主要なものは県の所有であり指定管理者の所有する備品は僅かである。備品の実査は毎年行われているが、所定の時期ではなく、また、備品実査に係る手引や実施要領はなく、所管課は実査の現場に立ち会っていない。

(監査意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

(b) 現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

c　運営について

(a) 利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って施設別、目的別等に分けて報告されている。利用人数については制度導入前の 17 年度が5,311人であるのに対し、制度導入３年目の20年度においては5,437人となっており、施設の特性から大幅な利用者の増加というものは見られないが、業務報告書で見れば広報活動も含めて地道な活動の跡が見て取れる。

(イ) モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためにモニタリングこそが、必要不可欠な手続であり、管理委託制度の問題点を指定管理制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの３種類があり、それぞれについて考察する。

a　地方自治法及び協定書によるモニタリングについて

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められてい

る。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後の管理運営の効率化に資することができることになる。

(a) 業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては、①センターの利用に関する業務、②センターの維持・保全に関する業務、③聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオテープ制作に関する業務、④聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオテープ貸出に関する業務、⑤情報機器の貸出業務、⑥聴覚障害者に対する相談業務、⑦聴覚障害者に対する手話講習技術訓練その他教養講習に関する業務、⑧聴覚障害者に対する啓発事業、⑨その他につき詳細な資料とともに報告されている。特に、高齢や1人暮らしの聴覚障害者への電話やファックス、訪問による安否確認を実施していることは評価できる。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

(b) 事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書においては、上記 (a) の業務報告書に記載した項目について1年分を集計し記載するとともに、参考事項として、指定管理業務以外の受託事業についても記載している。月別推移や一部については年度対比も記載されているが、指定期間中の推移が記載されていれば、より管理運営の状況が把握しやすいものになると思われる。これらの記載に加えて収支決算書が添付されている。収支決算書は、文字どおり収入支出についてのみの記載であり、貸借対照表や財産目録は添付されていないが、次の（c）で触れる決算報告書と併せて見れば、財務状況の把握は可能である。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示しているとのことである。

(c) 決算報告書によるモニタリングについて

指定管理業務を含む指定管理者の決算が報告され、所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。決算報告書は、収支計算書、貸借対照表、財産目録が事業会計別に作成され、さらに詳細な資金収支内訳表、科目の内訳表等も添付されており、協会全体及び各事業会計の収支や財務状況の把握や、各事業会計間における共通費の配分等の把握に有益な資料となるよう丁寧かつ詳細に作成されている。

(d) 実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせての備品の実査立会いは行っていない。

概略上記のとおりであるが、実地調査については「指定管理者施設管理

運営点検評価シート」により、管理運営状況を把握しているが、このシートは事前に記入項目が記載されたものを指定管理者側が記入するもので、記入された項目についてモニタリングを行っている。しかし、業務報告書、事業報告書、決算報告書については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。

（監査意見）

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とするので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取り消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。協会の場合は決算報告書が充実しており問題ないが、誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付けるべきと考える。

b　利用者の声に基づくモニタリングについて

所管課によっては基本協定書や業務報告書に「 事業評価 」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに結果を県に報告するものとするとの規定があるが、そのような規定は存しないものの、業務仕様書において事業評価の項目を設けており、指定管理者が実施したアンケート及びその分類集計の結果を所管課も実地調査時に確認し活用していることが認められた。なお第三者評価委員会は設置されていないが、施設の特性上、利用者の生の声を管理運営に活かすには、その設置が望ましいと考えられる。

(4) センターへの制度の導入についての考察

これについては、国の補助事業であるであるということ、この事業を担うことのできる能力のある団体が限られていることという特殊事情のため、制度の目的の一つである管理運営費の削減は達成されていない。多様化する住民

ニーズに、より効果的、効率的に対応するために民間事業者のノウハウを活用するというもう一つの目的についても明確な成果を見て取ることはできない。強いて制度導入の効果を挙げるなら、所管課が改めて施設の存在意義を見直ししたこと、情報公開が進み、指定管理者が緊張感を持って管理運営に当たるような環境になったということのように思われる。

８　宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家）

９　宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家）

10　宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的として設置。

イ　設置根拠条例等

（ア）公の施設に関する条例（昭和39年条例第７号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１のとおり公の施設を設置する。

（イ）教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年条例第36号）

第２条　県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第１に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。

ウ　所管課

福祉保健部こども政策局こども家庭課

エ　施設の概要

	宮崎県青島 青少年自然の家	宮崎県むかばき 青少年自然の家	宮崎県御池 青少年自然の家
所在地	宮崎市大字熊野 字藤兵衛中州	延岡市行縢町760 番3	都城市夏尾町 5988番30
開所年月	昭和50年9月	昭和58年4月	平成3年10月
建物規模	本館:地上3階、 地下1階 総合研修館:地上2 階	地上3階	地上2階
敷地面積	5 3, 843㎡ (県所有)	2 0, 379㎡ (借地)	4 3, 1 6 8㎡ (借地)
建築面積	5, 526㎡	4, 196㎡	4, 210㎡
建築費(千円)	1,100,150	851,423	780,946
主な施設	宿泊室(304 人) 10人部屋×8 20人部屋×10 2人部屋×4 4人部屋×4 研修室 大研修室 中研修室 小研修室 1A研修室 創作研修館 和室 体育館 食堂170人 運動広場 キャンプ場(150人) 炊飯棟 営火場	宿泊室(200人) 8人部屋×19 4人部屋×10 4人部屋×2 研修室 第1研修室 第2研修室 会議室 創作室 体育館 食堂240人 運動広場 キャンプ場(125人) 野外炊飯場 営火場 天体観測ドーム 地上12.6m, 直径5m 口径400m反射望遠鏡	宿泊室(200人) 16人部屋×2 8人部屋×19 2人部屋×2 3人部屋×4 研修室 大研修室 小研修室×2 創作室 体育館 食堂230人 運動広場 キャンプ場(246人) 野外炊飯場 営火場
利用料金制	あり	あり	あり

オ　沿革

	宮崎県青島 青少年自然の家	宮崎県むかばき 青少年自然の家	宮崎県御池 青少年自然の家
昭和 50 年 9 月	・宮崎県総合青少年センター（設置根拠：公の施設に関する条例、所管課：青少年男女参画課）、青島少年自然の家（設置根拠：教育関係の公の施設に関する条例、所管課：教育委員会生涯学習課）として開所 ・財団法人宮崎県青少年研修協会に管理運営を委託		
昭和 58 年 4 月		・宮崎県むかばき少年自然の家（設置根拠：教育関係の公の施設に関する条例、所管課：教育委員会生涯学習課）として開所 ・県の直営	
平成 3 年 11 月			・宮崎県御池少年自然の家（設置根拠：教育関係の公の施設に関する条例、所管課：教育委員会生涯学習課）として開所 ・県の直営

	宮崎県青島 青少年自然の家	宮崎県むかばき 青少年自然の家	宮崎県御池 青少年自然の家
平成 18 年 4 月	・名称を青島青少年自然の家と改める。所管課は青少年男女参画課（後にこども家庭課に移管）となる。 ・指定管理者制度導入 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定	・名称をむかばき青少年自然の家と改める。所管課は青少年男女参画課（後にこども家庭課に移管）となる。 ・指定管理者制度導入 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定	・名称を御池青少年自然の家と改める。所管課は青少年男女参画課（後にこども家庭課に移管）となる。 ・指定管理者制度導入 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定
平成 21 年 4 月～	・第二期指定 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定	・第二期指定 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定	・第二期指定 学校法人宮崎総合学院を指定管理者に指定

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理者

（平成 21 年 10 月 13 日現在においては第二期指定の指定管理者であるが、第一期指定においても下記団体が指定管理者として選定されている。）

名称	学校法人宮崎総合学院
代表者	理事長　川越　宏樹
所在地	宮崎市老松1-3-7
法人成立年月日	昭和61年3月3日
設立目的	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする
主な事業	この法人は設立目的を達成するために次に掲げる学校を設置する ①宮崎情報ビジネス専門学校 ②大原簿記公務員専門学校 ③宮崎福祉医療カレッジ ④宮崎ペット・ワールド専門学校 ⑤宮崎サザンビューティ美容専門学校

組織	法人役員:6名(常勤5名、非常勤1名) 指定管理業務部門職員:37名(うち宮崎県職員等OB7名)
指定管理業務に係る財務状況(平成20年度)	当期収入　286,208千円 当期支出　284,542千円 収支差額　　1,666千円 総資産　　不明(不明の理由については、後記「モニタリング」の項参照) 総負債　　不明 純資産　　不明
指定管理者の行う業務の概要	施設管理を含む管理運営全般

イ　指定管理者の指定

宮崎県青少年自然の家の指定管理者の第一期指定に関する主要な手続の流れを時系列で列記すれば、次のとおりである。

年月日	主要な手続等
平成16年 3月26日	公の施設に関する条例、教育関係の公の施設に関する条例改正。指定管理者制度の導入、運用についての規定を整備。また、この改正を受けて、平成17年9月に宮崎県青少年自然の家管理規則を改正
平成17年 3月	宮崎県総務部管財課による「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針(制度導入に係る事務処理の取扱い等)」が、公の施設を所管する部門に発せられる
平成17年3月	管財課からの通知に基づく「公の施設見直し調書」及び付属のチェックリストにより施設の存否、制度導入の可否を検討
平成17年 8月18日	宮崎県青少年自然の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定
平成17年 8月18日	指定管理者候補者選定委員委嘱
平成17年 9月 7日	第1回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項:募集方針(案)、募集要項(案)、の意見聴取、現地視察
平成17年9月22日から11月22日まで	募集周知期間。告知方法:県公報、県HP,学校法人への個別告知
平成17年10月6日、7日	現地説明会
平成17年10月11日から10月21日まで	質問受付

年月日	主要な手続等
平成17年 9月22日 から11月22日まで	申請書受付
平成17年12月 2日	第1次審査(応募資格審査)
平成17年12月 9日	第2回指定管理者候補者選定委員会開催。 審議事項:審査方法、選定要領の策定、現地視察
平成17年12月19日	第2次審査(ヒアリング、プレゼンテーション) 第3回指定管理者候補者選定委員会開催。討議、採点 指定管理者候補者の選定
平成17年12月20日	指定管理者候補者決定
平成17年12月21日	指定管理者候補者に選定結果通知
平成18年 1月 5日	行政経営課による指定管理者候補者選定状況や提案内容等に関する調査
平成18年 3月10日	指定管理者の指定についての議会の議決及び平成17年度一般会計歳入歳出予算の補正 債務負担行為の設定
平成18年 3月14日	指定管理者の指定についての決裁
平成18年 3月16日	指定管理者の指定告示についての決裁
平成18年 3月30日	指定管理者との基本協定の締結についての決裁
平成18年 4月1日	指定管理者との基本協定書の締結 指定管理者への通知 指定管理者の指定について宮崎県公報により告示(当該日が休日のため4月3日の広報により告示)
平成18年12月20日	宮崎県総務部行政経営課による「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」が発せられる
平成19年 3月31日	管理運営についての検査調書
平成19年 5月31日	管理運営に関する事業報告の承認 平成18年度に係る修繕費の確定

(3) 監査結果及び監査意見

以下、主として上記の手続の流れに沿って、指定管理者制度導入過程及び主に第一期指定における指定管理者の選定手続について検証を加え、監査結果と監査意見を記すこととする。なお、監査実施時点においてすでに第二期指定に移っているので、必要に応じて第二期指定についても検討を加えている。

ア　指定管理者制度の導入過程、指定管理者の選定手続の流れについて

上記時系列表に示すとおりの手続の流れになっており、踏むべき手続をほぼ適時に行っていると認められる。また、行政経営課が制度設計、導入状況の調査や所管課における指定管理者制度管理状況の把握等、司令塔的役割を果たしていることを窺うことができる。

イ　設置条例、管理規則の制定について

上記のとおり、平成15年に改正された地方自治法を受けて、公の施設に関する条例、教育関係の公の施設に関する条例及び宮崎県青少年自然の家（以下この各論において「自然の家」という。）管理規則に所要の整備を加え改正している。

条例及び自然の家管理規則を通査したが、特に指摘すべき事項は存しなかった。

ウ　自然の家への指定管理者制度（以下この各論において「制度」という。）導入の検討過程について

上記時系列表のとおり、平成18年４月１日からの制度導入にあたり、行政経営課の主導の下、設置目的、管理運営の現状、県内における類似施設の状況、他の自治体における管理運営の状況、施設の必要性、公営の必要性、県直営の必要性がチェックリストも活用しながら検討された結果、制度導入という結論が導き出されており、これらの検討過程を吟味したが妥当な検討過程及び結論であると認められた。

エ　指定管理者候補者選定委員会について

委員構成は後記のとおりであり、委員会構成は妥当と考える。

なお、第二期指定においても構成メンバーに問題点は認められなかった。

オ　指定管理者の選考過程について

指定管理者の選考過程について、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て公表された募集要項の主要部分に沿いつつ検討を加える。

（ア）募集の形態について

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」に従い、第１回指定管理者候補者選定委員会において審議された募集方針、募集要項に基づき公募で実施された。

募集条件として、類似事業における実績は掲げられておらず、完全な公募となっている。

なお、後述の「審査項目等について」に記載のとおり、類似事業における実績が審査項目になってはいるが、公募という条件を妨げるほどの配点にはなっておらず、実質公募と認められる。なお、第二期指定についても実質公募と認められる。

また、募集は青島、むかばき、御池自然の家３施設の一括募集となって

いるが、設立の目的及び過去において管理委託施設と直営の施設が混在していたことの問題点から３施設の一体的な運営が効率的効果的との判断によるもので妥当である。第二期指定も同様である。

（イ）募集の告知及び募集期間について

募集の告知は、県公報、県ホームページ、学校法人への個別告知により行っている。

募集期間については上記時系列表のとおり、募集開始から申請書締め切りまで２ヶ月間となっている。応募者は、その間に施設の過去の管理運営の実績や現状把握、施設の特性や将来の展望等を基に仮の事業計画を策定し不明点を質問し、それを基に再度事業計画を組みなおさなければならない。この施設における指定管理者の行う業務の多種多様性、教育関連施設であることから要請される一定の資格や経験のある職員の確保の問題や施設の数を考慮すると２カ月間という期間は新規の応募者にとっては応募期間が十分であるかについて疑念がある。

なお、第二期指定における募集期間についても第一期指定と同じく２ヶ月間であり、第二期指定においてはより新規応募者にとっては厳しい応募期間と考えられる。

（監査意見）

募集期間は２ヶ月間確保されているが、施設の特性、規模に鑑み、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

（ウ）指定期間について

指定期間については、所管課では３年間から５年間の間で検討し、施設の特性、他県の類似施設の指定期間等を考慮の上３年間としている。特に制度導入初年度においては、いわば試行錯誤の段階であり、当初から長期間に亘って指定管理者に管理運営を任せることにはためらいがあったことは想像に難くなく、３年間という指定期間については妥当と考える。

なお、第二期指定において指定期間は５年間となっている。これは指定管理者に緊張感をもって管理運営を行ってもらうにはあまり長期の指定期間は望ましくないが、第一期指定の経験、実績を踏まえ、教育関連施設であるという施設の特性及び後記する業務仕様書における多種多様な業務の運営管理のノウハウ取得には相当の時間を要すること等を総合判断したことによるもので、実地調査及び業務仕様書や後記の業務報告書の閲覧からしても妥当と考える。

（エ）指定管理料の上限額について

17 年度実績を基に施設ごとに一つ一つの支出項目ごとに数字を積み上げ

次のように積算している。

参考までに指定管理者の初年度の実績も示した。　　（単位：千円）

	17年度実績	積算額（指定管理料の上限額）	差引	18年度指定管理者決算額
人件費	230,186	178,980	△51,206	140,639
物件費	114,082	112,676	△1,406	138,422
△利用料金収入	7,035	6,058	△977	7,449
差引合計	337,233	285,598	△51,635	271,612

指定管理者の初年度の実績をみると、人件費は積算額よりかなり低いことが分かる。これは、積算額が17年度以前の実績（直営方式と管理委託方式）に基づいているためで、結果としては従前の管理受託者である財団法人にとっても応募しやすい積算額となっている。ただし、後記のとおり従前の管理受託者である財団法人は落選している。物件費の増加については後記「収支の状況」に記載のとおりであり、積算額より増加しているが、総体としては積算額を下回る決算額となっている。

なお、第二期指定における積算は、第一期指定時の積算額と指定管理者の実績を踏まえ次のように積算している。

（単位：千円）

	18年度積算額	積算額（指定管理料の上限額）	差引	17年度実績との差額
人件費	178,980	178,470	△510	△51,716
物件費	112,676	110,283	△2,393	△3,799
△利用料金収入	6,058	8,274	2,216	1,239
差引合計	285,598	280,479	△5,119	△56,754

上記のとおり管理運営費については指定管理料の上限額で制度導入の効果が見て取れる。

（オ）指定管理者候補者の審査方法及び選定基準について

募集要項では概略次のように記載されており、それについて検討してみる。

ａ　審査方法について

(a) 第一次審査について

資格要件の適否を審査する。

これは形式上の審査であり特段問題点は認められなかった。

(b) 第二次審査について

指定管理者候補者選定委員会による審査を行う（プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。）。

選定委員会議事録、参考資料等を閲覧したが問題点は認められなかった。

b　指定管理者候補者選定委員会について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適切に実施するため選定委員会を設置する。

選定委員会は非公開とするとして、下記の表が掲げられている。

委員長	○○○○（宮崎県地域生活部次長）
委　員	○○○○（社団法人宮崎県こども会育成連絡協議会会長）
	○○○○（宮崎県御池少年自然の家所長）
	○○○○（公認会計士）
	○○○○（宮崎市立生目中学校校長）
	○○○○（宮崎県青少年男女参画課課長補佐）

（監査人注：上記○○○○の部分には氏名が記されている）

なお、第二期指定においても同様に氏名と資格・所属が記載されている。

公平性、透明性の確保のため選定委員会の委員の氏名をあらかじめ公表した上で、応募者が委員に個別に接触した場合は、選定対象から除外又は指定取消とすることを募集方針等に織り込んでいる。

c　審査項目等について

公表された審査項目及び配点は次のとおりである。

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
ア)規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること	・青少年健全育成に関して青少年自然の家が果たすべき役割をどのように認識し、三施設の一体的管理運営に対してどのような基本方針であるか。	20
	・事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。	

選定基準(評価区分1)	審査項目(評価区分2)	配点
イ)自然の家の効用を最大限に発揮する事業計画であること	・青少年健全育成や施設のPR,職員の資質向上等に寄与する魅力的な主催事業の提案があるか。	30
	・青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。	
	・休所日について利用者の利便性に配慮しているか。	
	・利用者数の確保に関する取組について適切な提案がなされているか。	
	・利用者の安全確保のための提案は適切か	
	・施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。	
ウ)管理運営に係る経費の縮減が図られる事業計画であること	・委託料の提案額はどの程度か。	30
	・管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。	
エ)事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有するものであること	・継続的に安定した運営が可能な財政的基盤はあるか。	20
	・類似施設の運営において優れた実績を有しているか。	
	・継続的に安定かつ効果的な施設運営が可能な人材から構成される組織体制であるか。	
合　　計		100

ただし、選定委員が審査するのに用いた審査項目・配点表には、評価のポイント、関連する評価書類（事業計画書等）とともに評価区分２についての配点も記載されており、それによれば類似事業等における管理運営の実績の配点は低く、参入障壁といえるものではない。選定委員が付した点数はそのまま単純に合計されており、別の計数を絡ませる等の方法は採られていない。

審査項目及び配点については妥当と考える。

第二期指定においては、第一期指定における経験、実績を踏まえ審査項目及び配点に次のように変更が加えられた。

選定基準イ）に「利用者満足度把握や苦情・要望対応、制度改善への反映」及び「施設等の維持管理の適格性」という項目が加わったほか新たにオ）として「 環境保全や育児休業制度の確立など地域への貢献に配慮した取組が行われているか」という大項目が加わったほか、ウ）管理経費の縮減の項目

において配点が30点から15点に減じられている。これは、第一期指定時においては制度導入の目的の一つである経費の節減を重点項目と捉えており、後述のとおり経費の節減には一定の成果を挙げ、そして第一期指定の実績の分析により僅かな提案額の差で得点に大きな差がつきすぎるという配慮によるものと思われ、削減された15点はエ）の「事業実施に必要な財政的基盤と管理能力」に10点、新設された「地域への貢献等」に５点配分されており、審査項目として妥当な配点の変更と考える。また、第一期指定においては最低点の定めはなくあまりに点数が低い場合、或いは、合計点では満足すべき得点でも、特定の項目、例えば、財務的基盤の点数が極端に低い場合は、選定委員会で協議し、再度募集を行うか一定の条件を付してその条件が満たされれば最高得点者を指定管理者候補者として選定するという運用を行っているとのことであったが、第二期指定においては最低合格点を 60 点と定めた上で上述のような運用を行っている。

選定基準の概要は上記のとおりであり、選定基準、選定手続の公平性、透明性は確保されているものと考える。

（エ）寄附行為について

指定管理者の寄附行為において、事業目的に指定管理業務についての記載がないが、これは指定管理業務を行うに当たり所管課と相談した折、有期事業であるので寄附行為の変更までは必要ないとの指導を受けたとのことである。

（監査意見）

指定管理者は「指定管理部」という事業部を設け、宮崎市からも指定管理者の指定を受けており、寄附行為にも指定管理業務について記載すべきと考える。

カ　選定の結果について

現地説明会参加者13団体、最終的に４団体の応募となり「学校法人宮崎総合学院（以下この各論において「総合学院」という。）」が選定された。採点結果は600点満点中１位459点、２位454点、３位376点、４位150点であった。なお、従前の管理受託団体であった財団法人宮崎県青少年研修協会は落選し、財団法人の設立目的を失ったため平成 18 年３月に解散している。選定理由の詳細は割愛するが、選定委員会議事録を閲覧したところ自然の家の役割認識、年中無休化、健全な財務体質が大きな評価を受けており、妥当な選定結果であると思われる。

なお、第二期指定においては、現地説明会参加団体は１団体で、現指定管理者である総合学院は参加していないが、自信の表れであると思われる。最終的な応募者は第一期指定管理者である総合学院１団体で、その総合学院が第二期指定においても指定管理者として選定されている。採点結果は500点満点中405点であり、選定理由は、第一期の実績及び新たな事業計画の内容そして県では為し得ない設備投資（大型バスの購入）が評価されたことにある。この設備投資は手広く学校法人を経営している総合学院ならではの提案であり、もし指定管理者を外れても学校法人で再利用可能である。大規模な自然の家３施設の一体的運営には、手弁当でもという熱意だけでは限界があるのはやむをえないことであり、妥当な選定結果であると思われる。

キ　指定管理料について

第一期及び第二期の募集要項にある指定管理料の上限額と、選定された団体の指定管理料の提案額を示せば次のとおりである。（単位：千円）

	指定管理料の上限額	指定管理料の提案額	差　額
第一期　年額	285,598	265,000	△20,598
指定期間総額（3年）	856,794	795,000	△61,794
第二期　年額	280,479	264,000	△16,479
指定期間総額（5年）	1,402,395	1,315,000	△87,395

（注）　第二期における指定管理料の提案額の指定期間総額は、指定管理者の事業計画に対応して年度により金額が異なり、年額×指定期間とはなっていない。なお、第二期指定の指定管理料年額平均は263,000千円となる。

上記のとおり県、従って県民の負担は大きく減少している。

ク　指定管理者との基本協定の締結について

ａ　基本協定書について

指定管理者の指定について議会の議決を受けた後、県と指定管理者は自然の家管理規則第17条の規定に基づき基本協定を締結し、また業務の詳細については後述する業務仕様書により、県が指定管理者に具体的に指示している。基本協定書の詳細な内容は割愛し特に説明が必要と思われる条項についてのみ規定の概略を示し検証を加える。

（返還金）

第８条　指定管理者は各年度の指定管理料のうち修繕費の総額が 600 万円未満の場合には 600 万円から修繕費の総額を差し引いた額を県に返還金として納付するものとする。

この条項（年度協定では、指定管理料を修繕費と修繕費以外の費用に分け、修繕費は概算払であると規定している。）は、修繕費は第11条別記のリスク分担表により判定するが、判定により指定管理者負担とされた修繕費が600万円に満たない場合には、600万円との差額を県に返還するという内容であるとのことであるが、なぜ修繕費の分を指定管理料と分けて概算払いとしているのか、なぜ修繕費の積算額も含んだ指定管理料ではいけないのか、理解が難しかったが、施設が老朽化していることから必要な修繕を差し控えることにより指定管理者が支出を抑えることのないようにするための方策との印象をもった。この600万円という金額は、過去の修繕の実績に今後の修繕計画を加味したものとのことで、過去の修繕費の実績を閲覧したが、過年度の実績からは妥当と思われる。ちなみに、平成 20 年度の修繕費額は 7,598 千円であった。この点は第二期指定においても実績を踏まえ変更されていない。

リスク分担表によれば「第三者の行為、経年劣化等による損傷で小規模のもの」は指定管理者の負担、「大規模なもの」は県の負担となっている。ただし、何が小規模で何が大規模かの金額基準はリスク分担表への記載はなく、運用として30万円を目安にしているとのことであった。ただし、第二期指定時のリスク分担表では「50万円」と明記してあり改善されている。

（利用料金）

第９条　自然の家の施設の利用に係る利用料金については、指定管理者の収入とする。

この条項は利用料金の帰属について定めたものである。当然、利用料金については条例に上限の定めがあるため、指定管理者はあらかじめ県の承認を受けなければならないが、上限どおりの金額で承認を得ている。

（納付金）

第 10 条　指定管理者は、各年度の利用料金の収入総額が 6,058 千円を超えた場合には、利用料金の収入総額から 6,058 千円を差し引いた額に２分の１を乗じた額を県に納付するものとする。

この条項は、指定管理者にインセンティブを与えるものであるとともに県の収入を少しでも確保しようという趣旨である。6,058 千円という

金額は、過去の実績から算出されたもので利用者増の取組によりこの金額を上回る利用料金収入を得ることを指定管理者に促しているものと見ることができ、妥当な条項と思われる。この点は、第二期指定においては実績を踏まえ、8,274千円と改定されている。なお、利用料金及び納付金については関係書類により一部計算の妥当性を確認したが、適正と認められた。それらの推移については後記の「ケ指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて」参照。

（備品の管理等）

第15条　指定管理者は、管理業務の実施に当たり、県が別に示す自然の家の備品台帳の備品を使用することができる。

２　前項の場合において、指定管理者は善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

３　第１項の備品以外で管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については指定管理者が行うものとする。この場合において、当該費用は指定管理者の負担とする。

この規定で、備品の管理は指定管理者の善管注意義務に委ねている。

（第三者への再委託の禁止）

第17条　指定管理者は、管理業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者はあらかじめ県の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

この規定で第三者への再委託の禁止を規定しており、妥当と思われる。

その他、詳細は省くが「指定管理の業務」「管理業務の実施方法」「管理物件」「リスク分担」「指定期間」「指定管理料」「指定管理料の額の変更」「事業計画書の提出」「決算書の提出」「業務報告書の提出」「事業報告書の提出」「実地調査等」「指定の取消し（その場合の指定管理料や損害金の取扱い）」「業務の廃止等（県の都合による場合の取扱い）」「管理業務が継続困難となった場合の措置等（指定管理者の都合による場合の損失補償や経費の取扱い）」「保険契約」「管理業務の引継」「損害賠償」「秘密の保持」「個人情報の保護」「情報公開」等必要な条項が漏れなく規定されその詳細は業務仕様書に委ねており、概ね妥当と認められた。

なお、第二期指定においては、既に述べた改定点のほかに、曖昧な記載内容をより明確に定義し、運用で行ってきた事柄を明文化する等、随所に

妥当な改定が行われており評価できる。

b　業務仕様書について

上記の基本協定書を受けて、県が業務の詳細な内容、手続を指定管理者に指示したものであり、その詳細は割愛するが基本協定書に沿って詳細な指示がある。他の公の施設に比べて指示が詳細で具体的であり評価できる。指示事項について現地調査の際視察及びヒアリングを行ったが、問題点はなかった。ただし、備品管理については、現物調査について触れられていない。なお備品の概略は次のとおりである。（平成 21 年２月 10 日現在）

施設名	備品点数	取得価額（千円）
青島青少年自然の家	297	34,374
むかばき青少年自然の家	545	75,388
御池青少年自然の家	675	63,930
合　計	1,517	173,692

（監査意見）

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任を併せて負うことになるため、善管注意義務をもって管理を行う必要があるが、善管注意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱いに注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

c　年度協定書について

これは、基本協定書に基づいて作成されるもので、その内容はその年度の指定管理料の額及び支払に関し必要な事項を定めたものであり特に問題点は認められなかった。

ケ　指定管理者による管理運営の状況及び所管課モニタリングについて

基本協定、業務仕様書に基づき指定管理者の管理が始まることになるが、ここでは指定管理者による管理運営の状況及び所管課によるモニタリングについて指定管理者及び所管課に対するアンケート調査、ヒアリング、現地視察を基に検討を加える。

（ア）指定管理者による管理運営の状況について

a　収支の状況について　（単位：千円、人）

		管理委託制度	指定管理者制度		
	項　目	17年度	18年度	19年度	20年度
収入の部	管理受託料		―	―	―
	指定管理料収入	―	265,000	265,000	265,000
	利用料収入（納付金差引後）	7,035	7,449	7,505	7,736
	（納付金）		（1,391）	（1,445）	（1,676）
	その他収入		8,351	13,318	13,472
	収入合計		280,800	285,823	286,208
管理運営費	人件費	230,186	140,639	151,507	148,881
	その他管理経費	114,082	138,422	132,376	135,661
	（うち再委託費）	（52,779）	（41,392）	（40,162）	（41,743）
	（うち修繕費）	（9,767）	（8,780）	（7,039）	（7,598）
	管理運営費合計	344,268	279,061	283,883	284,542
	収支差額	0	1,739	1,940	1,666

（注）平成17年度においては、１施設が管理委託制度、２施設が県の直営であったため、利用料収入と管理運営費についてのみ示している。

b　人件費、人員推移　（単位：千円、人）について

	17年度		18年度		19年度	20年度
人件費	正職員	192,333	常勤職員（プロパー）	80,493	121,284	115,080
	非常勤職員	31,026	常勤職員（県OB）	17,318	16,797	20,368
	臨時職員	6,827	臨時職員	30,973	728	317
	所定福利費	不明	所定福利費	11,855	12,698	13,116
	人件費合計	230,186	人件費合計	140,639	151,507	148,881
職員数	正職員	22	正職員、契約職員	17	34	33
	非常勤職員	18				
	―	―	県OB	4	4	5
	臨時職員	4	臨時職員	27	8	9
	職員合計	44	職員合計	48	46	47
	1人当り人件費 正職員のみ 常勤職員	8,742 5,584	1人当り人件費 常勤職員	4,657	3,633	3,564

c　利用者推移について

年度	利用団体数	利用実人数	宿泊延人数 a	利用延人数	開所日 b	休所日	利用日数 c	施設利用率 c/b
17年度	989	58,950	63,954	121,973				
18年度	1,453	75,769	66,864	144,553	1,095	0	881	80.5%
19年度	1,734	86,221	71,503	161,600	1,095	0	916	83.7%
20年度	1,799	94,159	70,238	168,689	1,095	0	925	84.5%

（注）　開所日、休所日は３施設の合計である。なお 17 年度については、開所日・休所日の記録がなく従って施設利用率もブランクになっている。

(a) 収入について

指定管理料以外の収入として、利用料収入とその他の収入がある。利用料収入は制度導入後僅かに増加している。しかし、30 歳未満は一泊 315 円（キャンプ場は 105 円）という料金を考えれば、そして、前記の利用者推移を併せて見れば「僅かに」とは言えないほどの増加額である。その他収入は、クリーニング代やレストランに係る事務手数料であり、利用者の増加に伴い収入金額も増加している。関係帳簿を通査したが問題点は認められなかった。

(b) 管理運営費について

①　人件費について

管理運営費は、制度を導入後大きく減少している。この減少は、人件費の減少によりもたらされていることが分かる。それでいて、施設の年中無休化により利用実績は大きく伸びており、制度導入の効果を見ることができると同時に、それ以前の管理運営体制が問われることになる。なお、人件費が大きく減少した 18 年度以降を見ると、その構成が変わっていることに気がつく。臨時職員を減らし正職員及び契約職員を増員しており、人件費総額は制度導入時よりやや増加しているものの、施設の効用発揮のための指定管理者の努力の跡が見て取れる。

②　人件費以外の管理運営費について

人件費以外の管理運営費については制度導入後増加がみられるが、これは主として需用費（消耗品費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、広告費、保険料等）及びそれまで少額であった消費税を含む公課費の増によるもので、指定管理者の利用者増加のための積極的な姿勢の表れが見て取れる一方、委託費においては制度導入後 20％以上減少しており、指定

管理者は今後も経費削減のできる数少ない項目として挙げている。この点についても制度導入の効果を見るとともに、それ以前の管理運営体制が問われることになる。なお、委託費については基本協定書に定める所定の再委託手続によって行われている。その他、管理運営費については月次により予算実績差異分析を行っており評価できる。

(c) 収支差額について

収支差額は、管理委託・直営時代がゼロであるのに対し、制度導入後はプラスを計上している。制度におけるプラスの収支余剰については様々な考え方があるが、管理運営費を大きく削減し、なおかつ利用実績を上げているこの施設の場合は特に指摘するほどの額ではないと解される。

(d) 収支報告書及び決算報告書について

収支報告書及び決算報告書については、後記（イ）の「モニタリングについて」の項参照。

d　施設管理について

(a) 備品の管理について

管理業務の実施に当たり必要な備品は、基本協定書に基づき備品台帳に記載した備品を県が指定管理者に使用させている。備品は、大部分が県の所有であり指定管理者の所有する備品は僅少である。備品の実査は毎年行われているが、所定の時期ではなく、また、備品実査に係る手引や実施要領はない。

(監査意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

(b) 現金、切手、収入印紙、証憑類の管理について

適正に行われている。

e　利用状況について

利用状況については、業務仕様書の仕様に従って施設別及び全体の実績について毎月の業務報告書において、①利用の状況、②利用料金の状況、③実施した主催事業の内容及び実績、④施設修繕の状況につき月別、利用団体別、利用団体の名称や利用日数、主催事業の詳細な内容、実施した修繕の詳細な内容が記載されており、記載されている項目に限って言えば所管課が管理運営の状況を把握するには十分な内容と思われる。な

お、後記（イ）の「モニタリング」の項参照。利用者数の推移については、（ア）指定管理者による管理運営の状況において示したところであり、これ以上の詳細な利用状況の推移は割愛するが、制度導入後の年末年始も含めた年中無休化（それ以前は、月曜及び年末年始は閉所）、施設の周知広報活動による利用増だけでなく、主催自主事業においても業務仕様書に従って新たな企画を交えながら着実に行われていることが窺える内容となっており、制度導入の効果が管理運営費の減少と並んでよく発現されていることが見て取れる。

（イ）モニタリングについて

公の施設の管理運営を改善していくためにモニタリングこそが、必要不可欠な手続であり、管理委託制度や直営の問題点を指定管理制度に持ち込ませない重要な機能である。モニタリングには形式的に分類すれば、地方自治法及び協定書によるモニタリングと利用者の声に基づくモニタリング、それ以外のモニタリングの３種類があり、それぞれについて考察する。

ａ　地方自治法及び協定書によるモニタリングについて

基本協定書に定められたモニタリングのための条項として業務報告書の提出、事業報告書の提出、決算報告書の提出、実地調査が定められている。これらにより、所管課は指定管理者の管理運営状況を把握し、指定管理者は自己の管理運営の状況を顧み、住民サービスのさらなる向上、今後の管理運営の効率化に資することができることになる。

(a) 業務報告書によるモニタリングについて

業務報告書においては、①利用の状況、②利用料金の状況、③実施した主催事業の内容及び実績、④施設修繕の状況が詳細な資料とともに報告されている。所管課は、この業務報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。

(b) 事業報告書によるモニタリングについて

事業報告書において「管理業務の実施状況」と「収支報告書」を掲げる構成となっている。「管理業務の実施状況」では実績の概略、取組の姿勢、各施設における利用状況、主催事業の状況、利用者安全確保のための取組が簡潔に記載されている。所管課は、この事業報告書をチェックの上閲覧し必要があれば改善を指示している。なお、事業報告書に添付される収支報告書は、基本協定書に従った文字どおりの収支報告のみで、貸借対照表や財産目録は添付されていない。したがって、（２）ア指定管理者の「指定管理業務に係る財務状況」においては、総資産、総負債、純資産は「不明」と記載している。

(c) 決算報告書によるモニタリングについて

指定管理業務を含む指定管理者の決算が報告され、所管課は、この決算報告書をチェックの上閲覧している。なお、指定管理者は多数の専門学校を経営し自然の家以外にも宮崎市の指定管理業務を受託しており、それぞれの業務につきその業務固有の経費のみが計上されるべきであることはもちろん、共通的に発生する経費は合理的に各事業に配分されなければならないが、サンプリングによる調査では妥当と判断された。

(d) 実地調査によるモニタリングについて

所管課は四半期毎に実地調査を行い、管理運営状況を把握している。なお、実地調査時に合わせての備品の実査立会は行っていない。

概略上記のとおりであるが、実地調査については、毎回事前に調査項目を定め実地調査調書を作成している。しかし、業務報告書、事業報告書、決算報告書については事前の審査表やチェックリストはなく、また、審査結果の記録の保管もなかった。決算報告書については、若干の数字の齟齬が見受けられた（仮締めの段階の決算報告書が添付されており、数字の不一致が見受けられた。監査人には後に最終締め後の決算書が提出され、チェックの結果単純なミスであって問題点はなかった。）。

（監査意見）

所管課の担当者はほぼ３年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考える。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とする上、指定管理者は学校法人会計に従って決算書を作成しておりその知識も必要となるので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている（平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ）ことからも、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、業務報告書については、記載されている事項に限って言えば問題ないと思われるが、所管課が的確なモニタリングを行うためにはそもそも業務報告書が求める記載事項に次の項目が必要と考える。

①大規模な３施設について、施設管理まで委託しているのであるから、

設備の保守・維持管理の状況

②主催事業については利用者のニーズ等に合っているかの確認のために利用者人数だけではなく定員までの記載

③利用許可、不許可の状況

以上３項目は必要であると考える。結果として必ず収支差額は発生するものであり、その結果指定管理者の財政状態がどのように変化したかということを分析するためには最低限、貸借対照表や財産目録の添付が必要と考える。また、事業報告書の「管理業務の実施状況」は、非常に簡略的に記載されており、これだけで管理業務の実施状況を把握することは不可能である。所管課によれば、毎月の詳細な業務報告書により把握しているので問題ないとのことであったが、それならそうで索引的な利用ができるように作成方法を工夫すべきではないかと考える。

b　利用者の声に基づくモニタリング

所管課によっては基本協定書や業務報告書に「事業評価」の条項を設け、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるとともに結果を県に報告するものとするとの規定があるが、この施設の基本協定書にはそのような規定は存在しない。規定はないが、実施した事業ごとに指定管理者、所管課がそれぞれアンケートをとり、分類集計の上管理運営に資するよう活用していることが認められ、所管課も実地調査時に確認している。また、業務仕様書どおり、第三者（施設利用者等）による運営評価委員会を設置し年に３度開催している。議事録を閲覧したが形骸化した評価委員会ではなく、利用者の生の声が反映される場となっていることが窺わるものであった。

なお、第二期指定においてはこの点が改善され基本協定書に「事業評価」に相当する項目が設けられている。

(4) 自然の家と制度についての考察

かなり大規模な施設で、業務仕様書で指示されている管理運営業務も複雑であるところ、管理運営費の削減、施設の効用の増大という両面において制度の効果が発現していると認められる。所管課の的確なモニタリングの下、引き続き制度が効果的に運用されていくことを期待したい。

11　宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

県民に対する林業に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

環境森林部環境森林課

エ　施設概要

a	森の科学館	木造平屋１階建 事務室、展示ロビー、講義室 木工作業室等
b	研修寮	木造平屋１階建 管理室、宿泊室、食堂等
c	森林植物園	敷地面積：3.6ｈａ 見本園、樹木園
d	体験の森	敷地面積：4.7ｈａ 森林、遊歩道、炭焼き窯
e	親水広場	敷地面積：0.9ｈａ
f	駐車場	敷地面積：3,163㎡
g	屋外便所	木造平屋１階建

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

（ア）施設の利用に関する業務

（イ）森林・林業等に関する知識修得のための研修に関する業務

（ウ）施設の維持及び保全に関する業務

（エ）その他上記に付随する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

（社）宮崎県林業協会組織図（平成21年４月１日現在）

会長理事

専務理事（県のＯＢ）

事務局……事務局長（県からの派遣）

本所……総務課……課長（県のＯＢ）

……主事

……業務課……主任

……主事

……共に学ぶ森多目的管理棟（＊）……－

支所……ひなもり台県民ふれあいの森（＊）……支所長

……主任兼森林指導員

……技師

……技師兼森林管理人

……主事

……森とのふれあい施設（＊）……支所長

……森林指導員（嘱託）

……森林管理人(嘱託)

職員（役員をのぞく）は計13名（内２名嘱託）

県関係者はＯＢが専務理事を含めて２名、現職の派遣が１名

（＊）指定管理業務を担当している

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	(社)宮崎県林業協会	1	3
21年度	(社)宮崎県林業協会	1	1

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
19, 635	21, 000	20, 790	20, 580	21, 500

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成21年３月31日の３年間

指定管理料の上限　年間22,095千円

第２期指定期間　平成21年４月１日～平成24年３月31日の３年間

指定管理料基準価格（上限額）年間21,605千円

宮崎県林業技術センター使用料は宮崎県の収入であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、使用料及び手数料徴収条例（平成12年条例第９号）による研修寮の使用料の徴収事務を受託している。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

備品の実査に係わる実施要領や実施手引書は作成されていない。

しかし管理物件が滅失したり損傷したりした場合には直ちに所管課に報告されているということであり、また所管課が四半期毎の実地調査に行く際に備品の状況を確認しているということもあり、現在のところでは実施要領や実施手引書がないことによる問題は生じていない。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されている。

また業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないが、ある程度は実地調査に関しての「公の施設管理運営状況検査票（チェックリスト)」によってカバーされている状況である。

ウ　利用状況について

研修会としては木工教室等の一般向けの研修を行っていて、研修会に参加したり、施設に入場したりするとそれぞれ１名とカウントされている。従って研修会に参加し各施設を利用した人の延べ人数を利用者数として把握している。

利用状況は所管課が一番注意を払っているところであり、業務報告書の内容に関してだけでなく実地調査の際に聞き取り調査等をしているということである。

宮崎県林業技術センターにおける宿泊費は利用者から使用料を徴収していて、これは指定管理者の収入ではなく宮崎県の収入となっている。そのために指定管理者は宮崎県と「使用料徴収事務委託契約」を締結し、契約に従って使用料の徴収事務を行っている。

宿泊費以外の収入は指定管理者の収入になり、利用申込書や入金金額を

通じて利用状況を把握している。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されている。

事業報告書を見る際のチェックリストは作成されていない。

オ　収支決算報告書について

所管課は、実地調査に行った際に、証憑書類及び会計帳簿を見ている。収支決算報告書の記載の仕方等に関して質問があった場合は指導している。

収支差額はゼロとなっているが指定管理者がそのように作成してきたもので、収支差額をゼロとして作成するような指導はしていない。

収支決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者によって評価が変わる可能性がある。

（監査意見）

次の決算書等報告の監査意見を参照してください。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者によって評価が変わる可能性がある。

（監査意見）

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状ではそれぞれの所管課に同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、少なくとも決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表に関しては業務別に分けることが難しいか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も業務別に分けた、一般的な言い方をすれば部門別損益計算書を作成してもらうことが望ましい。部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

キ　実施調査について

実地調査に関しては「公の施設管理運営状況検査票（チェックリスト）」を作成して使用している。平成 20 年度まで使用されていたものの検査事項・項目（細目は省略）は次のようになっている。

Ⅰ業務内容及び実施状況

1 職員の配置状況

2 主催事業の実施状況

3 利用者による自主研修の受入状況

4 情報公開・個人情報保護等の状況

5 その他の管理運営状況

Ⅱ施設の利用状況及び利用者サービスの状況

1 施設の利用状況

2 利用者サービスの状況

Ⅲ会計処理・収支状況

1 使用料等の徴収及び収入の状況

2 支出の状況

Ⅳ施設の安全管理対策

1 事故・災害等の緊急事態発生時の対応

2 事故等の未然防止のための方策

Ⅴその他

1 職員の能力育成のための方策

2 指定管理者の財務状況は良好か

3 違法行為等、社会通念上著しく不適当な行為を行っていないか

4 県に対する虚偽の報告はないか

内容を見る限り実地調査時の要点だけでなく業務報告書や事業報告書の内容に係わるものも含んでいることがわかる。

実地調査の際には「報告書」が作成されているが、平成20年度は指定管理者に対する文書による改善指導等はなく、第4四半期の実地調査の終了後年間を通じて特に問題はなく事業内容を承認した旨の通知を出したということである。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

研修会の参加者にアンケートに答えてもらう形で満足度調査を行い、苦情、要望に対する対応をとっている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

第３者による評価等は実施していないが特に問題は生じていない。

コ　応募状況について

（監査意見）

第１期募集時に現地説明参加者が３者で最終的な応募者は１者になり、第２期募集時には現地説明参加者の段階で１者しかなくしかもそれが指定管理制度導入前から管理を受託してきた（社）宮崎県林業協会であったということから、現段階では民間の競争原理の導入は進んでいるようには見えてこない。

もちろん応募者が１者しかなかったことには、

・地理的条件が不利なこと。

・施設の維持管理や研修の受け入れが指定管理者の主な業務となっており、収入増があまり見込めないこと。

などの理由が考えられ民間から見たときに魅力がなかったということがあるのは間違いないことだと思われる。

そうであればなおさら競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

12　宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

環境森林部森林整備課

エ　施設概要

a　県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く）《無料施設》306ha

研修の森、森林学修展示館、集合訓練広場、クロスカントリーコース等

b　オートキャンプ場《有料施設》４ha

センターハウス、サニタリーハウス、木造キャビン、トレーラーハウステントサイト等

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

・施設の利用に関する業務
・施設の維持及び保全に関する業務
・森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
・その他上記に付随する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

（社）宮崎県林業協会組織図（平成21年４月１日現在）

会長理事

専務理事（県のＯＢ）

事務局……事務局長（県からの派遣）

本所……総務課……課長（県のＯＢ）

……主事
……業務課……主任
……主事
…共に学ぶ森多目的管理棟（＊）……－
支所…ひなもり台県民ふれあいの森（＊）…支所長
…主任兼森林指導員
…技師
…技師兼森林管理人
…主事
…森とのふれあい施設（＊）……支所長
……森林指導員（嘱託）
……森林管理人（嘱託）

職員（役員をのぞく）は計13名（内２名嘱託）

県関係者はＯＢが専務理事を含めて２名、現職の派遣が１名

（＊）指定管理業務を担当している

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	(社)宮崎県林業協会	2	7
21年度	(社)宮崎県林業協会	1	1

平成21年度からの第２期は宮崎県諸県県有林共に学ぶ森と併せて募集していて、応募者・現地説明参加者数は両施設一括募集に対するものである。

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
37,122	26,284	26,284	26,284	26,442

※Ｈ17年度実績は、管理委託料(53,657千円)―利用料金収入(16,535千円)

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成21年３月31日の３年間

指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額　年間27,667千円

ただし、各年度の利用料金の収入総額が 18,048,000 円を超えた場合は、利用料金収入の総額から 18,048,000 円を差し引いた額に２分の１を乗じた額を宮崎県に納付金として納付する。

第２期指定期間　平成21年４月１日～平成24年３月31日の３年間指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額（基準価格）　年間29,120千円

ただし、各年度の利用料金の収入総額が 18,490,000 円を超えた場合は、利用料金収入の総額から 18,490,000 円を差し引いた額に２分の１を乗じた額を宮崎県に納付金として納付する。

指定管理料の上限額が第１期比べて第２期が増加しているのは、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と宮崎県諸県県有林共に学ぶ森（第１期の指定管理料上限額年間1,867千円）を別々に募集していたが、第２期は両施設をあわせて募集したためで、両施設の合計でみると減少している。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

備品の実査に係わる実施要領や実施手引書は作成されていないが、県から購入通知があったとき県から送られてくる備品一覧表を基に年１回程度実査をしているということである。

備品一覧表を保管しているほか実査した備品の写真を残していて後から状況がどうであったか明確になるようにしてあった。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されていた。

四半期毎の実地調査ではいろいろな改善事項を通知しているが、業務報告書について何かをいうことはないということである。

ただ業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わる可能性がある。

ウ　利用状況について

森林体育館・テニスコート・芝生広場の利用に関しては事前に利用許可が必要なため、「利用許可証」の交付状況と業務報告書に記載された利用件数をチェックしている。

オートキャンプ場に関しては「御利用受付票兼領収証（控）」のチェックを行っている。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されていた。

ただし、事業報告書を見る際のチェックリストは作成されていない。

オ　収支決算報告について

オートキャンプ場の収入業務は現地で行われているが、支払業務は宮崎市にある指定管理者の本部で行われていて、実地調査の際に「御利用受付票兼領収証（控）」のチェックを行っている。

また、実地調査の際に本部にも行くということであるがその時に、本部に保管されている支出伺、支出調書、領収書、請求書をレビューしているということである。

指定管理者は、指定管理業務だけでも数カ所の業務を行っていて、そのほかにも県から委託業務を受けているため、共通経費の配分をどのように行っているのかが気になるところである。

共通経費の配分に関して指定管理者に確認したところ、明確な基準で按分しているのではなく事業収入に応じて適当に配分しているということであった。

この点に関して所管課は、協定書に明記されている指定管理料を支払ったら後は指定管理者の責任で業務を遂行してもらうことになるため、特に指示してはいないということであった。

（監査意見）

次の決算書等報告の監査意見を参照してください。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わる可能性があるものの、当指定管理業務は指定管理者の業務全体の一部であるため所管課として決算報告書について特に何かをいう立場にはないと思われる。

（監査意見）

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状ではそれぞれの所管課に同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、少なくとも決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表に関しては業務別に分けることが難しいか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も業務別に分けた、一般的な言い方をすれば部門別損益計算書を作成

してもらうことが望ましい。

指定管理業務に関してだけは収支決算書を提出してもらっているので収支状況の把握はできる状況にあるが、宮崎県としてどのように共通経費を配分するかについての指示は行っていないため、どのような経費をどのような方法で配分するかによって収支計算書が変わってしまう可能性があるうえに、部門別損益計算書がなければ指定管理業務以外の業務の経営状態を把握することは困難になる。指定管理業務以外の業務の経営状態に関してヒアリング等を行い実態把握に努められているようであるが、具体的な数字を見ながらヒアリングを行うのとそうでない場合とでは、理解度に大きな差が出ると思われる。仮に(社)宮崎県林業協会の部門別損益計算書を作成すれば次のような形になる。

(単位:千円)

平成20年度	①宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森(注1)	②宮崎県諸県県有林共に学ぶ森(注1)	③林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)(注1)	④指定管理事業計(①+②+③)	特別会計・その他(注3)(⑤−④)	⑤(社)宮崎県林業協会・特別会計(注2)	⑥(社)宮崎県林業協会・一般会計(注2)
会費収入							1,880
委託料収入(指定管理料含む)	26,284	1,720	20,580	48,584	65,336	113,920	1,375
利用料金収入	18,115			18,115	0	18,115	
雑収入		143	2,520	2,663	725	3,388	384
その他収入				0	3,159	3,159	2,790
収入計	44,399	1,863	23,100	69,362	69,220	138,582	6,429
人件費	24,478	1,036	17,368	42,882	46,394	89,276	2,625
報償費	140	54	195	389	244	633	180
旅費交通費	378	66	215	659	1,290	1,949	1,129
需用費	6,755	339	3,604	10,698	345	11,043	243
役務費	1,060	54	568	1,682	(452)	1,230	133
点検費	276			276	(276)		
賃借料	1,361			1,361	2,918	4,279	417
保険料	266	43		309	287	596	
負担金	116		46	162	177	339	
原材料費・その他	1,681	194	171	2,046	8,700	10,746	
委託料	5,654	32		5,686	5,797	11,483	
県納付金	33			33	(33)		
租税公課	1,365	57	933	2,355	2,658	5,013	3
支出計	43,563	1,874	23,100	68,537	68,050	136,587	6,041
収支差額	835	(11)	0	824	1,171	1,995	388

合計数値は、千円単位で四捨五入しているため単純合計と一致しない。

(注1)平成20年度事業収支決算書による。

（注２）平成20年度決算書による。
（注３）今回は便宜的に決算書の特別会計の金額から事業収支決算書の合計金額を差し引いて求めている。

（社）宮崎県林業協会で見ると、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の収支決算報告書としては①が提出され決算書等報告としては⑤＋⑥が提出されている。

同様に宮崎県諸県県有林共に学ぶ森では②と⑤＋⑥が、林業技術センターでは③と⑤＋⑥が提出されている。

事業毎の収支状況や指定管理者の経営状況を評価するのに従来のような数字を見て判断するのと、部門別の数字を見て判断するのとでどちらが適正な評価ができるかは論を待たないであろう。単純に表面的に見ただけでも宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と宮崎県諸県県有林共に学ぶ森では収支差額が出ているのに林業技術センターではなぜ収支差額がゼロなのかとか、特別会計の収入に占める指定管理事業の収入は約50％であるのに収支差額で見ると約41％となっているとかいろいろなことが見えてくる。

さらに手続的には遡って、指定管理者の選考の段階においても決算報告書が要求されているが、そこでも当該指定管理業務と従来からの業務を含めたその他の業務に分けて提出するようには求められていない。

選考段階で決算報告書を提出してもらう意味は、第一義的には選考基準にある「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」、その中でも「継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（法人又は団体の経営状況等）」を審査するためであると思われる。

そうであれば従来指定管理者として受託していた者が再度指定管理業務に応募する際には、決算書から当該指定管理業務に係わる収益、費用（可能であれば資産も）を除いておかなければ、新たに指定管理業務に応募してきた者（当然決算書には当該指定管理業務に係わる収益、費用は含まれていない）との間で公平な比較が行われにくくなる。

ここで部門別損益計算書を作成するときの統一的な基準を県が作成していないことが問題となる。指定管理者が部門別の損益計算書を作成してきたとしても、作成の基準が統一されていなければ、損益計算書を比較してもあまり意味がないものになってしまうからである。

部門別の損益計算書を作成するときの基準の中でも特に問題となるのが、部門直接経費と部門共通経費の区分と部門共通経費の配分方法である。部門直接経費は文字どおりその部門に直接的に関係する経費であるた

め把握はそれほど難しいとは思われないが、部門共通経費に関しては、部門共通経費の範囲をどのように定めその配分をどのような基準を基に行うのかを定める必要が出てくる。

しかし、指定管理者（応募者を含む）の業種業態規模等が様々である上に指定管理業務自体も業態規模等が様々であるため、県として統一的な基準を作ることは現段階では難しいと思われる。従って、指定管理業務に直接的に関係する部門直接経費の範囲を定め、便宜的に部門直接経費の例えば５％を共通経費分として上乗せするというような方法でスタートして、爾後逐次実情にあわせて改定していくことが現実的ではないかと思われる。

また、県から複数の指定管理業務の指定を受けている指定管理者は毎年それぞれの所管課に決算報告書を提出していて、所管課はそれぞれ経営状況について分析しているようである。しかし、決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、同じ指定管理者でありながら、所管課の担当者により評価が異なってくる可能性がある。

この点に関しても部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

キ　実施調査について

実地調査に関しては「公の施設管理運営状況検査票（チェックリスト）」を作成して使用している。平成 20 年度まで使用されていたものの内容は次のようになっている。

Ⅰ業務内容及び実施状況

１職員の配置状況

２主催事業（研修）の実施状況

３森林・林業普及啓発の実施状況

４森林・林業体験研修の実施状況

５利用者に対する野外教育の実施状況

６情報公開・個人情報保護等の状況

７施設の維持管理の状況

８新たな施設の設置状況

９営業行為等の状況

10その他の管理運営状況

Ⅱ施設の利用状況及び利用者サービスの状況

１施設の利用状況
２利用者サービスの状況
Ⅲ会計処理・収支状況
１利用料金の収受状況
２支出の状況
Ⅳ施設の安全管理対策
１事故・災害等の緊急事態発生時の対応
２事故等の未然防止のための方策
Ⅴその他
１職員の能力育成のための方策
２指定管理者の財務状況は良好か
３違法行為、社会通念上著しく不適当な行為を行っていないか
４県に対する虚偽の報告はないか
内容を見る限り実地調査時の要点だけでなく、業務報告書、事業報告書、収支決算報告書、決算報告をみる際の要点を含んでいて、このチェックリストに従い実地調査は行われている。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

オートキャンプ場ではアンケートを実施していて、回収率を上げるために利用者に手渡ししていて 600 件ほど回収している。森林学修展示館では意見箱を設置しているがほとんど回収されていない。

アンケートの内容で施設の苦情等に関するものは調査して対応している。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

平成21年度からであるが「ひなもり台利用促進協議会」を立ち上げ年１回程度会議を開き、施設の効果的な利用方法や利用者増加のための提案、意見を出してもらうようにしている。

平成20年度までは実施していない。

コ　応募状況について

（監査意見）

最終的な応募者が平成18年からの第１期で２者、平成21年からの第２期で１者と減少している。

この点に関して所管課は、ひなもり台県民ふれあいの森は、森林･林業教

育･レクリエーションを目的とした施設であり、林業に関する研修等の実施や森林の維持管理等の業務内容が、他の施設と比べて収益を求める民間企業等からみたら魅力に欠けたと考えられることが原因ではないかと分析している。

第１期の指定においてはひなもり台県民ふれあいの森と諸県県有林共に学ぶ森の募集を別々に行っていたのを、第２期の指定では両者をまとめて募集するように変更したことが第２期の募集にどのような影響を与えたのかは、今後の検討課題となる。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

13　宮崎県諸県県有林共に学ぶ森

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

環境森林部森林整備課

エ　施設概要

（ア）施設等　面積139ha

多目的管理棟、林道・作業道等、作業ポイント等

（イ）主な森林

複層林、テーダマツ、人工絞丸太試験地、採穂林

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

・施設の利用に関する業務
・施設の維持及び保全に関する業務
・森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
・その他上記に付随する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

（社）宮崎県林業協会組織図（平成21年４月１日現在）

会長理事

専務理事（県のＯＢ）

事務局……事務局長（県からの派遣）

本所……総務課……課長（県のＯＢ）

……主事

……業務課……主任

……主事

…共に学ぶ森多目的管理棟（＊）……－

支所…ひなもり台県民ふれあいの森（＊）…支所長

…主任兼森林指導員

…技師

…技師兼森林管理人

…主事

…森とのふれあい施設（＊）……支所長

……森林指導員（嘱託）

職員（役員をのぞく）は計13名（内２名嘱託）

県関係者はＯＢが専務理事を含めて２名、現職の派遣が１名

（＊）指定管理業務を担当している

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	(社)宮崎県林業協会	1	3
21年度	(社)宮崎県林業協会	1	1

平成 21 年度からの第２期は宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と併せて募集していて、応募者・現地説明参加者数は両施設一括募集に対するものである。

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
2,022	1,800	1,760	1,720	2,313

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成21年３月31日の３年間

指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額（基準価額）年間1,867千円

第２期は宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と併せて募集しているため、単独の指定管理料等はない。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

備品の実査に係わる実施要領や実施手引書は作成されていない。

指定管理者が常駐している施設ではないので備品の実査等には立ち会っ

ていないが、特に問題は生じていない。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されていた。

四半期毎の実地調査ではいろいろな改善事項を通知しているが、業務報告書について何かをいうことはないということである。

ただ業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わる可能性がある。

ウ　利用状況について

多目的管理棟の利用に関しては事前に利用許可が必要なため、「利用許可証」の交付状況と業務報告書に記載された利用件数をチェックしている。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されていた。

ただし、事業報告書を見る際のチェックリストは作成されていない。

オ　収支決算報告書について

収支決算報告書は金額が僅少であることもあり会計帳簿等とのチェックは行っていない。支払業務は宮崎市にある指定管理者の本部で行われていて、実地調査の際に本部に行きチェックを行っている。

（監査意見）

次の決算書等報告の監査意見を参照してください。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わる可能性があるものの、当指定管理業務は指定管理者の業務全体の一部であるため所管課として決算報告書について特に何かをいう立場にはないと思われる。

（監査意見）

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状ではそれぞれの所管課に同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、少なくとも決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社

の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表に関しては業務別に分けることが難しいか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も業務別に分けた、一般的な言い方をすれば部門別損益計算書を作成してもらうことが望ましい。部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

キ　実施調査について

実地調査に関しては「公の施設管理運営状況検査票（チェックリスト）」を作成して使用している。平成 20 年度まで使用されていたものの内容は次のようになっている。

Ⅰ業務内容及び実施状況

1 職員の配置状況

2 主催事業（研修）の実施状況

3 利用者による自主研修の受入状況

4 情報公開・個人情報保護等の状況

5 施設の維持管理の状況

6 その他の管理運営状況

Ⅱ施設の利用状況及び利用者サービスの状況

1 施設の利用状況

2 利用者サービスの状況

Ⅲ会計処理・収支状況

1 管理業務の効率化及び経費節減に努めているか

2 施設の管理運営に係る経費は、他の経費と別に区別して経理しているか

3 目的にそぐわない支出はないか

4 事業内容及び維持管理内容との相違はないか

5 事業計画書及び前年度実績と比較して、著しく増加又は減少していないか

6 支出関係書類の整理は適切か

Ⅳ施設の安全管理対策

１事故・災害等の緊急事態発生時の対応

２事故等の未然防止のための方策

Ⅴその他

１職員の能力育成のための方策

２指定管理者の財務状況は良好か

３違法行為、社会通念場著しく不適当な行為を行っていないか

４県に対する虚偽の報告はないか

内容を見る限り実地調査時の要点だけでなく、業務報告書、事業報告書、収支決算報告書、決算報告をみる際の要点を含んでいて、このチェックリストに従い実地調査は行われている。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

アンケートを実施していて、今後の事業計画に反映するようにしている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

特に実施はしていないが、施設の規模予算等が小さいため特に必要性は感じられない。

14　宮崎県機械技術センター

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

機械技術センター内の機械設備の利用並びに機械金属工業に関する知識及び技術の修得を目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

商工観光労働部工業支援課

エ　施設概要

敷地面積：2,682.45㎡

建築面積：809.38㎡（本館540㎡、別棟226.5㎡、その他42.88㎡）

県有備品（機械設備等）117点

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

（ア）機械設備の利用に関する業務

（イ）施設及び機械設備の維持及び保全に関する業務

（ウ）機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務

（エ）材料試験及び検査測定に関する業務

（オ）使用料及び手数料の徴収に関する業務

（カ）上記の業務に付随する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

（財）宮崎県機械技術振興協会が指定管理者となっているが、当該財団は機械金属工業の技術指導、調査研究を行うことにより、宮崎県機械金属工業の振興に寄与することを目的に設立された法人で、宮崎県機械技術センターが業務を開始した昭和 54 年４月から機械技術センターの管理運営業務を行ってきた。

平成18年４月からは、宮崎県機械技術センターの指定管理者に指定され現在２期目に入っている。

（財）宮崎県機械技術振興協会の平成21年３月31日現在の職員構成は次のとおりである。

機械技術センター所長（県職員ＯＢ）

主査　　２名（内１名は県職員派遣）

主事　　１名

技師　　２名

職員（所長は常務理事を兼務）は計６名

県関係者はＯＢが１名、現職の派遣が１名

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	(財)宮崎県機械技術振興協会	1	2
21年度	(財)宮崎県機械技術振興協会	1	1

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
71,363	54,005	54,341	52,352	52,854

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成21年３月31日の３年間

指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額　年額56,711千円（３年間で170,133千円）

第２期指定期間　平成21年４月１日～平成26年３月31日の５年間

指定管理料基準価格（上限額）年額52,900千円（５年間で264,500千円）

宮崎県機械技術センターの使用料及び手数料は宮崎県の収入であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき使用料及び手数料徴収条例（平成12年条例第９条）による機械技術センター使用料及び手数料の徴収事務を受託している。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

県の所有であるため県が実査している。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されている。

また、業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないが、ある

程度は実地調査に関しての「宮崎県機械技術センター管理運営状況検査票」によってカバーされている状況である。

ウ　利用状況について

宮崎県機械技術センターを利用するためには使用料及び手数料を支払わなければならないため、使用料及び手数料徴収条例に基づき徴収された手数料等の状況を見ることにより、結果的に利用状況をチェックしたことになっている。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されている。

ただし、事業報告書を見る際のチェックリストは作成されていない。

オ　収支決算報告書について

収支決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者によって評価が変わる可能性がある。収入に関しては県からの指定管理料がほとんどであり、収支決算書と総勘定元帳のチェックを行っている。

支出に関しては予算執行伺いをレビューして支出伝票及び証票書類は全件チェックしているということである。

（財）宮崎県機械技術振興協会は、宮崎県機械技術センターの指定管理業務が事業のほぼ全てを占めるため、共通経費の配分の問題は起こりえない。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため、所管課の担当者によって評価が変わる可能性がある。

キ　実施調査について

実地調査に関しては「宮崎県機械技術センター管理運営状況検査票」を作成して使用している。内容は次のようになっている。

１．業務の実施状況

業務が管理規則、協定書（業務仕様書）、事業実施計画書に基づき適正かつ確実に実施されているか。

事業計画書及び前年度実績と比較して実施回数や利用者（参加者）数等

が著しく減少していないか。また参加者増のための取組が見受けられるか。

人員配置、組織体制は適正か。

法令遵守が図られているか。

個人情報保護が適切に図られているか。

帳簿等の備え付けは適切に行われているか。

苦情・要望受付体制は適正か。

日々の管理運営、事業実施状況、苦情･トラブル等記録した業務日報はあるか。

備品が滅失していないか。（年に１回全体調査）

施設の維持管理が適切に行われているか。また、施設が無断で改変されていないか。

施設、設備等を目的外に使用していないか。

施設の安全管理、事故等の未然防止対策が適切に行われているか。

施設・設備等の保守点検、修繕は適切に実施されているか。

傷害保険契約を締結しているか。

２．利用者サービスの状況

利用者ニーズの把握及び反映の方法は適切か。

利用者とのトラブル・苦情等への対応は適切か。

特定の企業等が有利又は不利となるような取扱いをしていないか。

３．会計処理、収支状況

１）使用料及び手数料の徴収事務

「宮崎県収入事務委託者証」を所持若しくは掲示しているか。

使用料及び手数料の徴収方法は適切か。

納入した使用料及び手数料の額は適切か。（調定報告時に確認）

設備使用許可書を発行しているか。

２）収入事務

収入関係書類の管理は適切か。

３）支出関係

施設管理の目的にそぐわない支出はないか。

支出時の内部決裁は適正に行われているか。

支出関係書類の管理（添付書類を含む）は適切か。

支出関係書類は、支出科目毎に時系列に整理されているか。

購入先、委託先等から、支出後に入金（キックバック等）がないか。

４．その他

指定管理者の財務状況は良好か。

前回検査時の指摘事項等は改善されているか。

違法行為等、社会通念上著しく不適当な行為を行っていないか。

県に対する虚偽の報告はないか。

この内容を見る限り実地調査時の要点だけでなく、業務報告書、事業報告書、収支決算報告書をみる際の要点を含んでいることがわかる。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

「機械技術センター外部評価アンケート」を実施して回答を集計し今後の事業計画に反映させるようにしている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（財）宮崎県機械技術振興協会の理事に外部の委員を加えた「業務推進委員会」を立ち上げ、機械技術センターの業務運営に関する要望、意見を求めている。

コ　応募状況について

（監査意見）

現地説明参加者は平成18年度からの第１期で２者、平成21年度からの第２期で１者である。

最終的な応募者は平成18年度からの第１期で１者、平成21年度からの第２期で１者である。

この点に関して所管課は、宮崎県機械技術センターの指定管理者（応募者）である（財）宮崎県機械技術振興協会は、同センターの管理運営を目的に延岡市、日向市等が中心になって昭和 54 年に設立された法人であること、センター業務が機械金属工業の振興を図るため、主として県北地域を中心とする企業への技術指導を行うなど専門性の高い内容であること等が、複数の応募がなかった理由ではないかと分析している。指定管理料は指定管理者制度導入前の管理委託料と比べて減少しているため、それなりの制度導入効果はあったものと思われるが、応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

15　県営国民宿舎えびの高原荘

16　県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

県営国民宿舎えびの高原荘は、国民の健全なレクリエーションの健康増進に資することを目的とする。

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設は、県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

商工観光労働部観光交流推進局観光推進課

エ　施設概要

（ア）県営国民宿舎えびの高原荘

鉄筋コンクリート２階建客室38室･宿泊定員130人、温泉大浴場（男女各１）、家族浴室（４室)、露天風呂（２)、大広間（70畳)、小広間(35畳)、カラオケルーム（２室)、レストラン、駐車場（約50台）

（イ）県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

インラインスケート場（概ね３月～11月)、アイススケート場（概ね12月～翌年２月、インラインスケート場に仮設営)、管理棟、機械棟、休憩棟

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

（ア）施設設備の利用に関する業務

（イ）施設の維持及び保全に関する業務

（ウ）施設に係る事業計画、決算等の業務

（エ）その他施設の運営に関して必要となる附帯的な業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

平成21年３月31日現在えびの高原荘の組織は次のようになっている。

管理支配人	社員
営業担当副支配人	社員（＊）
業務担当	社員
フロント（予約兼任）	準社員３名
売店	準社員１名
レストラン	バイト１名、準社員１名、パート１名、南九州隊員１名
調理	準社員２名（内１名＊）、バイト１名
調理（洗い場）	準社員１名（＊）、パート１名、バイト１名
スポレク	準社員１名
施設	準社員３名（内１名＊）
清掃	パート１名
	必要な都度南九州隊員
清掃（清掃補助者）	委託４名
夜警	南九州隊員１名
	小林隊員１名

＊印４名は従来の管理受託者の従業員の再雇用である（再雇用は平成18年４月の時点で当初は６名であったがその後２名は退職した。）。

その他は（株）ＮＰＫに新規に採用された従業員である。

県関係者はＯＢ、現職の派遣共にゼロである。

指定管理者はハイランドリゾートグループで、（株）ＮＰＫ（代表構成員）、（株）エヌピーエンタープライズ、宮崎県アイスホッケー連盟の３者共同申請によるものである。

（株）ＮＰＫと（株）エヌピーエンタープライズは平成18年度中に合併していて宮崎県アイスホッケー連盟は常勤者のいない団体である。えびの高原荘の従業員が（株）ＮＰＫに雇用されていることや、（株）ＮＰＫの小林や南九州営業所の隊員が業務を行っていることから、実質的には（株）ＮＰＫが取り仕切っていると思われる。

（株）ＮＰＫの組織は次にようになっている。

警備事業本部	交通事業部　宮崎営業所
	南九州営業所
	日向営業所
	延岡営業所
	小林営業所

高鍋営業所
施設管理部
セキュリティ事業部
特販事業本部　特販事業課（指定管理業務）
えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション
施設
みやざき臨海公園
すきむらんど
生駒高原観光レクリエーション
市営駐車場
旅行事業課
派遣事業課

この組織図には指定管理業務を行う本社部署として特販事業課が位置づけられていて、えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設を含めて５カ所の指定管理業務を行っていることがわかる。

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	ハイランドリゾートグループ	1	16

管理受託事業者であった財団法人宮崎県公園協会は応募しなかった。

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
歳入 97,179 歳出 100,927	△39, 000	△39, 000	△39, 000	△39, 000

※平成18年度以降は、指定管理者からの納付金額をマイナス表記した。

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成23年３月31日の５年間

宮崎県からの指定管理料はない。

えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の利用に係る利用料金は指定管理者の収入となる。

指定管理者は毎年度39,000,000円を宮崎県に納付金として納付する。

指定管理者は納付金を経費として算入したえびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設に係る収支差引金額が 39,000,000 円を超えた場合には、超えた額に２分の１を乗じた額を宮崎県に納付金として追加納付する。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

備品の実査に係わる実施要領や実施手引書は作成していないが備品台帳を基に実査が行われていて、今までのところ問題は出ていない。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されていた。

ただ業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わってくるおそれがある。

ウ　利用状況について

ホテルに関しては「御利用受付票兼領収証（控)」を、スケート場及び温泉に関しては「自動販売機」のデータをチェックすることにより利用状況のチェックを行っている。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されていた。

オ　収支決算報告書について

県からの指定管理料の支払はなく利用料金制を採用していること、指定管理者が一般の株式会社であることから経営状態に関するヒアリングを主に行い会計帳簿等とのチェックは行っていない。

ただ指定管理者代表構成員である(株)ＮＰＫは宮崎県関係だけでも複数の指定管理業務の指定を受けていて、その他の自治体の指定管理業務を含めると４件の指定管理業務を行っている。組織図によれば指定管理業務を行う特販事業課が設置されていて、共通経費をどのように按分しているのかが注目される。

指定管理者へのヒアリングでは、基本的に現場でかかった経費だけを計上しているが、指定管理業務の運営開始前の準備費用や指定管理業務のために特別に購入した固定資産の減価償却費等は配分しているということで

あった。

しかし、宮崎県としてどのように共通経費を配分するかについての指導は行っていないため、どのような経費をどのような方法で配分するかに関しては指定管理者の裁量に委ねられているのが現状である。

（監査意見）

次の決算書等報告の監査意見を参照してください。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため所管課の担当者により評価が変わる可能性があるものの、当指定管理業務は指定管理者の業務の一部である上に指定管理者が一般の株式会社であることから、所管課として決算報告書について特に何かをいう立場にはないと思われる。

（監査意見）

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状では所管課にそれぞれ同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。

決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表は分けることができないか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も分けたいわゆる部門別損益計算書を作成してもらうことが望ましい。部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者代表構成員である（株）ＮＰＫは自主的に部門別の損益計算書を提出しているということであるが、残念ながら収益は分けているものの費用は分けられていないようである。

キ　実地調査について

最低年４回は実地調査を行い、その他必要に応じて行っている。実地調

査の際のチェックリストは作成されていないが、収入、入り込み数、利用者の増減や事業計画に則って指定管理業務を行っているか否かの確認等を主に聞き取りにより行ったり、要修繕箇所を確認したりしている。

県からの指定管理料の支払はなく利用料金制を採用していること、及び指定管理者が一般の株式会社であることから会計書類（伝票、帳簿）が妥当か否かのチェックは行っていないが、支払の内容の吟味は行われている。

ただし、チェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により見る視点や評価が変わってくるおそれがある。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

ホテル、レストラン、スケート場毎にアンケートを取っていてそれを反映させている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

特に行っていない。

コ　応募状況について

（監査意見）

指定管理期間が５年で現在第１期の途中である。従来の管理受託事業者であった財団法人宮崎県公園協会が応募しなかったこともあり、最終的に１者だけの応募であった。

応募が少なかった理由として所管課によれば、指定管理者が毎年宮崎県に納付することになる 39,000,000 円の納付金と収支見込等を比較考量された結果からではないかということである。

この分析を裏付けるように、宮崎県が公表している「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について（平成20年度）」によれば平成18年度が2,735千円、平成19年度が7,023千円、平成20年度が12,201千円のそれぞれ赤字となっている。

所管課によれば納付金の39,000千円の計算根拠は、宿泊客１名あたり建設に係る起債の償還の約３分の１を負担してもらうということで 2,000 円という金額が算出され、年間18,000人が宿泊するとして計算されたということである。

ただ 18,000 人という宿泊人数の見込みが過去の実績（平成 17 年度で13,765人）からみて無理があったと思われ（実際宿泊者数は「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について（平成20年度）」によれば平成18年度が

13,167人、平成19年度が13,672人、平成20年度が12,378人）、次回の第２期の募集時にどのように対応するかが問題となる。

この点については、担当課においては、第２期応募要領を作成する時点までに、第１期の指定管理運営の実績等を踏まえ、検討整理していく課題であるとの認識はあるようである。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

サ　引継書について

当該施設は平成18年度に指定管理者制度が新たに導入された際に、管理者が従来の財団法人宮崎県公園協会（管理受託事業者）からハイランドリゾートグループ（指定管理業者、（株）ＮＰＫが代表構成員）へと変わったため、業務の引継ぎがどのように行われたかが注目される。

引継ぎに当たり両者の間で引継書等の文書を交わすように県が指導したことはないということである。ただ平成 18 年３月の１ヶ月ほどハイランドリゾートグループから人員が出て並行して業務に当たって引継ぎを行った。平成18年４月に運営上のキーパーソンが（株）ＮＰＫに再雇用されるなどして事実上業務の円滑な引継ぎが行われるようにされた。また、平成18年３月31日に宿泊があると引継ぎに支障が出るため、３月31日は営業を中止したということである。

（監査意見）

以上のような対応で現実的には問題はなかった。基本協定書には、次期の指定管理者に対する引継ぎの規定はあるものの、従前の管理受託事業者からの引継書による義務規定等は明記されていないが、本来は新旧の管理責任者の責任範囲や事故等発生時の責任分担等を盛り込んだ引継書を作成し、どこまでが前任者の責任でどこからが後任者の責任かを新旧管理責任者相互で明確に確認し組織としての引継ぎが行われなければならないし、そのように県は指導すべきである。

上記の対応では業務に従事する個人に関しては実際の業務の引き継ぎは行えるもののそれはあくまで個人的に引き継いだということにとどまるものであって、財団法人宮崎県公園協会からハイランドリゾートグループへ責任の所在を明確にして組織として引き継がれたものということはできない。指定管理者制度導入の目的の一つである住民サービスの向上という面からも、年中無休のホテル業で引継ぎのためにホテルの営業を中止するということなど考えられないことである。

例えば

・３月31日の宿泊者が４月１日に食中毒を発症した場合の責任の所在
・４月になってすぐに設備の不良による事故等が起こった場合の責任の所在
　前任者が設備の不良を見過ごしていたのか
　前任者は設備の不良を県に報告していたにもかかわらず県が適切な対応と取らなかったのか
　４月になって不良が突発的に発生したのか
　などを考慮した前任者と後任者との間の引継書を作成するように県は指導すべきである。
　また、募集の段階においても指定管理者が変わった場合を想定して、
・前任者と後任者でサービスの内容が変わった場合、半年ぐらい前からの予約にどのように対応するか
　等も考慮した募集条件を提示できるようにすべきである。

17　県営国民宿舎高千穂荘

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

県営国民宿舎高千穂荘は国民の健全なレクリエーションの健康増進に資することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

商工観光労働部観光交流推進局観光推進課

エ　施設概要

建物構造：鉄筋コンクリート３階建（一部地下１階）

敷地面積：6,694 ㎡

延床面積：5,380 ㎡

主な施設

客室39室(和室22室、洋室16室、ハンデキャップツインルーム１室、全室バストイレ付き、宿泊定員110人)、研修大ホール（洋室)、大広間(和室)、レストラン、いろり小屋（３室)、浴場（男女各１)、駐車場（約100台分)

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

(ア) 施設設備の利用に関する業務

(イ) 施設の維持及び保全に関する業務

(ウ) 施設に係る事業計画、決算等の業務

(エ) その他施設の運営に関して必要となる附帯的な業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

平成21年３月31日現在高千穂荘における管理体制は次のようになっている。

総支配人	１名
管理主任	１名

事務
料飲　　９名
夜間警備　　３名
営繕　　１名
営業主任　　２名
フロント　　６名
ルーム　　７名
料理長
調理　　10名

雇用形態　正社員９名　契約社員31名　計40名

県関係者はＯＢ、現職の派遣ともにゼロである。

指定管理業者である神楽酒造（株）全体の組織図等は入手していない。

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	神楽酒造(株)	2	8

※応募者の他の１者は、従来の管理受託事業者であった財団法人宮崎県公園協会である。

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
歳入 96,882 歳出 88,423	△45, 000	△45, 000	△45, 000	△45, 000

※平成18年度以降は、指定管理者からの納付金額をマイナス表記した。

指定期間　平成18年４月１日～平成23年３月31日の５年間

宮崎県からの指定管理料はない。県営国民宿舎高千穂荘の利用に係る利用料金は指定管理者の収入となる。

指定管理者は毎年度 45,000,000 円を宮崎県に納付金として納付する。指定管理者は納付金を経費として算入した県営国民宿舎高千穂荘に係る収支差引金額が45,000,000円を超えた場合には、超えた額に２分の１を乗じた額を宮崎県に納付金として追加納付する。

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設管理について

備品の実査に係わる実施要領や実施手引書は作成していないが備品台帳を基に実査が行われていて、今までのところ支障は出ていない。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されていた。

ただ業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わってくるおそれがある。

ウ　利用状況について

宿泊者数が把握できているので、宿泊者数により利用状況のチェックを行っている。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されていた。

オ　収支決算報告書について

県からの指定管理料の支払はなく利用料金制を採用していること、指定管理者が一般の株式会社であることから経営状態に関するヒアリングを主に行い会計帳簿等とのチェックは行っていない。

指定管理者は焼酎製造業の他に新たに指定管理業務の指定を受けていて、共通経費の配分をどのように行っているのかが気になるところである。

基本的に現場でかかった経費だけを計上しているが、指定管理業務の運営開始前の準備費用や指定管理業務のために特別に購入した固定資産の減価償却費等は配分しているということであった。

しかし、宮崎県としてどのように共通経費を配分するかについての指導は行っていないため、どのような経費をどのような方法で配分するかに関しては指定管理者の裁量に委ねられているのが現状である。

(監査意見)

次の決算書等報告の監査意見を参照してください。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストが作成されていないため所管課の

担当者により評価が変わる可能性があるものの、当指定管理業務は指定管理者の業務の一部であるうえに指定管理者が一般の株式会社であることから、所管課として決算報告書について特に何かをいう立場にはないと思われる。

（監査意見）

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状では所管課にそれぞれ同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。

決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表は分けることができないか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も分けたいわゆる部門別損益計算書を作成してもらうことが望ましい。部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

キ　実地調査について

最低年４回は実地調査を行っている。実地調査の際のチェックリストは作成されていないが、収入、利用者の増減や事業計画に則って指定管理業務を行っているか否かの確認等を主に聞き取りにより行っている。

県からの指定管理料の支払はなく利用料金制を採用していること、指定管理者が一般の株式会社であることから会計書類（伝票、帳簿）が妥当か否かのチェックは行っていないが、支払の内容の吟味は行っている。

ただし、チェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により見る視点や評価が変わってくるおそれがある。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

アンケートを取っていてそれを反映させている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

特に行っていない。

コ　引継書について

当該施設は平成18年度に指定管理者制度が新たに導入された際に、管理者が従来の財団法人宮崎県公園協会（管理受託事業者）から神楽酒造（株）（指定管理者）へと変わったため、業務の引継ぎがどのように行われたかが注目される。

引継ぎに当たり両者の間で引継書等の文書を交わすように県が指導したことはないということである。ただ平成 18 年３月に十数日間神楽酒造（株）から人員が出て並行して業務にあたって引継ぎを行ったほか、平成18年４月から神楽酒造（株）が職員を再雇用したりして業務の引継ぎが行われた。

（監査意見）

以上のような対応で現実的には問題はなかった。基本協定書に次期の指定管理者に対する引継ぎの規定はあるものの、従前の管理受託事業者からの引継書による義務規定等は明記されていないが、本来は新旧の管理責任者の責任範囲や事故等発生時の責任分担等を盛り込んだ引継書を作成し、どこまでが前任者の責任でどこからが後任者の責任かを新旧管理責任者相互で明確に確認し組織としての引継ぎが行われなければならないし、そのように県は指導すべきである。

上記の対応では業務に従事する個人に関しては実際の業務の引継ぎは行えるもののそれはあくまで個人的に引き継いだということにとどまるものであって、財団法人宮崎県公園協会から神楽酒造（株）へ責任の所在を明確にして組織として引継がれたものということはできない。指定管理者制度導入の目的の１つである住民サービスの向上という面からも、年中無休のホテル業で引継ぎのためにホテルの営業を中止するということなど考えられないことである。

例えば

・３月31日の宿泊者が４月１日に食中毒を発症した場合の責任の所在
・４月になってすぐに設備の不良による事故等が起こった場合の責任の所在

前任者が設備の不良を見過ごしていたのか

前任者は設備の不良を県に報告していたにもかかわらず県が適切な対応と取らなかったのか

４月になって不良が突発的に発生したのか

などを考慮した前任者と後任者との間の引継書を作成するように県は指導すべきである。

また、募集の段階においても指定管理者が変わった場合を想定して、

・前任者と後任者でサービスの内容が変わった場合、半年ぐらい前からの予約にどのように対応するか

等も考慮した募集条件を提示できるようにすべきである。また、応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討も必要である。

18　宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ）

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

本県の豊かな亜熱帯資源の観察等の体験を通じて県民の農業に対する意義の啓発をはかることを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

農政水産部農政企画課

エ　施設概要

敷地面積：5,630.75㎡

主な施設

（ア）エントランスガーデン

エントランスガーデン・ボードウォーク　2,538.24㎡

駐車場　1,281.08㎡

（イ）トロピカルガーデン　1,811.43㎡

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

（ア）施設の利用に関する業務

施設の案内、その他植物盗難監視や安全指導等施設の利用に関する業務

（イ）施設の維持及び保全に関する業務

敷地内の清掃、塵等の収集、植物帯、芝生及び樹木の維持管理、その他施設の維持・保全に関する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

平成20年度の「道の駅」なんごう管理運営協議会の組織は次のようになっている。

会長（＊）　　1名

副会長　　１名
駅長（＊）　　１名
職員（＊内１名）　　３名
臨時雇用職員（＊内４名）　　８名

＊宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る）に係わる職員で計７名である。

県関係者はＯＢ、現職の派遣共にゼロである。

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
18年度	「道の駅」なんごう管理運営協議会	3	4

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料等　　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
4, 651	3, 720	3, 501	3, 307	3, 247

第１期指定期間　平成18年４月１日～平成23年３月31日の５年間

指定管理者に対して支払う委託料の上限額　3, 720千円

平成17年度までは南郷町（現日南市）が「道の駅」なんごうを直接管理していたためエントランスガーデン及びトロピカルガーデンに関しても南郷町に管理を委託していた。南郷町が選定した「道の駅」なんごうの指定管理者（「道の駅」なんごう管理運営協議会）の指定期間が５年となっているため、県が指定管理者を指定するエントランスガーデン及びトロピカルガーデンについても、指定期間を５年間として募集したものである。

(3) 監査結果

ア　備品及び施設管理について

備品がないため該当なし。

イ　業務報告書について

業務報告書は協定書に従って作成提出されているが、業務報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わってくるおそれがある。

ウ　利用状況について

利用料金を徴収していないため、エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限った利用者数の把握は難しい状況にある。

エ　事業報告書について

事業報告書は協定書に従って作成提出されていた。

オ　収支決算報告書について

収支決算報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わってくるおそれがある。

カ　決算書等報告について

決算報告書を見る際のチェックリストは作成されていないため、所管課の担当者により評価が変わってくるおそれがある。

キ　実地調査について

最低年４回は実地調査を行い、実地調査の際のチェックリストに基づきチェックを行っている。チェック項目は次のようになっている。

１．契約書に記載されている事項について

①施設案内等は適宜行っているか

②禁止行為監視、火気災害防止巡回を毎日行っているか

③清掃はきちんとなされているか

④駐車場での事故・盗難等を防止するための措置を取っているか

また、事故・盗難等の際は適切に対応しているか

⑤植栽はきれいに保たれているか、病害虫防除を行っているか

⑥適切な損害保険に加入しているか

また、必要の際は迅速かつ丁寧に対応しているか

２．危機管理体制について

①防災･防犯･急病等その他不測の事態への対応のためのマニュアルが作成されているか。また、マニュアルの職員への周知がなされているか

②実際に防災・防犯・急病等起こったか

その際の対応は迅速かつ適切に行われたか

３．その他

①従業員の雇用条件は合法かつ人道的にみて適切か

②モニタリングは行っているか

③苦情・要望等に適切に対応しているか
④帳簿の管理は適切になされているか
⑤施設が無断で改変されていないか
⑥県に対する虚偽の報告はないか

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて
「道の駅」なんごうと共同でアンケートを取っていてそれを反映させている。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて
特に行っていない。

19　宮崎県サンビーチーツ葉

20　宮崎港マリーナ施設

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

余暇時間の増大や海洋性レクリエーション需要の高まりに対応するため、広く県民が憩える快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーション拠点を創出することにより、県民福祉の向上を図ることを目的とする。

イ　設置根拠条例等

港湾法

公の施設に関する条例

ウ　所管課

県土整備部港湾課

エ　施設概要

(宮崎県サンビーチ一ツ葉)

所在地：宮崎市阿波岐原町前浜

設置年月：平成13年７月

供用面積：陸域面積　約６ ha、水域面積　約15ha

主な施設：

北ビーチ（＊）

・休憩棟(＊)・駐車場(＊)・緑地(＊)・スポーツコート(＊)

・バーベキュー広場（＊）　・マリンスポーツヤード（＊）

南ビーチ

・ビーチハウス　・休憩棟　・駐車場　・緑地

（＊）は、第２期から追加された施設

(宮崎港マリーナ施設)

所在地：宮崎市新別府町前浜

設置年月：平成13年７月

供用面積：陸域面積　21.9ha、水域面積　9.8ha

主な施設：

・浮桟橋　・駐車場　・ボートヤード　・緑地　・マリンセンター

・多目的広場　・上下架施設　・親水護岸、広場　・艇庫（＊）

・ディンギーヤード（＊）

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）根拠法令等

宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチ一ツ葉（みやざき臨海公園）の指定管理者制度の主な根拠法令等は、以下のとおりである。

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「宮崎県港湾管理条例（昭和38年条例第18号）」第17条の３

「宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年規則第31号）」第19条

「宮崎県サンビーチ一ツ葉管理規則（平成13年規則第46号）

「宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチ一ツ葉の管理運営に関する基本協定書（以下この各論において「基本協定書」という。）」

「宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチ一ツ葉の管理運営に関する年度協定書」

「宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチ一ツ葉管理運営業務仕様書」

「みやざき臨海公園管理運営業務基準」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①施設の利用に関する業務、②施設の維持及び保全に関する業務、③安全管理に関する業務、④その他施設の運営に関して必要となる附帯的な業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②事業計画書の内容が、みやざき臨海公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること、④指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること、⑤津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、適切に対応する体制を確保することができることとなっている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。

平成20年度の指定管理料は48,500千円である。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度から平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要

募集期間	平成 17 年 9 月 22 日～平成 17 年 11 月 22 日
指定管理者が行う業務の概要	・施設の利用に関する業務 ・施設の維持及び保全に関する業務 ・安全管理に関する業務 ・その他施設の運営に関して必要となる附帯的な業務
施設の管理運営の基本方針	・施設の利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをしなければならない。 ・施設の設置目的を踏まえ、行政の代行としての基本姿勢に立ち、適正な運営管理に努め、県民の信頼に応えなければならない。 ・施設の管理について、利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な運営を目指さなければならない。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること。 ・事業計画書の内容がみやざき臨海公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること。 ・指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。 ・津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、適切に対応する体制を確保することができること。
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（3 年間）
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	年間 50,174 千円（3 年間で 150,522 千円） （消費税及び地方消費税を含む。）

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、

県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては、９団体に現地説明を行い、３団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、13団体に現地説明を行い、４団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては、県職員２名、有識者３名、計５名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者４名、計５名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の点数は、サンマリーングループ 64.8点、Ｂ社61.7点、Ｃ社59.9点（100点満点）となっており、第２期指定管理者の最終選定の得点は、サンマリーングループ392.6点、Ｂ社358.4点、Ｃ社327.8点、Ｄ社285.1点、（500点満点）となっており、いずれも最高点であるサンマリーングループが選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、施設の目的、形態に応じた審査項目や配点の実施、指定管理者候補者を公正かつ適正に選定するための委員選定の実施に特に留意して選定を行っている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、施設の利用状況（利用者数の増）、利用者からの苦情、要望に対する対応、安全管理、危機管理の実施状況に特に留意して評価を行っている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、施設の管理、運営が適切に行われるように仕様書に具体的に規定を行うようにしている。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：サンマリーングループ（民間法人２者によって構成）

当施設は、平成13年度から平成17年度まで、財団法人宮崎県公園協会が管理受託を行っていた。そして、第１期（平成18年度から平成20年度まで（３年間））、第２期（平成21年度から（３年間予定））の指定管理者としてサンマリーングループが業務を行っている。ただし、第１期と第２期で代表構成員には変更はないが、構成員がイベント運営会社から造園会社へ変更されている。

（指定管理者の組織図）

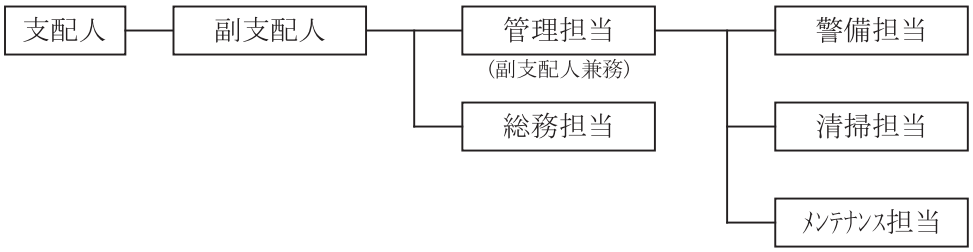

役職名	支配人	副支配人	総務担当	警備担当	清掃担当	ﾒﾝﾃﾅﾝｽ担当
人員数（人）	1	1	1	2	2	3

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
49,468	48,500

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
117,700	199,200	30,956	27,857

※平成 18 年度の利用者数は 120,200 人、平成 19 年度の利用者数は 156,100 人となっており、利用者数は着実に増加している。

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	49,468	50,000	48,500	48,500
人件費	33,296	36,139	38,620	35,381

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
5人	10人	1人	0人

（オ）指定管理料等実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
49,468	50,000	48,500	48,500	79,800

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
6,193

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
199,200人	136人

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

備品の実査は、年１回３月末を基準に指定管理者が宮崎県中部港湾事務所と共同で実施している。遊具等施設については、毎月１回、指定管理者は点検している。また、現場視察時に備品について全品実査を行い、レジスター１台が備品台帳から漏れているのではないかとの指摘を行ったが、後で所管課より、レジスターは前受託管理者から直接指定管理者が引き継いだものであるとの回答を得た。なお、ゴムボートのシールが剥がれていたが、そのままとなっていた。

（監査意見）

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

イ　業務報告書の提出、訂正、審査について

業務報告書は、主に利用状況について記載され、宮崎県中部港湾事務所に提出されており、訂正はない。

（監査意見）

所管課は業務報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

ウ　利用状況について

施設の利用状況について、全般的に県は適切にモニタリングを行っていると言える。２ヶ月に１度は、所管課の担当者が現場に赴き、日計票、領収証控、レジシート、調停元帳、銀行振込書等のチェックを行っている。施設

での利用料金収入は、指定管理者が徴収し、県に納付するため、収入を中心に所管課はモニタリングを行っている。また、平成20年２月において、平成21年度より毎月一定日に所管課、宮崎県中部港湾事務所、指定管理者で定例会議を開催している。

エ　事業報告書の提出、訂正、審査について

事業報告書については、期限内に提出されており、訂正はない。

（監査意見）

所管課は事業報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

収支決算書については、期限内に提出されている。

（監査意見）

所管課は収支決算書についてのチェックリストは、設けていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、収支決算報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては指定管理者が経営破綻し、指定期間途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

所管課は、実地調査により平成19年度の収支決算書の確認、各月の調停報告書と領収証控等のチェック、年度末における使用料収入手続の指導、職員の労務管理状況の調査等を行っており、その内容、指導事項等については、復命書に記載され保全されている。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

（監査意見）

平成21年度からは、所管課の指導の下アンケートの調査の検討及びアンケートの回収率を高めるための方策（回答者にサービスを提供する等）が図られるようになったようだが、平成20年度は指定管理者が独自にイベント時ないし海水浴シーズンにアンケート調査を実施するにとどまり、県からの指導が十分になされていたとは言えない状況であったと認識した。

また、所管課は苦情、要望等について、定例会等で指定管理者からの報告は受けているが、指定管理者自らが備え置いている「利用者問い合わせ台帳」等には目を通していない。苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

先に述べたとおり、毎月一定日に所管課、宮崎県中部港湾事務所、指定管理者で定例会議を開催しているが、できる限り、別途第三者による評価委員会等によるモニタリングを受けることが望ましい。

コ　引継書について

（監査意見）

作業引継書はある。また、前管理受託者であった法人の職員が２名程半年から１年程度残留して事務の引継ぎを行っている。以上のような対応で現実的には問題はなかった。ただし、前任者との関係で、例えば、引継ぎ後に全管理受託者の責めに帰すべき要因により事故トラブルが発生した場合などの責任分担等については、触れられていない。この点について両者及び所管課で文書で残して明確にしておく必要があったと思われる。

21　県立青島亜熱帯植物園

22　宮崎県総合運動公園

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

（県立青島亜熱帯植物園）

熱帯、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設として利用することを目的としている。

（宮崎県総合運動公園）

宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場として利用することを目的としている。

イ　設置根拠条例等

都市公園条例

都市公園条例施行規則

公の施設に関する条例

ウ　所管課

県土整備部公園下水道課

エ　施設概要

（県立青島亜熱帯植物園）

所在地：宮崎市青島２丁目

設置年月：昭和40年４月

供用面積：2.26ha

主な施設：熱帯性植物大温室、園路、花壇、トイレ設備等

（宮崎県総合運動公園）

所在地：宮崎市大字熊野

設置年月：昭和46年７月

供用面積：102.2ha

主な施設：ソテツ広場、日向景終園、遊技広場、トイレ設備等

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）根拠法令・規定等

「都市公園条例（昭和39年条例第24号）」

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「公の施設に関する条例」

「都市公園条例施行規則（昭和61年規則第13号）第15条の２」

「宮崎県総合運動公園（有料公園施設を除く）指定管理者に関する管理運営要綱」

「県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の管理運営に関する基本協定書」（以下この各論において「基本協定書」という。）

「県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の管理運営に関する年度協定書」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①都市公園等の利用に関する業務、②都市公園等（付属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務、③都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務、⑤その他知事が必要と認める業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていることとしている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。

平成 20 年度の指定管理料は県立青島亜熱帯植物園と宮崎県総合運動公園の管理を合わせ 106,547 千円である。なお、植物園の大温室の利用に係る利用料金については全額指定管理者の収入となる。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度から平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要

募集期間	平成17年9月22日～平成17年11月22日		
指定管理者が行う業務の概要	・都市公園等の利用に関する業務 ・都市公園等（附属設備を含む）の維持及び保全に関する業務 ・都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・その他知事が必要と認める業務		
施設の管理運営の基本方針	・県が実施する施策との連携を図りながら、都市公園の設置目的や施設毎の背景や特徴を踏まえたコンセプトに基づいて効率的かつ効果的な管理運営を行う。		
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること ・都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）		
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	名　　称	年間（千円）	3年間（千円）
	県立青島亜熱帯植物園 宮崎県総合運動公園	119,667	359,001
	（消費税及び地方消費税額を含む）		

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては30団体に説明を行い、３団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、20団体に説明を行い、４団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては県職員２名、有識者３名、計５名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者４名、計５名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の点数は、財団法人宮崎県公園協会 376点、Ｂ社343点、Ｃ社154点（500点満点）となっており、第２期指定管理者の最終選定の得点は、財団法人宮崎県公園協会363.８点、Ｂ社340.５

点、C社298.0点、D社266.1点、(500点満点）となっており、いずれも最高点である財団法人宮崎県公園協会が選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、公平性、透明性の確保、客観的な選考（選定委員会の設置、評価の数値化、審査項目と配点の十分な検討)、委員会への十分な説明(施設の効用や業務内容を理解してもらう。）を特に留意して選定を行っている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、運営状況のモニタリングが重要となるが、公園管理業務は多岐に亘るため、年間を通し履行確認と監視に努めている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、県と指定管理者の適切な役割分担、リスク分担を明確にしておくこと、次期指定管理者に必要な引継ぎを行うことを明確にしておくことに特に留意している。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：財団法人宮崎県公園協会

当法人は、平成13年度から平成17年度まで管理受託者として、平成18年度から平成20年度まで（３年間）を第１期指定管理者として、平成21年度から（３年間予定）第２期指定管理者として業務を継続して行っている。

(指定管理者の組織図)

役職	配置人数	担当業務内容
運動公園･植物園 両公園総括責任者	1	両公園の総括に関すること
総務･経理	1	労務管理に関すること 予算管理に関すること 安全管理に関すること
企画設計	3	植物管理等の運営･企画設計の総括に関すること 生産事業に関すること 植物調達に関すること 花壇設計に関すること 地域活性化に関すること 植物データベースに関すること

宮崎県立青島亜熱帯植物園

役職	配置人数	担当業務内容
統括責任者	1	植物園総括に関すること 関係団体との連絡調整に関すること 事業計画に関すること 地域自治会等との協働に関すること
維持管理責任者	1	作業工程に関すること 園内全般の安全管理に関すること 実績報告書に関すること 応援スタッフ監督に関すること パラボラチョカフェに関すること
事務スタッフ	1	デジタルデータに関すること 広報・利用案内に関すること ホームページ作成・更新に関すること
維持管理スタッフ	2	日常業務に関すること

宮崎県総合運動公園

役職	配置人数	担当業務内容
統括責任者	1	運動公園総括に関すること 関係団体との連絡調整に関すること 事業計画に関すること 地域自治会等との協働に関すること
維持管理責任者	1	作業工程に関すること 園内全般の安全管理に関すること 実績報告書に関すること 応援スタッフ監督に関すること
事務スタッフ	1	利用受付に関すること デジタルデータに関すること 広報・許可申請に関すること ホームページ作成・更新に関すること
維持管理副責任者	1	維持管理責任者の補佐に関すること
維持管理スタッフ	4	日常業務に関すること

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
123,861	106,547

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

（青島亜熱帯植物園大温室）

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
10,080	19,409	1,317	2,257

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	123,861	109,382	110,095	108,804
人件費	31,839	58,013	62,330	54,904

17 年度実績の人件費　31,839 千円は宮崎県総合運動公園のみの数値である。

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
―	18	―	―

（オ）指定管理料等実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
123,861	107,747	107,147	106,547	107,000

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
0

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
―	263

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

宮崎県総合運動公園の備品は、スクーター１台のみであり、現物確認をしたがシールも添付されていた。なお、県立青島亜熱帯植物園には県所有の備品はない。

施設の管理については、指定管理者から業務報告書の添付書類として、毎月照明灯点検表や遊具施設通常点検表、浄化槽点検報告書、生物濾過装置点

検報告書及び月毎実施計画書が宮崎県都市公園総合事務所に提出されている。また、遊具施設に関しては、宮崎県都市公園総合事務所と一緒に現物確認を立ち会って行っている。

イ　業務報告書の提出、訂正、審査について

業務報告書は、期限内に提出されている。アで述べたとおり、業務報告書には施設の管理として各種の報告書が添付されるほか、パトロール日誌まとめやトイレ清掃日誌まとめ、月間作業実績表、作業写真帳も添付されている。宮崎県都市公園総合事務所は、提出された上記報告書をもとに月毎のチェックシートをつけ評価し、当該チェックリストと業務報告書、月毎実施計画書、利用状況報告書等を所管課へ提出、報告している。所管課では必要に応じ、宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

ウ　利用状況について

宮崎県総合運動公園の利用者数は、把握できる日本庭園入場者数と団体申込者の数で管理している。日本庭園入り口にはカウンターが設置されており、出力されたデータが毎月宮崎県都市公園総合事務所へ報告されている。団体申込者数についても毎月宮崎県都市公園総合事務所に報告されチェックが行われている。亜熱帯植物園では、温室への入場者数及び公園全体の入場者数がカウントされ、同じく毎月宮崎県都市公園総合事務所に報告されチェックが行われている。

エ　事業報告書の提出について

事業報告書については、宮崎県都市公園総合事務所で事業報告書に関する審査表、年度総合評価書、年度毎評価シートが作成され、所管課へ報告されている。所管課は必要に応じ宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

所管課と都市公園総合事務所が合同で、収支報告が会計帳簿から作成されていることを確認している。また、指定管理者は指定管理業務以外に自主事業を行っているが、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることも確認している。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

実地調査は、20年度は１回行われており、結果報告は復命書に記載され保存されている。

（監査意見）

審査チェックリストは作成されていない。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

満足度調査について、指定管理者は宮崎県都市公園総合事務所と打ち合わせて行っている。指定管理者のアンケートはイベント時に数回、性別、年齢、住まい等の確認、意見の記載からなっている。また、指定管理者は日々顧客からの苦情、要望等を記録しており、そのまとめを毎月パトロール日誌まとめ等により宮崎県都市公園総合事務所に提出している。さらに、宮崎県総合運動公園の管理については毎月１回開催される運動公園会議（指定管理者、宮崎県都市公園総合事務所、スポーツ指導センターの各担当者で構成）で報告している。

（監査意見）

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

宮崎県総合運動公園の管理については年に２度ほど、「公園の管理運営委員会」という委員会が開催されている。当該委員会は、財団法人宮崎県公園協会が指定管理者を受けている公園について、利用者のニーズを基に施設が抱える問題やあるべき姿を追求し、事業計画を専門的、客観的な立場で検討し、施設の管理運営に寄与すること、また、第三者機関として、利用者の

立場から施設の管理運営に関する評価及び助言を行うことを目的に開催されている。当委員会は、財団法人宮崎県公園協会の理事長１名のほか、第三者であるＮＰＯ法人理事長や、自治会等地区住民代表など計７名で構成されている。当委員会の議事録を閲覧したが、闊達な意見がみられ評価に値するものと思われる。

コ　その他

（ア）収支決算書の収支差額について

（監査意見）

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

（イ）募集単位について

宮崎県総合運動公園と県立青島亜熱帯植物園がセットで募集されている。亜熱帯植物園（温室）の管理は一般の公園と異なり専門性も必要になると思われ、これを別々に募集することにより各々の施設に対して民間の参入機会が増えるものと思われる。これに関し、「宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集方針」によると、「両公園は、宮崎・日南海岸リゾート構想で青島スポーツファミリーリゾートゾーンに位置づけられ、トロピカルロードにより結ばれており、両公園で連携した一体的な利用促進により、県民サービスの向上が期待できる。」とセットにした理由を述べている。

（ウ）応募者説明会について

（監査意見）

応募者説明会は全公園を対象として一括して行われており、各公園個別の説明はされていない。各公園個別の募集要領等は配布しており、また、質疑回答の対応も行っているとのことであるが、少なくとも亜熱帯植物園の管理は他の公園の管理とは異なるものと思われるため、個別の説明が必要ではなかったであろうか。また、「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」では、「４指定管理者の募集の手続」（５）において、「募集に当たっては、原則として現地説明会及び質疑回答の対応を行うこと」となっている。所管課の判断によるものであるが、公園はともかく亜熱帯植物園は現地で説明する必要があったのではないだろうか。

23　県立平和台公園

24　宮崎県総合文化公園

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全･改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ･レクリエーションや休養の場として利用することを目的としている。

イ　設置根拠条例等

都市公園条例

都市公園条例施行規則

ウ　所管課

県土整備部公園下水道課

エ　施設概要

（県立平和台公園）

所在地：宮崎市下北方町

設置年月：昭和31年10月

供用面積：48.5ha

主な施設：はにわ館、パークセンター、駐車場、トイレ、運動広場、園路

（宮崎県総合文化公園）

所在地：宮崎市船塚３丁目

設置年月：平成元年５月

供用面積　13.4ha

主な施設：文化広場、県民広場、噴水、駐車場、トイレ

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）主な根拠法令等

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「県立平和台公園指定管理者に関する管理運営要綱」

「宮崎県総合文化公園指定管理者に関する管理運営要項」

「県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の管理運営に関する基本

協定書」

「県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の管理運営に関する年度協定書」

「都市公園条例」

「都市公園条例施行規則」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①都市公園等の利用に関する業務、②都市公園等（付属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務、③都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務、⑤その他知事が必要と認める業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていることとしている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。

平成20年度の指定管理料は81,000千円である。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要

募集期間	平成17年9月22日～平成17年11月22日
指定管理者が行う業務の概要	・都市公園等の利用に関する業務 ・都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務 ・都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・その他知事が必要と認める業務

<table>
<tr><td>施設の管理運営の基本方針</td><td colspan="3">・県が実施する施策との連携を図りながら、都市公園の設置目的や施設毎の背景や特徴を踏まえたコンセプトに基づいて効率的かつ効果的な管理運営を行う。</td></tr>
<tr><td>指定管理者の選定基準</td><td colspan="3">・住民の平等な利用が確保されること
・都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること
・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること
・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること</td></tr>
<tr><td>指定期間</td><td colspan="3">平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額</td><td>名　　称</td><td>年間（千円）</td><td>3年間（千円）</td></tr>
<tr><td>県立平和台公園</td><td rowspan="2">88,997</td><td rowspan="2">266,991</td></tr>
<tr><td>宮崎県総合文化公園</td></tr>
<tr><td colspan="3">（消費税及び地方消費税額を含む）</td></tr>
</table>

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては30団体に説明を行い、５団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、20団体に説明を行い、４団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては県職員２名、有識者３名、計５名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者４名、計５名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の点数は、パークマネジメント宮崎 369点、Ｂ社351点、Ｃ社262点、Ｄ社183点、Ｅ社176点（500点満点）となっており、最高点であるパークマネジメント宮崎が選定された。第２期指定管理者の最終選定の得点は、株式会社馬原造園建設 360.5 点、Ｂ社360.2点、Ｃ社311.3点、Ｄ社261.2点（500点満点）となっており、最高点である株式会社馬原造園建設が選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、公平性、透明性の確保、客観的な選考（選定委員会の設置、評価の数値化、審査項目と配点の十分な検討）、委員会への十分な説明（施

設の効用や業務内容を理解してもらう。）を特に留意して選定を行っている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、運営状況のモニタリングが重要となるが、公園管理業務は多岐に渡るため、年間を通し履行確認と監視に努めている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、県と指定管理者の適切な役割分担、リスク分担を明確にしておくこと、次期指定管理者に必要な引継ぎを行うことを明確にしておくことに特に留意している。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：パークマネジメント宮崎

（構成員）株式会社馬原造園建設、株式会社まちづくり計画・建築研究所、宮崎総合ビル管理株式会社、株式会社ユーエムケイエージェンシー（４者）

当施設は、平成13年度から平成17年度まで、財団法人宮崎県公園協会が管理受託を行っていた。そして、第１期（平成18年度から平成20年度まで（３年間））指定管理者をパークマネジメント宮崎（４者グループ）、第２期（平成21年度から（３年間予定））指定管理者を株式会社馬原造園建設が行っている。

（指定管理者の組織図）

共通・本部事務局

役職	配置人数	担当業務内容
本部事務局部長	1	平和台公園・文化公園総括管理運営責任者
事務局長	1	本部事務局長部長代理
事務局次長	1	運営・企画責任者
事務員	2	総務・経理・ISO責任者

宮崎県立平和台公園

役職	配置人数	担当業務内容
所長	1	平和台公園総括管理運営責任者
副所長	1	管理(施設・維持)責任者
事務員	1	一般事務・窓口案内等
管理スタッフ	8	管理(施設・維持)全般

宮崎県総合文化公園

役職	配置人数	担当業務内容
所長	1	文化公園総括管理運営責任者
課長	1	管理(施設・事務)責任者
副所長	1	管理(施設・維持)責任者
事務員	1	一般事務・窓口案内等
管理スタッフ	6	管理(施設・維持)全般

オ　指定管理者による管理運営状況

(ア) 指定管理者導入施設における管理運営費の推移

(単位：千円)

17年度実績	20年度実績
92,662	81,000

(イ) 施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数(人)		利用料金収入(千円)	
17年度	20年度	17年度	20年度
―	―	―	―

(ウ) 管理運営費に占める人件費割合

(単位：千円)

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	92,662	83,000	81,000	81,000
人件費	46,721	49,248	50,003	50,714

(エ) 職員数の推移

職員数(人)		うち派遣県職員・県職員OB(人)	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
―	25	―	―

（オ）指定管理料等実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
92,662	83,000	81,000	81,000	81,000

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
497

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
―	765

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

県立平和台公園の県所有の備品は、チッパーシュレッダー１台のみであり、宮崎県総合文化公園の県所有の備品はない。施設の管理については、指定管理者から業務報告書の添付書類として、毎月月間実績工程表や作業報告書、安全管理及び環境整備報告書、施設点検表、電気設備点検結果報告書が宮崎県都市公園総合事務所に提出されている。また、遊具施設に関しては、宮崎県都市公園総合事務所と一緒に現物確認を立ち会って行っている。

イ　業務報告書の提出について

業務報告書は、期限内に提出されている。アで述べたとおり、業務報告書には施設の管理として各種の報告書が添付されるほか、パトロール日誌まとめや利用者の声一覧表、作業状況の写真等も添付されている。宮崎県都市公園総合事務所は、提出された上記報告書をもとに月毎のチェックシートをつけ評価し、当該チェックリストと業務報告書、月毎実施計画書、利用状況報告書等を所管課へ提出・報告している。所管課では必要に応じ、宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

ウ　利用状況について

利用者数は、駐車場の車両の台数や遠足、イベント時の申込者数等で把握し、都市公園総合事務所へ報告されている。

エ　事業報告書の提出について

事業報告書については、宮崎県都市公園総合事務所で事業報告書に関する審査表、年度総合評価書、年度毎評価シートが作成され、所管課へ報告されている。所管課は必要に応じ宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

所管課と都市公園総合事務所が合同で、収支報告が会計帳簿から作成されていることを確認している。また、指定管理者は指定管理業務以外に自主事業を行っているが、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることも確認している。

（監査意見）

軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても行った手続、指摘事項等をまとめて文書により保存しておく必要がある。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

（監査意見）

実地調査の審査チェックリスト、審査調書は作成されていない。軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても行った手続、指摘事項等をまとめて文書により保存しておく必要がある。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

満足度調査について、指定管理者は宮崎県都市公園総合事務所と打ち合

わせて行っている。指定管理者のアンケートはイベント時を中心に、性別、年齢、住まい等の確認のほか、意見の記載からなっている。また、指定管理者は日々顧客からの苦情、要望等を記録しており、そのまとめを毎月利用者の声一覧表等により宮崎県都市公園総合事務所に提出している。さらに、週に１度は指定管理者と都市公園総合事務所は打ち合わせを行っている。

（監査意見）

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

ケ　地方自治法、協定書、利用者の声以外のモニタリングについて

（監査意見）

できる限り指定管理者制度の運営全般についての所管課を含めた定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

コ　収支決算書の収支差額について

（監査意見）

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

25　県立阿波岐原森林公園

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全･改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ･レクリエーションや休養の場として利用することを目的としている。

イ　設置根拠条例等

都市公園条例

都市公園条例施行規則

ウ　所管課

県土整備部公園下水道課

エ　施設概要

所在地：宮崎市新別府町、山崎町及び阿波岐原町

設置年月：昭和61年４月

供用面積：15.1ha

主な施設：パークウェイ、駐車場、トイレ、園路、花壇ほか

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）根拠法令等

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「阿波岐原森林公園指定管理者に関する管理運営要綱」

「県立阿波岐原森林公園の管理運営に関する基本協定書」

「県立阿波岐原森林公園の管理運営に関する年度協定書」

「都市公園条例」

「都市公園条例施行規則」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①都市公園等の利用に関する業務、②都市公園等（付属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務、③都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務、⑤その他知事が

必要と認める業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていることとしている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。

平成20年度の指定管理料は53,000千円である。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要

募集期間	平成17年9月22日～平成17年11月22日
指定管理者が行う業務の概要	・都市公園等の利用に関する業務 ・都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務 ・都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・その他知事が必要と認める業務
施設の管理運営の基本方針	・県が実施する施策との連携を図りながら、都市公園の設置目的や施設毎の背景や特徴を踏まえたコンセプトに基づいて効率的かつ効果的な管理運営を行う。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること ・都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること
	・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること
	・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）

指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	名　　称	年間(千円)	3年間(千円)
	県立阿波岐原森林公園	56,195	168,585
	(消費税及び地方消費税額を含む)		

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては30団体に説明を行い、５団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、20団体に説明を行い、６団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては県職員２名、有識者３名、計５名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者４名、計５名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の得点は、株式会社園田グリーンセンター371点、Ｂ社357点、Ｃ社349点、Ｃ社217点、Ｅ社180点（500点満点）となっており、最高点である株式会社園田グリーンセンターが選定された。第２期指定管理者の最終選定の得点は、MParks ＋ PHOENIX阿波岐原359.８点、Ｂ社353.１点、Ｃ社284.５点、Ｄ社282.７点、Ｅ社278.７点、Ｆ社233.０点（500点満点）となっており、最高点であるMParks＋PHOENIX阿波岐原が選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、公平性、透明性の確保、客観的な選考（選定委員会の設置、評価の数値化、審査項目と配点の十分な検討）、委員会への十分な説明（施設の効用や業務内容を理解してもらう）に特に留意して選定を行っている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、運営状況のモニタリングが重要となるが、公園管理業務は多岐に亙るため、年間を通し履行確認と監視に努めている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、県と指定管理者の適切な役割分担、リスク分担を明確にしておくこと、次期指定管理者に必要な引継ぎを行うことを明確にしておくことに特に留意している。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

第一期指定管理者：株式会社園田グリーンセンター

当施設は、平成13年度から平成17年度まで財団法人宮崎県公園協会が管理受託者であった。第１期（平成18年度から平成20年度まで（３年間））指定管理者は株式会社園田グリーンセンター、第２期（平成21年度から（３年間予定））指定管理者はMParks＋PHOENIX阿波岐原（財団法人宮崎県公園協会とフェニックスリゾート株式会社の２社グループ）である。

（指定管理者の組織図）

（公園管理事務所）

役職	配置人数	担当業務
所　長	1	公園管理総括責任者
リーダー	1	現場業務責任者
スタッフ	6	日常管理・巡回等
	1	窓口業務・経理事務

（本社スタッフ）

役職	人員数	担当業務
社　長	1	予算管理・資金管理の総括、経営会議の主宰
経理課長	1	予算執行、保険・公租公課・指定管理料事務
経理事務員	1	経理事務（現金処理以外の伝票処理、公共料金処理等

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
57,841	53,000

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
―	―	―	―

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	57,841	54,500	54,000	53,000
人件費	28,911	33,594	32,520	32,227

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
―	9	―	1

（オ）管理委託料実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
57,841	54,500	54,000	53,000	50,616

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
0

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
―	169

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

備品は、原動機付自転車２台のみであり、指定管理者は毎月バイク点検表を作成し都市公園総合事務所に報告している。

施設の管理については、指定管理者から業務報告書の添付書類として、毎月予定工程表や作業報告書等が宮崎県都市公園総合事務所に提出されている。また、遊具施設に関しては、宮崎県都市公園総合事務所と一緒に現物確認を立ち会って行っている。

イ　業務報告書の提出について

業務報告書は、期限内に提出されている。アで述べたとおり、業務報告書には施設の管理として各種の報告書が添付されるほか、パトロール巡回日誌まとめや作業状況の写真等も添付されている。宮崎県都市公園総合事務所は、提出された上記報告書をもとに月毎のチェックシートをつけ評価し、

当該チェックリストと業務報告書、月毎実施計画書、利用状況報告書等を所管課へ提出、報告している。所管課では必要に応じ、宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

ウ　利用状況について

利用者数は、駐車場の車両の台数や遠足、イベント時の申込者数等で把握し、都市公園総合事務所へ報告されている。

エ　事業報告書の提出、訂正、審査について

事業報告書については、宮崎県都市公園総合事務所で事業報告書に関する審査表、年度総合評価書、年度毎評価シートが作成され、所管課へ報告されている。所管課は必要に応じ宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

所管課と都市公園総合事務所が合同で、収支報告が会計帳簿から作成されていることを確認している。また、指定管理者は指定管理業務以外に自主事業を行っているが、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることも確認している。

（監査意見）

軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても文書により行った手続、指摘事項等をまとめて保存しておく必要がある。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

（監査意見）

実地調査の審査チェックリスト、審査調書は作成されていない。軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても文書により行った手続、指摘事項等をまとめて保存しておく必要がある。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

満足度調査について、指定管理者は宮崎県都市公園総合事務所と打ち合わせて行っている。指定管理者のアンケートはイベント時を中心に、性別、年齢、住まい等の確認のほか、意見の記載からなっている。また、指定管理者は日々顧客からの苦情、要望等を記録しており、そのまとめを毎月利用者の声一覧表等により宮崎県都市公園総合事務所に提出している。さらに、週に１度は指定管理者と都市公園総合事務所は打ち合わせを行っている。

（監査意見）

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

できる限り指定管理者制度の運営全般についての所管課を含めた定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

コ　収支決算書の収支差額について

（監査意見）

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

26　特別史跡公園西都原古墳群

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全･改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ･レクリエーションや休養の場として利用することを目的としている。

イ　設置根拠条例等

都市公園条例

都市公園条例施行規則

ウ　所管課

県土整備部公園下水道課

エ　施設概要

所在地：西都市大字三宅

設置年月：昭和42年４月

供用面積：54.3ha

主な施設：駐車場、トイレ、園路、広場ほか

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

（ア）主な根拠法令等

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項」

「特別史跡公園西都原古墳群指定管理者に関する管理運営要綱」

「特別史跡公園西都原古墳群の管理運営に関する基本協定書」

「特別史跡公園西都原古墳群の管理運営に関する年度協定書」

「都市公園条例」

「都市公園条例施行規則」

（イ）指定管理業務の主な内容

指定管理業務の主な内容は、①都市公園等の利用に関する業務、②都市公園等（付属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務、③都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務、⑤その他知事が

必要と認める業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること、④天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていることとしている。

（イ）指定管理料

応募者からの提案に基づき予算の範囲内で決定する。

平成20年度の指定管理料は25,298千円である。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）及び第２期（平成21年度平成23年度）ともに３年間となっている。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要

募集期間	平成17年9月22日～平成17年11月22日
指定管理者が行う業務の概要	・都市公園等の利用に関する業務 ・都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務 ・都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・その他知事が必要と認める業務
施設の管理運営の基本方針	・県が実施する施策との連携を図りながら、都市公園の設置目的や施設毎の背景や特徴を踏まえたコンセプトに基づいて効率的かつ効果的な管理運営を行う。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること ・都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）

	名　　称	年間（千円）	3年間（千円）
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	特別史跡公園西都原古墳群	27,463	82,389
	（消費税及び地方消費税額を含む）		

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては30団体に説明を行い、２団体の応募があった。第２期指定管理者の選定に当たっては、20団体に説明を行い、４団体の応募があった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては県職員２名、有識者３名、計５名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者４名、計５名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の点数及び結果

第１期指定管理者の最終選定の得点は、財団法人宮崎県公園協会 398点、Ｂ社207点（500点満点）となっており、第２期指定管理者の最終選定の得点は、財団法人宮崎県公園協会371.７点、Ｂ社314.９点、Ｃ社238.１点、Ｄ社222.８点、（500点満点）となっており、いずれも最高点である財団法人宮崎県公園協会が選定された。

最終選定の得点は、財団法人宮崎県公園協会398点、Ｂ社207点（500点満点）となっており、最高点である財団法人宮崎県公園協会が選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、公平性、透明性の確保、客観的な選考（選定委員会の設置、評価の数値化、審査項目と配点の十分な検討）、委員会への十分な説明（施設の効用や業務内容を理解してもらう）に特に留意して選定を行っている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、運営状況のモニタリングが重要となるが、公園管理業務は多岐に亘るため、年間を通し履行確認と監視に努めている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、県と指定管理者の適切な役割分担、リスク分担を明確にしておくこと、次期指定管理者に必要な引継ぎを行うことを明確にしておく

ことに特に留意している。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：財団法人宮崎県公園協会

当法人は、平成15年度から平成17年度まで管理受託者として、平成18年度から平成20年度まで（３年間）を第１期指定管理者として、平成21年度から（３年間予定）第２期指定管理者として業務を継続して行っている。

（指定管理者の組織図）

役職	配置人数	担当業務内容
公園総括責任者	1	公園の総括に関すること
総務・経理	1	労務管理に関すること 予算管理に関すること 安全管理に関すること
企画設計	3	植物管理等の運営・企画設計の総括に関すること 生産事業に関すること 植物調達に関すること 花壇設計に関すること 地域活性化に関すること 植物データベースに関すること
統括責任者	1	西都原公園総括に関すること 関係団体との連絡調整に関すること 事業計画に関すること 地域自治会等との協働に関すること
維持管理責任者	1	作業工程に関すること 園内全般の安全管理に関すること 実績報告書に関すること 応援スタッフ監督に関すること
維持管理スタッフ	1	日常業務に関すること

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
27,548	25,298

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
―	―	―	―

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	27,548	25,298	25,298	25,298
人件費	12,523	13,554	14,745	14,777

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
―	8	―	―

（オ）指定管理料等実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
27,548	25,298	25,298	25,298	25,271

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
△1,370

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
―	20

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

県所有の備品はない。

施設の管理については、指定管理者から業務報告書の添付書類として、毎月月間作業実績表、安全管理及び環境整備報告書、保守点検報告書等が宮崎県都市公園総合事務所に提出されている。

イ　業務報告書の提出について

業務報告書は、期限内に提出されている。アで述べたとおり、業務報告書には施設の管理として各種の報告書が添付されるほか、パトロール日誌ま

とめや利用者アンケートまとめ、作業状況の写真等も添付されている。宮崎県都市公園総合事務所は、提出された上記報告書をもとに月毎のチェックシートをつけ評価し、当該チェックリストと業務報告書、月毎実施計画書、利用状況報告書等を所管課へ提出、報告している。所管課では必要に応じ、宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

ウ　利用状況について

利用者数は、駐車場の車両の台数や遠足、イベント時の申込者数等で把握し、都市公園総合事務所へ報告されている。

エ　事業報告書の提出について

事業報告書については、宮崎県都市公園総合事務所で事業報告書に関する審査表、年度総合評価書、年度毎評価シートが作成され、所管課へ報告されている。所管課は必要に応じ宮崎県都市公園総合事務所に問い合わせを行っている。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

所管課と都市公園総合事務所が合同で、収支報告が会計帳簿から作成されていることを確認している。また、指定管理者は指定管理業務以外に自主事業を行っているが、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることも確認している。

（監査意見）

３事業年度の収支決算書をみると自主事業を除いても３事業年度とも支出超過となっている。この点について、所管課及び都市公園事務所は、原因の把握、分析を行っていない。

もちろん、県は年度協定書に定めた指定管理料を支払っているため、直接県に負担が生じるものではないが、指定管理者の当初の見積もり誤りによるものなのか、予期せぬ経費の発生によるものなのか等原因を把握することにより、指定管理者の評価、次期の指定管理者の選定にもかかわってくるものであるため、原因の把握、分析は必要である。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、

継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

実地調査の審査チェックリスト、審査調書は作成されていない。軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても文書により行った手続、指摘事項等をまとめて保存しておく必要がある。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

満足度調査について、指定管理者は宮崎県都市公園総合事務所と打ち合わせて行っている。指定管理者のアンケートはイベント時を中心に、性別、年齢、住まい等の確認のほか、意見の記載からなっている。また、指定管理者は日々顧客からの苦情・要望等を記録しており、そのまとめを毎月都市公園パトロール日誌まとめ等により宮崎県都市公園総合事務所に提出している。さらに、週に１度は指定管理者と都市公園総合事務所は打ち合わせを行っている。

（監査意見）

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

できる限り指定管理者制度の運営全般についての所管課を含めた定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

コ　収支決算書の収支差額について

（監査意見）

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上

されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

27　一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

(1) 施設の概要

ア　設置の目的

地域の振興と県民福祉の向上に寄与することを目的として設置された。

イ　設置根拠条例等

「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成 17 年７月 22 日条例第 60 号)」

ウ　所管課

企業局総務課

エ　施設概要

所在地：児湯郡新富町一ツ瀬川河川敷

供用開始年月：平成２年 11 月１日

総面積：約 46ha

主な施設：

(ゴルフ場)

ゴルフコース　437,190 ㎡

サービスセンター（鉄骨３階建て）　509 ㎡

駐車場　230 台

(ゲートボール場)

ゲートボール場　4,912 ㎡

駐車場　60 台

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

指定管理者による管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、当条例第 11 条を根拠とする。具体的には、当条例を受けて、「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規定」が公表され、さらに「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営に関する基本協定書（以下この各論において「基本協定書」という。)」、「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理業務仕様書」によって指定管理業務が規定されている。

指定管理業務の主な内容は、①施設の利用に関する業務、②施設の維持及び保全に関する業務、③その他施設の運営に関する業務となっている。

イ　指定管理条件の概要

（ア）選定基準の概要

選定基準の概要は、主に、①住民の平等な利用が確保されること、②施設の効用を最大限に発揮すること、③事業計画を着実に実行できる管理能力を有していること等となっている。

（イ）指定管理料

利用料金制のため指定管理料は発生しない。なお、施設の利用に係る利用料金については、指定管理者の収入となる（基本協定書第６条）。

指定管理者は、利用料金収入に応じ、企業局に納付金を支払うこととなっている（同第８条）。納付金の額は、各年度につき2,625万円である。この場合の各年度の利用料金収入の額は、9,975万円となっている。各事業年度の利用料金収入の額が 9,975 万円より増減した場合の各年度の納付金の額は、その増減した額の２分の１を、262 万５千円を限度として、2,625万円に加算又は減算した額とすることとされている。なお、各年度の利用料金収入の額が 9,450 万円に達せず、冠水により営業できない日があった場合には、9,450万円から各年度の利用料金収入額を控除した額を限度として、その日数について１日あたり、71,917円を乗じた額を納付金から減額することができることとなっている（基本協定書別記２納付金の算定及び納付方法等）。

（ウ）指定期間

第１期（平成18年度から平成20年度）では３年間であった指定期間を第２期（平成21年度から平成25年度）では５年間に延ばしている。理由は、多くの類似施設が競合する厳しい環境の中で利用客及び利益を確保していくためには、施設独自の特色を生かした料金設定、付加価値の高いサービスなど長期的な経営戦略による取組みが求められると考えたためということである。

ウ　募集及び選定の状況

（ア）募集の概要（第１期）

募集期間	平成17年8月31日～平成17年10月31日
指定管理者が行う業務の概要	施設の利用に関する業務 施設の維持及び保全に関する業務 その他施設の運営に関する業務
施設の管理運営の基本方針	県民が広く利用する公の施設として、利用者にとって快適な施設の環境作り、適切なサービスの提供を行う。
指定管理者の選定基準	住民の平等な利用が確保されること。
	施設の効用を最大限に発揮すること。
	事業計画を着実に実行できる管理能力を有していること。
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	完全利用料金制のため委託料の支払いはしない。

募集及び選定（施設の概要、公募の概要、審査方法、選定委員会、審査項目及び配点、応募者、審査結果、選定理由、指定管理者候補）の状況は、県ホームページで公表されており、適切に公募によりなされている。

（イ）説明会への参加者数や応募者数

第１期指定管理者の選定においては、２社の応募があり現地説明を行った。第２期指定管理者の選定に当たっては、２社に対し現地説明を行ったが、応募者は１社のみとなった。応募者が少なかった原因について、所管課の見解によると、河川敷にあるゴルフ場であるため、梅雨や台風時期の河川増水によりコースが冠水することがあり、被害の程度によっては長期的に運営が出来ない場合があるためではと推測されるということであった。

（ウ）選定委員

第１期指定管理者の選定においては県職員３名、有識者５名、計８名で行われ、第２期指定管理者の選定においては、県職員１名、有識者５名、計６名で行われており、いずれも半数以上は外部の委員となっている。

（エ）最終選定の得点及び結果

第１期指定管理者の最終選定の得点は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター88.6点、Ｂ社64.5点（100点満点）となっており、最高点である財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが選定された。第２期指定管理者の最終選定の得点は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター410

点（500点満点）となっており、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが選定された。

（オ）指定管理者の選定過程における留意事項

所管課は、応募者に管理運営能力があるか、また、施設の効用を最大限に発揮できるかに主眼をおき、審査項目の採点基準については、できるだけ具体的に示すことにより客観的な選定ができるように努めている。

（カ）指定管理者に対する評価に関する留意事項

所管課は、第１期の指定管理期間の運営について、客観的に評価するように努め、第１期での評価を踏まえ第２期の指定管理期間に適切に反映できるように努めている。

（キ）指定管理者との協定等に関する留意事項

所管課は、施設の管理、運営が適切に行われるように仕様書に具体的に規定を行うようにしている。

エ　指定管理者の組織及び職員の状況

指定管理者：財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

当法人は、平成２年度から平成17年度まで管理受託者として、平成18年度から平成20年度まで（３年間）を第１期指定管理者として、平成21年度から（５年間予定）第２期指定管理者として業務を継続して行っている。

（指定管理者の組織図）

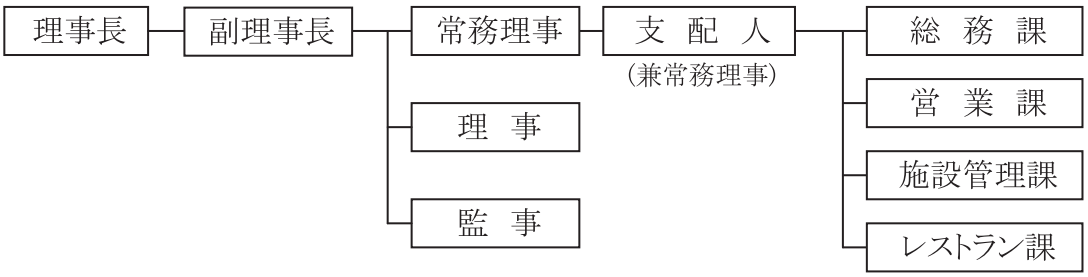

役 職 名	理事長	副理事長	常務理事	理事	監事
人員数（人）	1	1	1	4	2
役 職 名	総務課	営業課	施設管理課	レストラン課	―
人員数（人）	1	4	8	2	―

オ　指定管理者による管理運営状況

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
70,395	74,107

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
35,951	37,971	93,649	91,021

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	70,395	75,279	73,344	74,107
人件費	39,629	40,440	39,971	37,898

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
12	15	2	2

（オ）指定管理料等実績計画比較

（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
70,395	△ 27,722	△ 26,585	△ 24,161	△ 24,150

※平成18年度以降は、指定管理者が５の納付金額をマイナス表記した。

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
1,342

(3) 監査結果及び監査意見

ア　備品及び施設の管理について

備品については、第１期目は応募者の持ち込みを前提としていたが、備品も高額となることから、第２期目より県が使用させることとして、参入を容易にして公平性を確保した。それに伴い、平成21年３月末に第１期指定管理者であった同法人から県に備品の譲渡が行われている。なお、譲渡価額は法定耐用年数を経過していない物品について適正な償却後の帳簿価額で

行われている。また、備品については、企業局の所有であるため「企業局会計規程第 163 条」の規程に基づいて毎年度、実地検査が義務づけられている。検査は、指定管理者立ち会いのもとで台帳と備品との照合、状態の確認を実施している。なお、現場視察時に備品台帳より一定額以上の18件について実査を行ったが、実在しないものや記載漏れはなかった。

（監査意見）

備品検査については、「企業局会計規程第163条」の規程に基づいて備品の実地検査が行われているが、指定管理者においても備品実施要領や実施手引書等を整備するように指導する必要があると思われる。

イ　業務報告書の審査について

業務報告書は、期限内に提出されている。また、所管課も毎月、利用人数、料金収入について報告書等のチェックを行うほか、必要に応じ営業日報や予約状況の確認も行っており適切に審査がなされていると認識された。

ウ　利用状況について

利用状況については、毎月提出される施設利用状況報告書と毎週報告されるゴルフコース利用状況との照合、営業日報との照合等のほか、随時現場視察、意見交換等により適切にモニタリングがなされていると認識された。

エ　事業報告書の審査について

事業報告書については、当該年度の事業計画書の計画に対する実績を中心に審査している。現在まで特に問題となる箇所は見受けられなかったので承認のみの通知となっている。

（監査意見）

事業報告書については、毎年度終了後、企業局に提出され報告書の承認についての決裁伺書はなされているが、事業報告書の審査チェックリストが作成されていないので今後、チエックリストの作成とともにリストに沿って具体的な評価も行い、総合的な結果等と併せて文書により指定管理者に通知することが適切である。

オ　収支決算報告書に係る管理状況について

（監査意見）

決算報告書については、書面による確認を中心に行っており実地調査による確認が見受けられなかったことから、会計帳簿との照合や公益事業、レ

ストラン事業、収益事業の光熱水費など共通費用の按分が適切であるかどうかについて実地調査を適宜行うことも必要と思われる。

カ　決算書等報告の審査について

（監査意見）

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

キ　実地調査について

（監査意見）

実地調査票の用紙は作成されているが、環境配慮の１項目以外チェックがされていない。環境保全管理協議会は四半期に１回行われているが、この際、実地調査票に当該項目のみチェックされる。当協議会は、漁協、自治会、所管課、指定管理者、町の担当者で構成され、漁協や町に対して薬品の使用や水質検査結果の報告をすることを目的として開催されるようになったものであり、環境保全の報告が中心となる。また、指定管理者は、顧客に対して領収書を発行したりしなかったりしているが、所管課は、把握しておらず適切に発行するように指導をしていない。利用料金等の収入と会計帳簿の照合や現預金のチェック、支払関係のチェック、会計帳簿との突き合わせ等も行われておらず、利用状況以外の指導・監督も行う必要がある。

ク　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

（監査意見）

平成20年度までは、フロントやレストランに「お聞かせください！お客様の声」という白紙の用紙をおいているだけであった。指定管理者は当該意見をまとめて対応を図っていたが、所管課は満足度調査に関し、積極的に関与、対応していなかった。所管課へのヒアリングによると、環境保全管理協議会への出席時や現場（ゴルフ場）に赴いた際、指定管理者と直接、顧客の苦情や施設の管理等についても話し合っているということであるが、書面での報告等は残っていない。また、指定管理者は日々顧客からの苦情等をノートに記載し苦情処理簿を作成しているが、所管課は目を通していな

い。指定管理者は必要に応じ所管課へ顧客からの苦情等を報告しているということであるが、場合によっては報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自ら苦情処理簿に目を通すことも必要と思われる。また、先のアンケートの回答で、所管課は「利用者の声に基づく「モニタリング」については、直ぐにできるものについては電話で改善結果報告を求め、管理者の協力が必要な場合は、協議しながら対処している。」と回答しているが、誰がみても後からでもわかるように文書で残すようにされたい。

ケ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

環境保全管理協議会は四半期に１回行われているが、これは先に述べたとおり環境の保全が中心となるため、できる限り別途指定管理者制度の運営全般についての定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

コ　リスク分担について

（監査意見）

基本協定書第９条（リスク分担）の別記３リスク分担表によれば、コース施設の冠水等による大規模な災害復旧（１件の復旧額が原則として 200 万円を超えるもの。）及び建物（付属設備を含む。）の大規模な補修（１件の工事額が原則として100万円を超えるもの）については、所管課と指定管理者との協議によるものとしており、負担がいずれに帰属するのか曖昧となっている。実際に負担が生じた場合に問題となるばかりか、応募者にとっても不安材料となると思われるため、募集段階から負担関係を明確にしておくべきではないだろうか。

28　宮崎県体育館

29　宮崎県ライフル射撃競技場

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、教育関係の公の施設を設置した。

イ　設置根拠条例等

教育関係の公の施設に関する条例

ウ　所管課

教育庁スポーツ振興課

エ　施設概要

施設の名称	宮崎県体育館
所在地	宮崎県宮崎市宮崎駅東2丁目4番1
設置年月日	昭和 43 年 6 月
供用開始年月	昭和 43 年 7 月
設置目的	置県 80 周年を記念し、総合体育館施設建設計画の一環として建設された県内唯一の県立の体育館であり、国民体育大会をはじめてとする各種全国レベルの大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
施設概要	敷地面積:15,975.73 ㎡　建設面積:4,678.81 ㎡ 主な施設 《本　館》 本館競技場、会議室、控室、観覧席 《別　館》 別館第一競技場、別館第一競技場、別館第一競技場 《その他》屋外人工登はん壁、屋内人工登はん壁、駐車場(242 台分)

宮崎県体育館の管理及び運営に関しては、宮崎県体育館管理規則によっている。

施設の名称	宮崎県ライフル射撃競技場
所在地	宮崎県宮崎市田野町乙 4765 番地の 1
設置年月日	昭和 53 年 8 月
供用開始年月	昭和 54 年 10 月
設置目的	昭和 54 年宮崎国体開催会場の一環として建設され、本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。なお、全国レベルのライフル射撃協議大会が可能な県内唯一の施設である。
施設概要	敷地面積:21,061 ㎡　建設面積:スモールボアライフル射場 368.676 ㎡、エアライフル射場 795.5 ㎡ 主な施設 《スモールボアライフル射場》 屋根付射座式 26 射座、弾道部(芝)、標的(屋根付) 《エアライフル射場》 屋内覆道式 26 射座(エアライフル 19 射座、ビームエアライフル 7 射座)

宮崎県ライフル射撃競技場の管理及び運営に関しては、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則によっている。

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

指定管理者業務は、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場（以下「県体育館等」という。）の管理運営業務仕様書で定められている。その管理運営業務は以下のとおりである。

（ア）県体育館等の利用に関する業務

a　県体育館等における利用の受付、調整、対応に関する業務

(a) 利用規程の作成　(b) 利用の受付及び調整　(c) 利用者への対応業務

b　県体育館等の利用許可に関する業務

c　県体育館等の利用料金の収受に関する業務

(a) 利用料金の設定　(b) 利用料金の徴収業務　(c) 利用料金の減免業務

d　県体育館等の設備器具の利用に関する業務

(a) 競技場内における設備器具の利用　(b) 県体育館等以外で使用する場合の設備器具の利用

（イ）県体育館等の維持及び保全に関する業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構及び植栽管理業務、修繕業務、清掃業務、備品管理業務、保安警備業務、その他必要と認められる業務を行う。この業務の維持管理体制をとり、計画書、報告書、業務記録簿等を作成する。

（ウ）関係機関及び競技団体との連絡に関する業務

県、県教育委員会が実施する事業に協力し、県、県教育委員会、競技団体との連絡調整を行い、活動支援を行う。

（エ）緊急時の対応に関する業務

防災、防犯、急病等その他不測の事態への対応等について、マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。消防法等の規定による業務、急病者等への対応、緊急の対応を行い、災害時における避難場所として提供する。

（オ）その他県教育委員会が必要と認める業務

利用者の意見等の把握に関する業務、自主事業の実施に関する業務、広報に関する業務を行い、管理運営を効率的に行うため組織及び人員を配置し、職員の研修等を実施し、事業計画書、業務報告書、年度業務報告書を作成して県教育委員会へ提出する。指定期間終了等に伴う引継ぎ業務は、次の指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。経理に関する業務は、指定管理者業務会計は、他の会計と区分して経理し、指定管理者として作成した帳簿書類は、当該作成年度終了後５年間保管する。

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

財団法人宮崎県スポーツ施設協会　　平成20年４月１日

<table>
<tr><td rowspan="2">理事会</td><td rowspan="2">事務局長</td><td>県体育館管理</td></tr>
<tr><td>ライフル射撃競技場</td></tr>
</table>

（単位：人）

担　当　名	OB、派遣	プロパー	スタッフ	計
県体育館管理		2	4	6
ライフル射撃競技場			1	1
計		2	5	7

ウ　募集及び選定の状況

指定管理者制度の流れは、①公の施設ごとに指定管理者を導入するか直営かの方針の決定、②指定管理者の導入に必要な条例、規則等の整備、③原

則公の施設ごとに指定管理者候補者選定委員会の設置、④県公報による公告、県庁ホームページ等で広報の周知による指定管理者の募集、⑤選定委員会において内容審査を行い、その選定結果をもとに候補者の決定、⑥施設の名称、指定管理者となる団体等の名称及び指定期間に対する県議会の議決、⑦指定管理者の指定に関する公示、⑧指定管理者と協定（業務の範囲、管理の基準、管理運営費用、リスク管理、責任分担、個人情報の保護等）の締結である。

宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館及びライフル射撃競技場の募集単位については、一括、植栽とスポーツ施設に２分割、植栽とスポーツ施設毎に分割の３パターンに分けメリット、デメリットを比較した上で現在の募集単位としている。

（ア）募集の概要

募集期間	平成 17 年 9 月 22 日～平成 17 年 11 月 18 日
指定管理者が行う業務の概要	・施設の利用に関する業務 ・施設の維持及び保全に関する業務 ・施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務
施設の管理運営の基本方針	スポーツ関係団体との連携を図りながら、本県競技力向上やスポーツの普及振興のために、施設の設置目的に沿ったサービス向上を図り、効率的・効果的な管理運営を行う。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること ・施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること ・その他教育委員会規則で定める基準
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日(3 年間)
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	3 年間で 96,654 千円

（イ）募集期間

募集期間は、現地説明会及び質問書でのやり取り等を含んだ期間である。

募集要項の公募及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

項　目	期　間	
	第1期指定	第2期指定
募集要項等の配布期間	17年9月22日～ 10月18日	20年7月4日～ 9月10日
現地説明会の開催	17年10月6日	20年7月31日
質問書の受付	17年9月22日～ 10月18日	20年7月17日～ 8月8日
質問書の回答	随時	随時
申請書類の受付	17年10月19日～ 11月18日	20年7月4日～ 9月10日
第1次審査	17年11月22日	20年9月19日
第1次審査結果の通知	17年11月25日	20年9月26日
第2次審査(ヒアリング)	17年12月上旬頃	20年10月上旬頃
決定及び通知	17年12月中旬頃	20年10月中旬頃
指定管理者の指定	18年3月中旬頃	20年12月下旬頃
業務の引継ぎ		21年1月中旬頃
指定管理者との協定締結	18年4月1日予定	21年4月1日予定
業務開始	18年4月1日～	21年4月1日～

第１期指定では、①募集期間が平成17年９月22日～平成17年11月18日、②選定結果通知は平成17年12月26日、③指定期間は平成18年４月１日～平成21年３月31日（３年間）であった。第２期指定では、①募集期間が平成20年７月４日～平成20年９月10日、②選定結果通知は平成20年11月７日、③指定期間は平成21年４月１日～平成24年３月31日（３年間）である。想定される引継期間（選定結果通知日から指定期間開始日）は第１期指定より第２期指定の方が1.5ヶ月長くなっている。

（ウ）現地説明会への参加者数や応募者数

第１期指定では、現地説明参加者が３団体で応募者が１団体であり、指定管理者制度前の管理受託者が応募者であった。応募者が１団体で複数の応募でなかった原因について、所管課は「当該施設においては業務内容に高い専門性が求められていることから、提案者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。」と回答している。指定管理者制度前の管理受託者が応募者であったため、指定管理者制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿っているのかと疑問に思われたが、第２期指定では現地説明参加者が３団体で応募者が２団体であった。

（エ）選定委員会

「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針（行政経営課作成）」で指定管理者候補者選定委員会を設置することになっており、「①選考委員会は原則として各公の施設ごとに設けること。ただし、効率性等の観点から同一の委員で選定することが適当な場合は部局等の単位での設置とすること、②選考委員会は５名以上の委員で組織することとし、様々な意見を集約するという観点から、うち２名以上は外部の委員とすること、③標準的な外部委員の構成は、公認会計士などの財務会計の知識を有し法人の経営状況を判断できる者１名、各施設で行う事業についての専門的判断を行う者や施設の利用者（県民）の代表者などを１名以上とすること」とされている。宮崎県スポーツ施設指定管理者候補選定委員会設置要綱第３条で「委員会は委員長及び４名以内の委員をもって組織する」と規定されており、当該公の施設の指定管理者候補者選定委員は、県職員が２名（うち１名が委員長）、財務有識者が１名、スポーツ関係者が１名、利用代表者が１名の５名である。選定委員会構成メンバーの決め方と実際のメンバーとに相違はない。

当該指定管理者候補者選定委員会は、第１回目は募集方針、募集要領、選考基準をベースにした審査項目、審査基準、配点等、審査の具体的な進め方、その他の募集に関する事項等（資格要件、添付書類の内容等）及び意見提案の協議、第２回目は現地視察、第３回目は申請者プレゼンテーション、申請者への質疑応答、各委員による採点、選定委員会における候補者の選定を協議し、委員会の選定結果を受けて県が指定管理者候補者を決定している。

宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場の指定管理者募集要項、管理運営基準書、宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者募集要項、管理運営基準書では、審査方法、指定管理者候補者選定委員会、審査項目及び配点、リスク管理責任分担、事業報告事業計画等の提出等は同一のもので現地説明会以前に公表されている。

（オ）審査項目と配点

審査項目と配点は、第１期指定では、①住民の平等な利用の確保（14点）、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画（26点）、③経費の節減（18点）、④事業計画を着実に実施するための管理運営能力（30点）、⑤その他施設を管理運営する上で必要とされる事項（12点）で、第２期指定では①住民の平等な利用の確保（14点）、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画（28点）、③経費の節減（10点）、④事業計画を着実に実施するための管理運営能力（42点）、⑤地域への貢献等（６点）である。

第２期指定では、①選定基準項目に公平性という観点から全庁的に加えた項目で「地域への貢献等」を加え、②審査項目に利用者満足度把握、情報公開への対応、環境保全への対応、地域経済への配慮、障がい者の就労支援への対応、③最低合格点60点を新設しているため単純比較はできないが、第１期指定では１位：82.5点/100点、第２期指定では、１位:412点/500点　２位：384点/500点で第１期指定管理者が選定されている。

第１期指定の選定理由は、①当該施設の現管理受託者であり、指定管理者としての取り組みや意欲が、しっかりとしたものであると認められること、②「スポーツランドみやざき」を見据えた高水準の維持管理を行うノウハウを持っていると認められること、③事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、④事業計画において、次のような優れた提案がなされていること、〈優れた提案内容〉スポーツの普及振興や利用者増に向けたさまざまな自主企画の提案及び利用者サービスのための施設改善計画などの提案並びにこれまで蓄積された経験とノウハウを活かした迅速かつ適切な維持管理の提案である。第２期指定の選定理由は、①選定委員会の審査の結果、総合的にもっとも高い得点を得たこと、②事業計画及び、過去の類似事業の実績から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、③事業計画、収支計画から判断して、具体性や実現可能性が高い提案内容と認められること、④施設の設置目的及び、競技団体や関係機関との連携について十分理解、認識していると認められることである。第１期指定の選定理由及び第２期指定の選定理由とも県のホームページで公表されている。

指定管理者制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿って透明性を確保した選考過程のもとで従来の管理委託制度下の管理受託者に拘泥しない選考姿勢が必要である。第１期指定では応募者は１者であり管理委託制度の管理受託者であったが、第２期指定では応募者が２者で１位と２位は事業計画を着実に実施するための管理運営能力の得点で大差が生じている。管理委託制度の管理受託者及び第１期指定管理者の管理運営実績が他の応募者にとって高い参入障壁となり公平性から問題ないかにつき他の施設と比べて以下吟味する。

管理運営実績を、審査項目の「事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力」とすると、管理委託制度の管理受託者が他の応募者を上回っているのは、第１期指定では、宮崎県芸術

劇場、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、宮崎県県有共に学ぶ森、特別史跡公園西都原古墳群、一ッ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、第２期指定では、県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県体育館及びライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設であった。逆に他の応募者が管理委託制度の管理受託者より上回っているのは、第１指定では、宮崎県東京学生寮、県営国民宿舎高千穂荘、県立平和台公園、宮崎県総合文化公園、県立阿波岐原森林公園、第２期指定では、県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園であった。

宮崎県青少年自然の家、県営国民宿舎えびの高原荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場、宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチ一ッ葉」は、第１期指定で、管理委託制度の管理受託者は応募していない。

以上の結果、管理委託制度の管理受託者及び第１期指定定管理者の管理運営実績が他の応募者にとって高い参入障壁となっているとは一概に言えないと思われる。

（カ）指定期間

指定期間については総務省（平成19年１月31日）調査結果では、３年(74.3%)、４年（5.1%)、５年（16.3%）と３年から５年までの合計で95.7%を占めている。民間のノウハウを生かして、指定管理者制度の目的すなわち県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供すること及び管理経費の縮減が図られることが達成され、かつ競争原理が働くようするためから３年から５年までの指定管理期間が多数を占めていると思われる。

県は当初指定期間を５年間とする考えもあったとのことであったが、民間のノウハウを生かし、かつ競争原理が働くために、指定期間終了等に伴う引継ぎで、必要なデータ等を遅滞なく提供し、施設の利用予約に関して遺漏がないよう十分に留意して、県所管課の必要十分なモニタリングがなされれば、３年の指定期間も決して短くはないと思われる。

（キ）引継期間

第１期指定の宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場の指定管理者募集要項で業務の引継ぎについて、「協定締結前の引継ぎとして、平成18年４月１日からの指定管理業務が円滑に実施されるよう原管理受託者から業務の引継ぎを行うものとする。」と記載されている。第１期指定では選定結果通知は平成17年12月26日で、第２期指定では選定結果通知は

平成20年11月17日であった。想定される引継期間(選定結果通知日から指定期間開始日）は第１期指定より第２期指定の方が 1.5 ヶ月長くなっている。

（ク）指定管理者の収入として見込まれるもの

a　県が支払う管理運営費用　（単位：千円）

		第１期指定	第２期指定	差
指定期間総額上限額(3 年間)		96,654	96,849	195
積算内訳	法的義務経費(社会体育施設保険等	1,470	1,525	55
	基本経費(光熱水費、消防設備等各種保守点検費等)	39,330	43,120	3,790
	人件費	44,442	37,715	△ 6,727
	一般経費(消耗品、修繕料、賃金等	37,569	38,606	1,037
	全体運営費(3 年間)	122,811	120,966	△ 1,845
	利用料金相当額(3 年間)	△26,157	△24,117	2,040

指定管理者へのアンケート「管理運営費に占める人件費割合」によると人件費の18年度実績は11,766千円、19年度実績は13,946千円、20年度実績は14,538千円、合計40,250千円であるので、上記人件費44,442千円は4,192 千円積算が多かったこととなっている。上記の第１期指定と第２期指定の人件費積算では6,727千円減少しているが、同一所管課の宮崎県総合運動公園有料公園施設の第１期指定と第２期指定の人件費積算では82,953千円減少しており、合計で89,680千円減少している。

所管課は、「指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析、吟味し、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較するため積算額算定において類似施設の状況を参考にした。」と回答している。

b　利用料金収入

教育関係の公の施設に関する条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ県教育委員会の承認を得て定めた利用料金は、指定管理者の収入になる。基本協定書で年額8,719,000円を超える場合は、超える分の２分の１が県に納入され、超える分の２分の１が（財）宮崎県スポーツ施設協会の収入となるが、指定管理者（平成18年４月）になってから超過した年度はない。

c　自主事業による収入

指定管理者が自主事業を実施する場合には、本業務の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を設定して、あらかじめ教育委員会の承認を得て開始し、自主事業の採算が取れない場合でも、本業務に影響がないような対策を講じることとなっている。

エ　指定管理者による管理運営状況

管理運営費は縮減され、利用者数及び利用料金収入は増加し、人件費及び管理費に占める人件費割合は減少している。

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
46,449	36,372

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
235,045	251,928	7,310	7,639

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

（単位：千円）

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	46,449	40,682	37,915	36,372
人件費	21,650	11,766	13,946	14,538

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
7 人	7 人	0 人	0 人

（オ）指定管理料等実績計画比較　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
46,449	32,221	29,577	28,720	29,750

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
81

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
251,928人	200人

(3) 監査結果及び監査意見

ア　募集期間ついて

(監査意見)

募集期間は、申請書類の受付期日までの期間であるが、第１期指定では２ヶ月未満、第２期指定では２ヶ月と１週間と若干長くなっている。この募集期間は、現地説明会及び質問書でのやり取り等を含んだ期間である。

事業計画を着実に実施するための管理運営能力等募集要項で求められている審査項目の書類作成期間からは短いと思われる。

イ　第１期指定で、複数の応募でなかった原因について考えられる理由について

第１期指定においては１者の応募であったが、当該施設においては業務内容に高い専門性が求められていることから、提案者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。(第２期指定については、２者の応募があった)

(監査意見)

第１期指定の唯一の応募者は、従来の管理委託制度下の管理受託者であった。上記の所管課の理由のように結果として応募者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。

競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

ウ　選考委員会について

(監査意見)

当該公の施設の指定管理者候補者選定委員は、５名で県職員が２名(うち１名が委員長)、財務有識者が１名、スポーツ関係者が１名、利用代表者が１名の５名である。

施設の役割と県の施策との関連から県職員は１名とし、様々な意見を集約する観点から、利用代表者等を１名増員すべきではないかと思われる。

エ　指定期間について

県は当初指定期間を５年間とする考えもあったとのことであったが、よりよく民間のノウハウを生かし、かつ競争原理が働くために、指定期間終了等に伴う引継ぎで、必要なデータ等を遅滞なく提供し、施設の利用予約に関して遺漏がないよう十分に留意して、県所管課の必要十分なモニタリング

がなされれば、３年の指定期間も決して短くはないと思われる。

オ　備品及び施設管理について

（ア）備品実査について

（監査意見）

指定管理者はアンケートで備品の実査を行っていると回答しているが、定期的な実査をしておらず、大会前に作動点検しており、使用者に利用させる時点で現物管理をしている。

指定管理者は基本協定書により備品の現物確認を適宜行い、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。所管課は、備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていることを確かめ、この実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味し、実査が特定の日に実施されるのを実査現場に立ち会って確かめ、実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示し、実査の実施状況が適切か等のモニタリング結果を書類として作成し保管すべきである。

（イ）備品の実査結果の記録簿の保管について

（監査意見）

指定管理者は備品の実査をしていなかったので、備品の実査結果の記録簿を保管していない。

（ウ）施設管理について

（監査意見）

指定管理者は、将来更新、修繕が必要と思われる設備の一覧表は作成しており、遊休固定資産（設備、備品）の有無について把握している。ピアノ、放送室プレーヤーが未利用状態である。条例でピアノの設置が定められているため、有効利用するため他の所管に所管換えができない状況である。

県の物品管理事務の手引（平成 20 年２月改訂総務部総務事務センター）の保管中の物品の管理、移動手続で「取得時に与えられて目的に従って効率的に供用しなければならないが、より効率的に設備、備品を使用、管理するためには、当初の取得目的を変更して他の事業等で使用し、他所属へ引き継いでより有効な活用を図る必要がある。」と記載されているが、この趣旨を生かすべきである。

（エ）故障等の処理簿について

指定管理者は、「スポーツ施設等の安全管理マニュアル」を作成してお

り、事故（事故報告書）、事故苦情等処理簿を作成している。

カ　現金等の管理について

指定管理者は、現金実査と現金受払簿の記録を行い、現金取扱事務要領により整備保管され、領収書の発行は規則によっており、すべての入出金取引について請求書と領収書を５年間保管している。県ライフル射撃競技場は、現金のみで切手と収入印紙はない。宮崎県体育館の現金は、当日午後10時まで収納し翌日（土曜日除く）銀行に入金記帳している。

（監査意見）

宮崎県体育館の切手と収入印紙は、切手受払簿及び収入印紙受払簿で受入及び払出並びに残高を記入しており、残高にチェックマークがあるが、誰が実査し残高を確かめたか不明である。実査し残高を確かめた担当者の印を押印すべきである。

宮崎県体育館の領収書はＥＤＰ出力され、領収書控えは保管している。ライフル射撃競技場は領収書がない。「現金取扱事務要領」に従っていない。順番印刷のある領収書及び領収書控え綴りを作成し使用するよう、所管課は指定管理者をモニタリングすべきである。

キ　業務報告書の月次予算実績比較と差異分析について

月次で予算実績比較し、差異分析は業務報告の中で月毎に分析している。「指定管理予算執行状況」で勘定科目ごとに吟味している。

ク　施設の利用状況の分析について

利用者数の把握方法は、「宮崎県総合運動公園利用人数把握フロー」に準じている。利用状況の良否の判断は、業務報告書の中で月毎に分析している。

ケ　事業報告書の分析について

施設運営費用が最適かどうかを判断するための基準はないが、施設運営費用削減の余地は、指定管理者への事前アンケート項目「経費縮減のための方策」で、コスト意識の徹底、予防保全、再委託業務の見直しと自主事業に区分し分析している。

コ　業務報告書の審査について

（監査意見）

所管課は、業務報告書の書面審査を行い業務報告書に書き込みをしているが、審査調書は作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果、業務の改善は、口頭でなく文書で指導するべきである。

サ　事業報告書の審査について

（監査意見）

事業報告書の審査チェクリストは作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果を、所管課として評価し、指定管理者への評価結果の通知は、口頭でなく文書で指導するべきである。

シ　収支決算報告書の収支差額について

指定管理事業会計以外に自主事業会計を計上しているが、平成20年度のそれぞれの収支差額は０円ではなかったが、平成18年度及び平成19年度では指定管理業務会計の収支差額は０円であつた。平成 18 年度指定管理事業会計から退職金積立会計に 1,836 千円繰入した結果、収支差額は０円となっていた。当該指定管理事業会計では問題なかった。

（監査意見）

収支が均衡する理由が不明な場合は、共通費用の按分が合理的であるか等を、作成基礎資料などで確認することが必要と思われる。

ス　決算書等報告の審査について

（監査意見）

毎年度、決算書等報告の審査調書を作成していないが、審査過程で問題なかったことを明確にするため審査調書を作成する必要がある。また、審査後の対応で指定管理者に対し口頭による財務改善の指導及び助言を行っているが、口頭でなく文書で指導するべきである。

セ　実地調査の審査について

（指摘事項）

宮崎県ライフル射撃競技場の利用者満足度調査が未実施であった。

（監査意見）

所管課は年４回実地調査を行いその都度報告書を作成している。指定管理者は供覧書をその都度作成し、調査概要、調査内容、調査結果を供覧している。所管課は実地調査の具体的項目のリスト表である「指定管理者管理運営実地調査シート」を作成しているが、実地調査項目の脱漏防止のため及び実地調査で問題なかったことを明確にするため、審査調書を作成、保管するとともに、調査の結果、改善指示が必要な場合は、指定管理者に対して口頭でなく文書で指導するべきである。

ソ「利用者の声」に基づくモニタリングについて

（指摘事項）

宮崎県体育館は年２回実施しているが、宮崎県ライフル射撃競技場の利用者満足度調査が未実施であった。

（監査意見）

今後は、宮崎県ライフル射撃競技場の利用者満足度調査を実施するよう指定管理者を所管課はモニタリングするべきである。

宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場管理運営仕様書のその他県教育委員会が必要と認める業務の細目の利用者の意見等の把握に関する業務で、指定管理者はアンケート等の実施により利用者等の意見を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果については県教育委員会に報告すること、また、利用者からの苦情、要望等については、その内容や対応について記録し必要に応じて県教育委員会に報告することとなっている。

利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）においては、所管課は指定管理者と協議をした場合は、文書で質問項目等の協議内容を残すべきである。指定管理者の故障、事故、苦情の記録簿を閲覧した場合は、所管部課担当員の閲覧印を押印するべきである。

宮崎県体育館では、利用者に対する利用者満足度調査を年２回実施しており、回収率を上げるための工夫はその場で書いてもらうようにしている。

利用者満足度調査の回答は利用者の不満足点が述べてあるものが多いため、利用者にサービス等改善された点の項目を設けて書いてもらうと良いと考える。なぜなら、利用者にサービス等改善された点がないと判定されることは、指定管理者の事業計画等及び県所管課のモニタリングのあり方に問題があると利用者から判定されると思われるからである。

タ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

施設利用者や県民の声を施設運営やサービスの向上に反映させるために、外部の第三者評価委員会を設置したら良いと思われる。

30　宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的として設立された。

イ　設置根拠条例等

都市公園条例

ウ　所管課

教育庁スポーツ振興課

エ　施設概要

施設の名称	宮崎県総合運動公園有料公園施設
所在地	宮崎県宮崎市大字熊野 1443-12 ほか
設置年月日	昭和 46 年 3 月
供用開始年月	昭和 46 年 8 月
設置目的	置県 80 周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設さ総合体育施設であり、国民体育大会をはじめてとする各種全国レベルの大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」、及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
施設概要	［都市公園条例第 9 条に基づく 21 の有料公園施設］ 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラクビー場、補助球技球場、陸上競技場、第 2 陸上競技場、第 3 競技場、水泳場、庭球場、合宿所、トレーニング場、ゲートボール場、屋内練習場、自転車競技場、ホッケー場、武道館、硬式野球場(サンマリンスタジアム宮崎)、第 2 硬式野球場、(ひむかスタジアム)、屋内運動場(木の花ドーム)、駐車場

宮崎県総合運動公園有料公園施設の管理及び運営に関しては、都市公園条例施行規則によっている。

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

指定管理者業務は、宮崎県総合運動公園有料公園施設管理運営業務仕様書で定められている。その管理運営業務は以下のとおりである。

（ア）有料公園施設の利用に関する業務

a 有料公園施設における利用の受付、調整、対応に関する業務

(a) 利用規程の作成　(b) 利用の受付及び調整　(c) 利用者への対応業務

b 有料公園施設の利用許可に関する業務

c 有料公園施設の使用料の徴収代行及び県への納付に関する業務

(a) 使用料の徴収代行　(b) 使用料の減免対象者への対応

d 有料公園施設の設備器具の利用に関する業務

(a) 有料公園施設内における設備器具の利用　(b) 有料公園施設以外で使用する場合の設備器具の利用

（イ）有料公園施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構及び植栽管理業務、フィールド保守管理業務、プール保守管理業務、駐車場管理業務、修繕業務、清掃業務、備品管理業務、保安警備業務、その他必要と認められる業務を行う。この業務の維持管理体制をとり、計画書、報告書、業務記録簿等を作成する。

（ウ）有料公園施設の利用促進に係る啓発事業に関する業務

利用者の意見等の把握に関する業務、自主事業の実施に関する業務、広報に関する業務を行う。

（エ）天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務

防災、防犯、急病等その他不測の事態への対応等について、マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。消防法等の規定による業務、急病者等への対応、緊急の対応を行い、災害時における避難場所として提供する。

（オ）その他県教育委員会か必要と認める業務

県、県教育委員会が実施する事業に協力し、県、県教育委員会、競技団体との連絡調整及びプロスポーツ団体との連絡調整並びに有料公園施設以外を管理する宮崎県総合運動公園の指定管理者との連絡調整を行い、活動支援を行う。

管理運営を効率的に行うため組織及び人員を配置し、職員の研修等を実施し、事業計画書、業務報告書、年度業務報告書を作成して県教育委員会へ提出する。指定期間終了等に伴う引継業務は、次の指定管理者が円

滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。経理に関する業務は、指定管理者業務会計は、他の会計と区分して経理し指定管理者として作成した帳簿書類は、当該作成年度終了後５年間保管する。

イ　組織及び職員の状況

財団法人宮崎県スポーツ施設協会　　平成20年４月１日

理事会	事務局長	総括管理
		武道館管理
		指定管理総括指導
		公園施設Ⅰ管理
		公園施設Ⅱ管理
		野球場管理

（単位:人）

担　当　名	OB、派遣	プロパー	スタッフ	計
事務局長	OB　1			1
総括管理	派遣　1	4		5
武道館管理		2	7	9
指定管理総括指導		1		1
公園施設管理		4	20	24
野球場管理		1		1
インフォメーション			5	5
駐車場徴収員			10	10
計	2	12	42	56

県からの派遣職員は、平成21年４月以降はいないが、平成21年３月以前は１名いた。これは前事務局長から県に派遣要請があったためとのことである。県ＯＢは、平成21年３月以前は前事務局長で平成21年４月以降は現在の事務局長である。

ウ　募集及び選定の状況

指定管理者制度の流れは、①公の施設ごとに指定管理者を導入するか直営かの方針の決定、②指定管理者の導入に必要な条例、規則等の整備、③原則公の施設ごとに指定管理者候補者選定委員会の設置、④県公報による公告、県庁ホームページ等で広報の周知による指定管理者の募集、⑤選定委員会において内容審査を行い、その選定結果をもとに候補者の決定、⑥施設の名称、指定管理者となる団体等の名称及び指定期間に対する県議会の議決、

⑦指定管理者の指定に関する公示、⑧指定管理者と協定（業務の範囲、管理の基準、管理運営費用、リスク管理、責任分担、個人情報の保護等）の締結である。

宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館及びライフル射撃競技場の募集単位については、一括、植栽とスポーツ施設に２分割、植栽とスポーツ施設毎に分割の３パターンに分けメリット、デメリットを比較した上で現在の募集単位としている。現在の区分のデメリットとして「①公園全体の整備について管理者間での温度差が生ずることもあり得る。②使用料の減収を維持管理コストの削減でまかなうことも必要となる。」としている。募集及び選定の状況は、県のホームページで公表されている。

（ア）募集の概要

募集期間	平成 17 年 9 月 29 日～平成 17 年 11 月 25 日
指定管理者が行う業務の概要	・有料公園施設の利用に関する業務 ・有料公園施設の維持及び保全に関する業務 ・有料公園施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務
施設の管理運営の基本方針	・スポーツ競技団体やプロスポーツ団体との連携を図りながら、本県競技力向上やスポーツの普及振興のために、施設の設置目的に沿ったサービス向上を図り、効率的・効果的な管理運営を行う。
指定管理者の選定基準	・住民の平等な利用が確保されること ・有料公園施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること ・その他教育委員会規則で定める基準
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日(3 年間)
指定管理者に対して支払う指定管理料の上限額	3 年間で 1,242,315 千円

（イ）募集期間

募集要項の公募及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

項　目	期　間	
	第1期指定	第2期指定
募集要項等の配布期間	17年9月29日～10月25日	20年7月4日～9月10日
現地説明会の開催	17年10月12日	20年7月31日
質問書の受付	17年9月29日～10月25日	20年7月17日～8月8日
質問書の回答	随時	随時
申請書類の受付	17年10月26日～11月25日	20年7月4日～9月10日
第1次審査	17年11月28日	20年9月19日
第1次審査結果の通知	17年12月2日	20年9月26日
第2次審査(ヒアリング)	17年12月上旬頃	20年10月上旬頃
決定及び通知	17年12月中旬頃	20年10月中旬頃
指定管理者の指定	18年3月中旬頃	20年12月下旬頃
業務の引継ぎ		21年1月中旬頃
指定管理者との協定締結	18年4月1日予定	21年4月1日予定
業務開始	18年4月1日～	21年4月1日～

第１期指定では、①募集期間が平成17年９月29日～平成17年11月25日、②選定結果通知は平成17年12月26日、③指定期間は平成18年４月１日～平成21年３月31日（３年間）であった。第２期指定では、①募集期間が平成20年７月４日～平成20年９月10日で、②選定結果通知は平成20年11月７日、③指定期間は平成21年４月１日～平成24年３月31日（３年間）である。想定される引継期間（選定結果通知日から指定期間開始日）は第１期指定より第２期指定の方が1.5ヶ月長くなっている。

（ウ）現地説明会への参加者数や応募者数

第１期指定では、現地説明参加者が９団体で応募者が１団体であり、指定管理者制度前の管理受託者が応募者であった。この応募者が１団体で複数の応募でなかった原因について所管課は「当該施設においては業務範囲が広く、かつ専門性が求められていることから、提案者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。」と回答している。指定管理者制度前の管理受託者が応募者であったため、指定管理者制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿っているのかと思われたが、第２期指定では現地説明参加者が７団体で応

募者が２団体であった。

（エ）選定委員会

選考委員会は、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場に同じ。

（オ）審査項目と配点

審査項目と配点は、第１期指定では、①住民の平等な利用の確保（14点）、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画（26点）、③経費の節減（18点）、④事業計画を着実に実施するための管理運営能力（30点）、⑤その他施設を管理運営する上で必要とされる事項（12点）で、第２期指定では、①住民の平等な利用の確保（14点）、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画（28点）、③経費の節減（10点）、④事業計画を着実に実施するための管理運営能力（42点）、⑤その他施設を管理運営する上で必要とされる事項（６点）である。

第２期指定では、①選定基準項目に公平性という観点から全庁的に加えた項目で「地域への貢献等」を加え、②審査項目に利用者満足度把握、情報公開への対応、環境保全への対応、地域経済への配慮、障がい者の就労支援への対応、③最低合格点60点を新設しているため単純比較はできないが、第１期指定では１位：84.0点/100点、第２期指定では、１位:413点/500点　２位：363点/500点で第１期指定管理者が選定されている。

第１期指定の選定理由は、①当該施設の現管理受託者であり、指定管理者としての取り組みや意欲が、しっかりとしたものであると認められること、②施設の設置目的を良く理解し、「スポーツランドみやざき」を見据えた高水準の維持管理を行うノウハウを持っていると認められること、③事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、④事業計画において優れた提案がなされていること、〈優れた提案内容〉スポーツの普及振興や利用者増に向けたさまざまな自主企画の提案及び利用者サービスのための施設改善計画などの提案並びにこれまで蓄積された経験とノウハウを活かした迅速かつ適切な維持管理の提案である。第２期指定の選定理由は、①選定委員会の審査の結果、総合的にもっとも高い得点を得たこと、②事業計画及び、過去の類似事業の実績から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、③事業計画、収支計画から判断して、具体性や実現可能性が高い提案内容と認められること、④施設の設置目的及び競技団体や関係機関との連携について十分理解、認識していると認められることである。第１期指定の選定理由及び第２

期指定の選定理由とも県のホームページで公表されている。

指定管理者制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）に沿って透明性を確保した選考過程のもとで従来の管理委託制度下の管理受託者に拘泥しない選考姿勢が必要である。第１期指定では応募者が１者であったが、第２期指定では応募者が２者で１位と２位は事業計画を着実に実施するための管理運営能力の得点で大差が生じており、管理委託制度の管理受託者及び第１期指定管理者の管理運営実績が他の応募者にとって高い参入障壁となって公平性から問題となりえるように思えたが、宮崎県体育館及びライフル射撃競技場で述べたとおり管理委託制度の管理受託者及び第１期指定管理者の管理運営実績が他の応募者にとって高い参入障壁となっているとは一概に言えないと思われる。

（カ）指定期間

指定期間は、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場に同じ。

（キ）引継期間

引継期間は、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場に同じ。

（ク）指定管理条件の概要

ａ　県が支払う管理運営費用　（単位：千円）

		第１期指定	第２期指定	差
指定期間総額上限額(3 年間)		1,242,315	1,154,178	△88,137
積算内訳	法的義務経費(社会体育施設保険等	9,348	31,982	22,634
	基本経費(光熱水費、消防設備等各種保守点検費等)	565,143	545,797	△19,346
	人件費	323,490	240,537	△82,953
	一般経費(消耗品、修繕料、賃金等	344,334	335,862	△ 8,472

指定管理者のアンケート「管理運営費に占める人件費割合」によると人件費の18年度実績は128,690千円、19年度実績は135,602千円、20年度実績は140,828千円、合計405,120千円であるので、上記積算人件費323,490千円は81,630千円実績が多かったこととなっている。上記の第１期指定と第２期指定の人件費積算では 82,953 千円減少しているが、同一所管課の宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場の第１期指定と第２期指定の人件費積算では 6,727 千円減少しており、合計で89,680千円減少している。

所管課は、「指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者

から提出された収支決算報告書等を分析、吟味し、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較するため積算額算定において類似施設の状況を参考にした。」と回答している。

b　自主事業による収入

指定管理者が自主事業を実施する場合には、本業務の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を設定して、あらかじめ教育委員会の承認を得て開始し、自主事業の採算が取れない場合でも、本業務に影響がないような対策を講じることとなっている。

エ　指定管理者による管理運営状況

利用者数及び利用料金収入は減少しているが、管理運営費は縮減され、人件費は減少している。

（ア）指定管理者導入施設における管理運営費の推移

（単位：千円）

17年度実績	20年度実績
426,195	360,517

（イ）施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

利用者数（人）		利用料金収入（千円）	
17年度	20年度	17年度	20年度
1,649,499	1,572,434	98,025	94,238

（ウ）管理運営費に占める人件費割合

科目	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
管理運営費	426,195	360,485	360,486	360,517
人件費	150,071	128,690	135,602	140,828

（エ）職員数の推移

職員数（人）		うち派遣県職員・県職員OB（人）	
17年度実績	20年度実績	17年度実績	20年度実績
54人	55人	2人	2人

（オ）指定管理者等実績計画比較　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
426,195	360,484	360,484	360,484	360,484

（カ）指定管理者業務の平成20年度収支差額

（単位：千円）

平成20年度収支差額
14

（キ）指定管理者の平成20年度アンケート状況

利用者数（人）	アンケート回収数（人）
1,572,434人	167人

(3) 監査結果及び監査意見

ア　募集期間について

（監査意見）

募集期間は、申請書類の受付期日までの期間であるが、第１期指定では２ヶ月未満、第２期指定では２ヶ月と１週間と若干長くなっている。この募集期間は、現地説明会及び質問書でのやり取り等を含んだ期間である。

事業計画を着実に実施するための管理運営能力等、募集要項で求められている審査項目の書類作成期間からは短いと思われる。

イ　第１期指定で複数の応募でなかった原因として考えられる理由について

第１期指定においては１者の応募であったが、当該施設においては業務内容に高い専門性が求められていることから、提案者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。（第２期指定については、２者の応募があった。）

（監査意見）

第１期指定の唯一の応募者は、従来の管理委託制度下の管理受託者であった。上記の所管課の理由のように結果として応募者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募を断念したものと思われる。競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

ウ　選考委員会について

（監査意見）

当該公の施設の指定管理者候補者選定委員は、５名で県職員が２名（うち１名が委員長）、財務有識者が１名、スポーツ関係者が１名、利用代表者が１名の５名である。

施設の役割と県の施策との関連から県職員は１名とし、様々な意見を集約する観点から、利用代表者等を１名増員すべきではないかと思われる。

エ　指定期間について

県は当初指定期間を５年間と考えていたとのことであったが、民間のノウハウを生かし、かつ競争原理が働くために、指定期間終了等に伴う引継ぎ

で、必要なデータ等を遅滞なく提供し、施設の利用予約に関して遺漏がないよう十分に留意して、県所管課の必要十分なモニタリングがなされれば、3年の指定期間も決して短くはないと思われる。

オ　備品及び施設の管理について

（ア）備品実査について

（監査意見）

備品実査の実施指示は、県所管課の出先機関である「スポーツ指導センター」の所掌事務であることから、同センターを通じて、指定管理者へ実施指示等（全品所在の確認及び循環的実査）を行っている。

指定管理者はアンケートで備品の実査を行っていると回答しているが、現地調査の結果、定期的な実査をしておらず、大会前に作動点検しており、使用者に利用させる時点で現物管理をしている。

宮崎県総合運動公園有料公園施設管理運営業務仕様書の有料公園施設の維持及び保全に関する業務の細目の備品管理業務で、下記のとおりとなっている。

①備品の管理

有料公園施設における活動に支障をきたさないよう、指定管理者は備品の管理を行うとともに不具合の生じた備品については、県教育委員会と協議の上更新を行うこと。

②備品の更新

③備品台帳

有料公園施設における県教育委員会の所有に属する備品は「宮崎県財務規則」及び関係例規の管理の原則、分類に基づいて管理している。指定管理者は、同規則の定められた備品台帳に基づいて本施設の備品台帳を作成し、その保管にかかる物品を管理すること。

県の物品管理について、県の物品管理事務の手引（平成20年２月改訂総務部総務事務センター）第４節保管物品の管理 (3) 保管物品の整理で、「物品管理者等は、保管する物品に整理票を貼り付けて、常に帳簿と符号させておく必要がある。なお、貼付することができない物についてはこの限りではないが、備品等の所管換や処分等が発生した場合に、同様の備品が多数存在する場合は整理票による判断が不可欠となるため、可能な限り整理票を貼付し、定期的に備品台帳（出納帳）等と現物の突合を行わなければならない。」と記載されている。

また、宮崎県総合運動公園有料公園施設の管理運営に関する基本協定書の第14条（備品の管理等）で、「第１項乙は、管理業務の実施に当たり、甲が別に示す県体育館等の備品台帳の備品を使用することができる。第２項前項の場合において、乙は善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。第３項第１項の備品以外で、管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については、乙が行うものとする。この場合において、当該費用は乙の負担とする。」と記載されているが、定期的な実査については明示されていない。

指定管理者は定期的な実査をしておらず、使用者が利用する時点で現物管理をしており、上記の基本協定書で「別に示す県体育館等の備品台帳」とは平成18年６月16日出力された備品台帳、重要備品現有高調書で、最近のものではなかったが、備品台帳等には購入や返納等の異動が生じた際に差し替えており問題なかった。

指定管理者及び所管課の双方で定期的な実査をしていない。基本協定書により指定管理者は備品の現物確認を適宜行い、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。 所管課は、備品実査に係る実施要領等が整備されていることを確かめ、この実施要領等の内容の妥当性について吟味し、実査が特定の日に実施されるのを実査現場に立ち会って確かめ、実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示し、実査の実施状況が適切か等のモニタリング結果を書類として作成し保管すべきである。

（イ）備品の実査結果の記録簿の保管について

（監査意見）

指定管理者は備品の実査をしていなかったので、備品の実査結果の記録簿を保管していないとのアンケート回答であった。

（ウ）施設管理について

（監査意見）

指定管理者は、将来更新、修繕が必要と思われる設備については、運動公園有料施設改善要望箇所（写真付き）及び宮崎県体育館施設の設備改修計画要望箇所を県へ提出している。将来更新、修繕が必要と思われる設備で指定管理者の負担を超えるものは、県で予算措置を講じるために、老朽化施設にはこのような一覧表は必要である。

遊休固定資産（設備、備品）の有無について把握していない。現場チェックをした結果、該当がなかったため作成していないとの回答であった。

県の物品管理事務の手引（平成20年２月改訂総務部総務事務センター）の

保管中の物品の管理、移動手続で「取得時に与えられて目的に従って効率的に供用しなければならないが、より効率的に設備、備品を使用、管理するためには、当初の取得目的を変更して他の事業等で使用し、他所属へ引き継いでより有効な活用を図る必要がある。」と記載されている。このように管理するために遊休固定資産（設備、備品）の有無について把握するよう、指定管理者を県の所管課はモニタリングすべきである。

（エ）故障等の処理簿について

指定管理者は、「スポーツ施設等の安全管理マニュアル」を作成しており、事故（事故報告書）、事故苦情等処理簿を作成している。

カ　現金等の管理について

指定管理者は、現金実査と現金受払簿の記録を行い、現金取扱事務要領により整備保管され、未発行入場券等の管理、領収書の発行は規則によっており、すべての入出金取引について請求書と領収書を５年間保管している。また、未発行の入場券等は、駐車場券及び施設利用代が該当する。領収書は「現金取扱事務要領」に従い、半券が領収書、半券が領収書控えとなっており、順番になっている。

（監査意見）

切手と収入印紙については、切手受払簿及び収入印紙受払簿で受入及び払出並びに残高を記入しており、残高にチェックマークがあるが、誰が実査し残高を確かめたか不明である。実査残高を確かめた担当者の印を押印するよう指定管理者を県の所管課はモニタリングすべきである。

キ　業務報告書の月次予算実績比較と差異分析について

月次で予算実績比較し、差異分析は業務報告の中で月毎に分析している。「指定管理予算執行状況」で勘定科目毎に吟味している。

ク　施設の利用状況の分析について

利用者数の把握方法は、「宮崎県総合運動公園利用人数把握フロー」で把握している。利用状況の良否を判断は、業務報告書の中で月毎に分析している。

ケ　事業報告書の分析について

施設運営費用が最適かどうかを判断するための基準はないが、施設運営費用削減の余地は、指定管理者への事前アンケート項目「経費縮減のための

方策」で、コスト意識の徹底、予防保全、再委託業務の見直しと自主事業に区分し分析している。

コ　業務報告書の審査について

（監査意見）

所管課は、業務報告書の書面審査を行い業務報告書に書き込みをしているが、審査調書は作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果、業務の改善は、口頭でなく文書で指導するべきである。

サ　事業報告書の審査について

（監査意見）

事業報告書の審査チェクリストは作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェクリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果を所管課として評価し、指定管理者への評価結果の通知は、口頭でなく文書で指導するべきである

シ　収支決算報告書の収支差額について

指定管理事業会計以外に自主事業会計を計上しているが、平成20年度のそれぞれの収支差額は0円ではなかった。平成18年度及び平成19年度では指定管理業務会計の収支差額は0円であつた。平成18年度指定管理事業会計から退職金積立会計に1,836千円繰入した結果、収支差額は0円となっていた。当該指定管理事業会計では問題なかった。

（監査意見）

収支が均衡する理由が不明な場合は、共通費用の按分が合理的であるか等を、作成基礎資料などで確認することが必要と思われる。

ス　決算書等報告の審査について

（監査意見）

毎年度、決算書等報告の審査調書を作成していないが、審査過程で問題なかったことを明確にするため審査調書を作成する必要がある。また、審査後の対応で指定管理者に対し口頭による財務改善の指導及び助言を行っているが、口頭でなく文書で指導するべきである。

セ　実地調査の審査について

（監査意見）

所管課は年４回実地調査を行いその都度報告書を作成している。指定管理者は供覧書をその都度作成し調査概要、調査内容、調査結果を供覧している。所管課は、実地調査の具体的項目のリスト表である「指定管理者管理運営実地調査シート」を作成しているが、実地調査項目の脱漏防止及び実地調査で問題なかったことを明確にするため、審査調書を作成、保管するとともに、調査の結果、改善が必要な場合は、指定管理者に対して口頭でなく文書で指導するべきである。

ソ　「利用者の声」に基づくモニタリングについて

（監査意見）

利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）においては、所管課は指定管理者と協議をした場合は、文書で質問項目等の協議内容を残すべきである。

指定管理者の故障、事故、苦情などについての記録簿を閲覧した場合は、所管部課担当員の閲覧印を押印するべきである。

利用者に対する利用者満足度調査を年２回実施しており、回収率を上げるための工夫としては、その場で書いてもらうようにしている。利用者満足度調査の回答は利用者の不満足点が述べてあるものが多いため、利用者にサービス等改善された点の項目を設けて書いてもらうと良いと考える。なぜなら、利用者にサービス等改善された点がないと判定されることは、指定管理者の事業計画等及び県所管課のモニタリングのあり方に問題があると利用者から判定されると思われるからである。

タ　地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

（監査意見）

施設利用者や県民の声を施設運営やサービスの向上に反映させるために、外部の第三者評価委員会を設置したら良いと思われる。

31　宮崎県川南遊学の森

(1) 施設の概要

ア　設立の目的

森林に関する知識や技術を修得するとともに、森林とのふれあいの場を提供することを目的とする。

イ　設置根拠条例等

公の施設に関する条例

ウ　所管課

環境森林部自然環境課

エ　施設概要

区域面積：23ha

（ア）施設等：①管理車道1,170ｍ　②林間歩道5,580ｍ
③展望施設１棟　④あずまや１棟　⑤バイオトイレ１棟
⑥炭焼き体験施設１棟　⑦炭焼き窯１基　⑧野鳥観察施設１基　⑨ベンチ、案内板等

（イ）区域内面積内訳：

スギ人工林	広葉樹林	伐採跡地	道路敷等	計
2.1ha	19.3ha	0.3ha	1.3ha	23.0ha

（ウ）森林のゾーイング：

野鳥の森、冒険の森、薬木の森、香りの森、昆虫の森、古（いにしえ）の森、林業体験の森、郷土の森、親水の森、ビオトープ

(2) 指定管理の状況

ア　指定管理業務の内容

上記対象施設に関する

・施設の利用に関する業務
・施設の維持及び保全に関する業務
・児童・生徒等を対象にした森林環境教育の実施に関する業務

イ　指定管理者の組織及び職員の状況

（社）宮崎県緑化推進機構が指定管理者となっているが、宮崎県川南遊学の森には常駐の職員はいない。

（社）宮崎県緑化推進機構は、理事を除いて４人の職員で構成されていて職員１名、嘱託及び臨時が３名である。県からの派遣職員はいないが、県職員ＯＢは常勤理事１名と事務局長の計２名である。

ウ　募集及び選定の状況

	指定管理者	応募者	現地説明参加者
21年度	宮崎県緑化推進機構	1	1

エ　指定管理条件の概要

年度別の指定管理料　（単位：千円）

17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度計画
－	－	－	－	6,000

第１期指定期間　平成21年４月１日～平成24年３月31日の３年間

指定管理料基準価格（上限額）　6,103,000円

(3) 監査結果及び監査意見

ア　直営施設のあり方の見直しについて

川南遊学の森は公の施設として平成19年３月に設置されたもので、平成20年度は宮崎県の直営で、研修業務を（社）宮崎県緑化推進機構に委託していた。

直営施設のあり方の見直しにより平成 21 年４月から指定管理者制度の導入が決まり、現在第１期目が始まっているところである。

イ　募集条件について

（監査意見）

第１期指定で最終的な応募者だけでなく現地説明参加者も１者だけであったことに関して、所管課によれば次のような理由が考えられるということである。

・地理的条件が不利なこと。
・施設の維持管理や研修の受け入れが指定管理者の主な業務となっており、収入増があまり見込めないこと。

このような理由は一言で言えば民間から見たときに魅力がなかったということであろうと思われる。そうであれば第２期の募集では複数の応募があるような方策を考える必要があると思われる。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

資料　管理運営等調査

（1）指定管理者制度導入施設における管理運営費の推移　　（単位：千円）

N0	施　設　名	17 年度	20 年度	差　額	割　合
1	宮崎県男女共同参画センター	37,335	25,681	△11,654	68.7%
2	県立芸術劇場	899,242	867,905	△31,337	96.5%
3	宮崎県東京学生寮	31,140	25,270	△5,870	81.1%
4 5	宮崎県福祉総合センター 県立母子福祉センター	62,471	45,332	△17,139	72.5%
6	県立視覚障害者センター	26,572	25,819	△753	97.1%
7	県立聴覚障害者センター	25,794	25,434	△360	98.6%
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家） 宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家） 宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）	337,233	284,542	△52,691	84.3%
11	宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）	19,635	23,100		
		17 年度と指定管理者導入後は業務内容の追加等があるため比較できない。			
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	53,657	43,563	△10,094	81.1%
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	2,022	1,874	△148	92.6%
14	宮崎県機械技術センター	71,363	52,352	△19,011	73.3%
15 16	県営国民宿舎えびの高原荘 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	歳入 97,179 歳出 100,927	納付金 39,000		
		歳出は、県の管理運営費であり、起債償還金及び県負担の修繕費等は含んでいない。			
17	県営国民宿舎高千穂荘	歳入 96,882 歳出 88,423	納付金 45,000		
		歳出は、県の管理運営費であり、起債償還金及び県負担の修繕費等は含んでいない。			

N0	施　設　名	17 年度	20 年度	差　額	割　合
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場(有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ)	4,651	3,307	△1,344	71.1%
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉 宮崎港マリーナ施設	49,468	48,500	△968	98.0%
21 22	県立青島亜熱帯植物園 宮崎県総合運動公園	123,861	106,547	△17,314	86.0%
23 24	県立平和台公園 宮崎県総合文化公園	92,662	81,000	△11,662	87.4%
25	県立阿波岐原森林公園	57,841	53,000	△4,841	91.6%
26	特別史跡公園西都原古墳群	27,548	25,298	△2,250	91.8%
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	70,395	74,107	3,712	105.2%
28 29	宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場	46,449	36,672	△9,777	78.9%
30	宮崎県総合運動公園(有料公園施設のみ)	426,195	360,517	△65,678	84.5%

(2) 各施設の「利用者数」と「利用料金収入」の比較

N0	施　設　名	利用者数(人)			利用料金収入(千円)		
		17 年度	20 年度	比較	17 年度	20 年度	比較
1	宮崎県男女共同参画センター	8,128	11,648	143%	—	—	
2	県立芸術劇場	253,931	215,079	84.6%	58,182	51,180	87.9%
3	宮崎県東京学生寮	30,654	26,558	86.6%	18,411	16,224	88.1%
4 5	宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター	184,970	163,038	88.1%	—	—	
6	県立視覚障害者センター	1,752	2,163	123.4%	—	—	
7	県立聴覚障害者センター	5,311	5,437	102.3%	—	—	

N0	施設名	利用者数(人)			利用料金収入(千円)		
		17年度	20年度	比較	17年度	20年度	比較
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家) 宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家) 宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)	121,973	168,689	138.3%	7,034,685	9,411,645	133.7%
11	宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	4,684	4,756	101.5%	—	—	
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	84,000	82,530	98.2%	16,535	18,115	109,5%
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	874	958	109.6%	—	—	
14	宮崎県機械技術センター	—	—		3,452,480	3,127,160	90.5%
15 16	県営国民宿舎えびの高原荘 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	65,142	64,933	99.6%	234,514 平成17年度の使用料金収入には、県からの管理運営委託料・宿泊の食事代を含まない。	218,039	92.9%
17	県営国民宿舎高千穂荘	63,475	71,181	112.1%	287,907 平成17年度の使用料金収入には、県からの管理運営委託料・宿泊の食事代を含まない。	342,660	119.0%

N0	施 設 名	利用者数(人)			利用料金収入(千円)		
		17 年度	20 年度	比較	17 年度	20 年度	比較
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉宮崎港マリーナ施設	117,700	199,200	169.2%	30,956	27,857	89.9%
21	県立青島亜熱帯植物園	10,080	19,409	192.55	1,317	2,257	171.3%
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	35,951	37,971	105.6%	93,649	91,021	97.1%
28 29	宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場	235,045	251,928	107.1%	7,310	7,639	104.5%
30	宮崎県総合運動公園	1,649,499	1,572,434	95.3%	98,025	94,238	96.1%

(3) 管理運営費に締める人件費割合　　(単位：千円)

N0	施 設 名	科 目	17年度実績	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績
1	宮崎県男女共同参画センター	管理運営費	37,335	26,062	26,069	25,681
		人件費	21,934	12,207	11,831	11,631
		人件費割合	58.7%	46.8%	45.3%	45.2%
2	県立芸術劇場	管理運営費	899,242	753,229	801,528	867,905
		人件費	159,870	154,325	148,795	138,522
		人件費割合	17.7%	20.4%	18.5%	15.9%
3	宮崎県東京学生寮	管理運営費	31,140	26,380	24,840	25,270
		人件費	7,292	10,836	11,331	11,342
		人件費割合	23.4%	41.0%	45.6%	44.8%
4 5	宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター	管理運営費	62,471	45,205	45,535	45,332
		人件費	19,722	11,122	11,423	11,179
		人件費割合	31,5%	24.6%	25.0%	24.6%
6	県立視覚障害者センター	管理運営費	26,572	26,212	25,048	25,819
		人件費	20,303	20,578	19,888	21,247
		人件費割合	76.4%	78.5%	79.3%	82.2%
7	県立聴覚障害者センター	管理運営費	25.794	25,434	25,434	25.434
		人件費	23,943	23,611	23,565	23,639
		人件費割合	92.8%	92.8%	92,6%	92,9%

N0	施 設 名	科 目	17年度実績	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家) 宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家) 宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)	管理運営費	337,233	279,061	283,883	284,542
		人件費	230,186	140,639	151,507	148,881
		人件費割合	68.2%	50.3%	53.3%	52.3%
11	宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	管理運営費	19,635	23,859	23,325	23,100
		人件費	8,475	10,043	9,257	9,683
		人件費割合				
		17年度と指定管理者導入後は業務内容の追加等があるため比較できない。				
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	管理運営費	53,657	43,377	43,796	43,563
		人件費	28,013	27,004	24,699	24,478
		人件費割合	52.2%	62.2%	56.3%	56.1%
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	管理運営費	2,022	1,929	1,830	1,874
		人件費	1,298	1,068	1,149	1,036
		人件費割合	64.1%	55.3%	62.7%	55.2%
14	宮崎県機械技術センター	管理運営費	71,363	54,005	54,341	52,352
		人件費	40,305	35,615	35,537	31,173
		人件費割合	56.4%	65.9%	65.3%	59.5%
15 16	県営国民宿舎えびの高原荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	管理運営費	224,881	222,985	235,226	230,240
		人件費	76,211	61,529	59,508	61,721
		人件費割合	33.8%	27.5%	25.2%	26.8%
17	県営国民宿舎高千穂荘	管理運営費	259,587	257,402	277,413	326,317
		人件費	105,610	85,162	93,307	96,323
		人件費割合	40.6%	33.0%	33.6%	29.5%
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場(有用植物園内エントランスガーデン及びロピカルガーデン施設のみ)	管理運営費	4,651	3,720	3,501	3,307
		人件費	—	2,478	2,455	2,261
		人件費割合		66.6%	70.1	68.3%
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉、宮崎港マリーナ施設	管理運営費	49,468	50,000	48,500	48,500
		人件費	33,296	36,139	38,620	35,381
		人件費割合	67.3%	72.2%	79.6%	72,9%

N0	施　設　名	科　目	17年度実績	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績
21	県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園	管理運営費	123,861	109,382	110,095	108,804
22		人件費	—	58,013	62,330	54,904
		人件費割合		53.0%	56.6%	50.4%
23	県立平和台公園、宮崎県総合文化公園	管理運営費	92,662	83,000	81,000	81,000
24		人件費	—	49,248	50,003	50,714
		人件費割合		59.3%	61.7%	62.6%
25	県立阿波岐原森林公園	管理運営費	57,841	54,500	54,000	53,000
		人件費	—	33,594	32,520	32,227
		人件費割合		61.6%	60.2%	60.8%
26	特別史跡公園西都原古墳群	管理運営費	27,548	25,298	25,298	25,298
		人件費	—	13,554	14,745	14,777
		人件費割合		53.7%	58.2%	58.4%
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	管理運営費	70,395	75,279	73,344	74,107
		人件費	39,629	40,440	39,971	37,898
		人件費割合	56.2%	5307%	54.4%	51.1%
28	宮崎県体育館	管理運営費	46,449	40,682	37,915	36,372
29	宮崎県ライフル射撃競技場	人件費	21,650	11,766	13,946	14,538
		人件費割合	46.6%	28.9%	36,7%	39.9%
30	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）	管理運営費	426,195	360,485	360,486	360,517
		人件費	150,071	128,690	135,602	140,828
		人件費割合	35.2%	35.6%	37.6%	39.0%

(4) 施設別指定管理料等実績計画比較　　（単位：千円）

N0	施　設　名	17 年度実績	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度計画
1	宮崎県男女共同参画センター	37,335	26,039	26,039	26,039	26,200
2	県立芸術劇場	615,357	487,893	487,893	487,893	487,893
3	宮崎県東京学生寮	31,140	10,139	9,713	9,267	9,200
4 5	宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター	62,471	48,212	47,999	47,878	51,712
6	県立視覚障害者センター	26,572	26,212	25,048	25,819	25,820
7	県立聴覚障害者センター	25,794	25,434	25,434	25,434	25,367

N0	施　設　名	17年度実績	18年度実績	19　年度実績	20年度実績	21年度計画
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家） 宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家） 宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）	―	265,000	265,000	265,000	264,000
11	宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）	19,635	21,000	20,790	20,580	21,500
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	37,122	26,284	26,284	26,284	26,442
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	2,022	1,800	1,760	1,720	2,313
14	宮崎県機械技術センター	71,363	54,005	54,341	52,352	52,854
15 16	県営国民宿舎えびの高原荘 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	歳入 97,179 歳出 100,927	納付金 39,000	納付金 39,000	納付金 39,000	納付金 39,000
17	県営国民宿舎高千穂荘	歳入 96,882 歳出 88,423	納付金 45,000	納付金 45,000	納付金 45,000	納付金 45,000
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（有用植物園内エントランスガーデン及びロピカルガーデン施設のみ）	4,651	3,720	3,501	3,307	3,247

N0	施　設　名	17 年度実績	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度計画
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉、宮崎港マリーナ施設	49,468	50,000	48,500	48,500	79,800
21 22	県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園	123,861	107,747	1017,147	106,547	107,000
23 24	県立平和台公園 宮崎県総合文化公園	92,662	83,000	81,000	81,000	81,000
25	県立阿波岐原森林公園	57,841	54,500	54,000	53,000	50,616
26	特別史跡公園西都原古墳群	27,548	25,298	25,298	25,298	25,271
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	70,395	納付金 27,722	納付金 26,585	納付金 24,161	納付金 24,150
28 29	宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場	46,449	32,221	29,557	28,720	29,750
30	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）	426,195	360,484	360,484	360,484	360,206

(5) 指定管理業務の平成20年度収支差額　　（単位：千円）

N0	施　設　名	指定管理業務の20年度収支差額
1	宮崎県男女共同参画センター	358
2	県立芸術劇場	14,268
3	宮崎県東京学生寮	220
4 5	宮崎県福祉総合センター 県立母子福祉センター	2,546
6	県立視覚障害者センター	0
7	県立聴覚障害者センター	0
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家） 宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家） 宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）	1,666

N0	施　設　名	指定管理業務の20年度収支差額
11	宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）	0
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	835
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	△11
14	宮崎県機械技術センター	0
15 16	県営国民宿舎えびの高原 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	△12,201
17	県営国民宿舎高千穂荘	16,343
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ）	0
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉 宮崎港マリーナ施設	6,193
21 22	県立青島亜熱帯植物園 宮崎県総合運動公園	0
23 24	県立平和台公園 宮崎県総合文化公園	497
25	県立阿波岐原森林公園	0
26	特別史跡公園西都原古墳群	△1,370
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	1,342
28 29	宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場	81
30	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）	14

(6) 応募者数

N0	施　設　名	応募者数		現地説明参加者数	
		18年度	21年度	18年度	21年度
1	宮崎県男女共同参画センター	1	1	7	2
2	県立芸術劇場	2	—	2	—
3	宮崎県東京学生寮	6	2	5	4
4 5	宮崎県福祉総合センター 県立母子福祉センター	4	1	4	4
6	県立視覚障害者センター	1	1	3	2
7	県立聴覚障害者センター	1	1	2	2

N0	施　設　名	応募者数		現地説明参加者数	
		18 年度	21 年度	18 年度	21 年度
8 9 10	宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家） 宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家） 宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）	4	1	13	1
11	宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）	1	1	3	1
12	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	2	1	7	1
13	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	1	1	3	1
14	宮崎県機械技術センター	1	1	2	1
15 16	県営国民宿舎えびの高原荘 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	1	—	16	—
17	県営国民宿舎高千穂荘	2	—	5	—
18	宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（有用植物園内エントランスガーデン及びトロピカルガーデン施設のみ）	3	—	4	—
19 20	宮崎県サンビーチ一ツ葉 宮崎港マリーナ施設	3	4	9	13
21 22	県立青島亜熱帯植物園 宮崎県総合運動公園	3	4	30	20
23 24	県立平和台公園 宮崎県総合文化公園	5	4	30	20
25	県立阿波岐原森林公園	5	6	30	20
26	特別史跡公園西都原古墳群	2	4	30	20
27	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	2	1	2	2
28 29	宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場	1	2	2	3
30	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）	1	2	10	7